

第2次 甲斐市一般廃棄物処理基本計画 (改訂版)

【2023（令和5）年度～2027（令和9）年度】



甲斐市

2023（令和5）年3月

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
第1節 計画の趣旨と見直しの背景	2
第2節 計画の位置付け	3
第3節 計画の役割	4
第4節 計画期間及び対象地域	5
第5節 廃棄物に関する国・県及び市の動向	6
第2章 甲斐市の概況	9
第1節 位置・地勢・面積	10
第2節 人口・世帯の推移	11
第3節 産業の動向	13
第3章 アンケート結果（抜粋）	15
第1節 アンケート概要	16
第2節 市民アンケート結果	17
第3節 事業所アンケート結果	20
第4章 ごみ処理の現状と課題	23
第1節 ごみ処理の現状	24
第2節 計画の検証と評価	37
第3節 今後の課題	46
第5章 ごみ処理基本計画	47
第1節 基本理念	48
第2節 ごみ・資源物の推計	49
第3節 計画の目標設定	52
第4節 目標達成のための具体的な取り組み	58
第6章 生活排水処理基本計画	65
第1節 生活排水処理の現状	66
第2節 計画の評価と課題	76

第3節 基本理念.....	77
第4節 計画の目標設定.....	78
第5節 目標達成のための具体的施策.....	79
第7章 計画の進行.....	83
第1節 各主体の役割.....	84
第2節 計画の進行管理.....	85
資料編.....	87
資料1 市民アンケート結果.....	88
1. 調査概要.....	88
1. 1 調査の目的.....	88
1. 2 調査対象、調査期間.....	88
1. 3 回収率.....	88
2. 調査結果.....	88
2. 1 属性.....	88
2. 2 ごみ問題に対する関心度について.....	90
資料2 事業所アンケート結果.....	108
1. 調査概要.....	108
1. 1 調査の目的.....	108
1. 2 調査対象、調査期間.....	108
1. 3 回収率.....	108
2. 調査結果.....	108
2. 1 属性.....	108
2. 2 ごみ問題に対する関心度について.....	111

第 1 章 計画策定の趣旨

第 1 節 計画の趣旨と見直しの背景

第 2 節 計画の位置付け

第 3 節 計画の役割

第 4 節 計画期間及び対象地域

第 5 節 廃棄物に関する国・県及び市の動向

第1節 計画の趣旨と見直しの背景

近年、地球温暖化が原因とされる異常気象が世界各地で発生し、地球規模の環境問題が深刻化していることから、その一因となっている大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造を見直し、持続可能な循環型社会への転換を図ることが求められています。

特に大量廃棄については、最終処分場の逼迫や不法投棄などの問題を引き起こしており、廃棄物の発生抑制と資源の有効利用が課題となっています。

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）第6条第1項の規定に基づき、2004（平成16）年の合併以降初めて、市全域を対象とした「甲斐市一般廃棄物処理基本計画」を2008（平成20）年3月に策定し、ごみの減量化や資源化に向け、各種取り組みを進めてきました。また、国の災害廃棄物対策指針が示されたことを受けて、2016（平成28）年3月には「甲斐市災害廃棄物処理基本計画」を策定しました。

この間、社会情勢及び廃棄物行政を取り巻く状況は大きく変化し、国においては、第4次循環型社会形成推進基本計画を策定するとともに、廃棄物処理法の改正や、各種リサイクル法の制定・改正により、循環型社会の形成に向けた法体系の整備を進めてきました。2022（令和4）年4月には、プラスチックをとりまく様々な環境問題に対応するための「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環法）が施行されるなど、資源循環を加速し、循環型社会へいち早く移行していくことがますます求められています。

一方、山梨県においても、「第4次山梨県廃棄物総合計画（2021（令和3）年3月策定）」や、「山梨県災害廃棄物処理計画（2021（令和3）年3月改定）」を策定し、廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理の推進などの廃棄物対策を、総合的かつ計画的に推進しているところです。

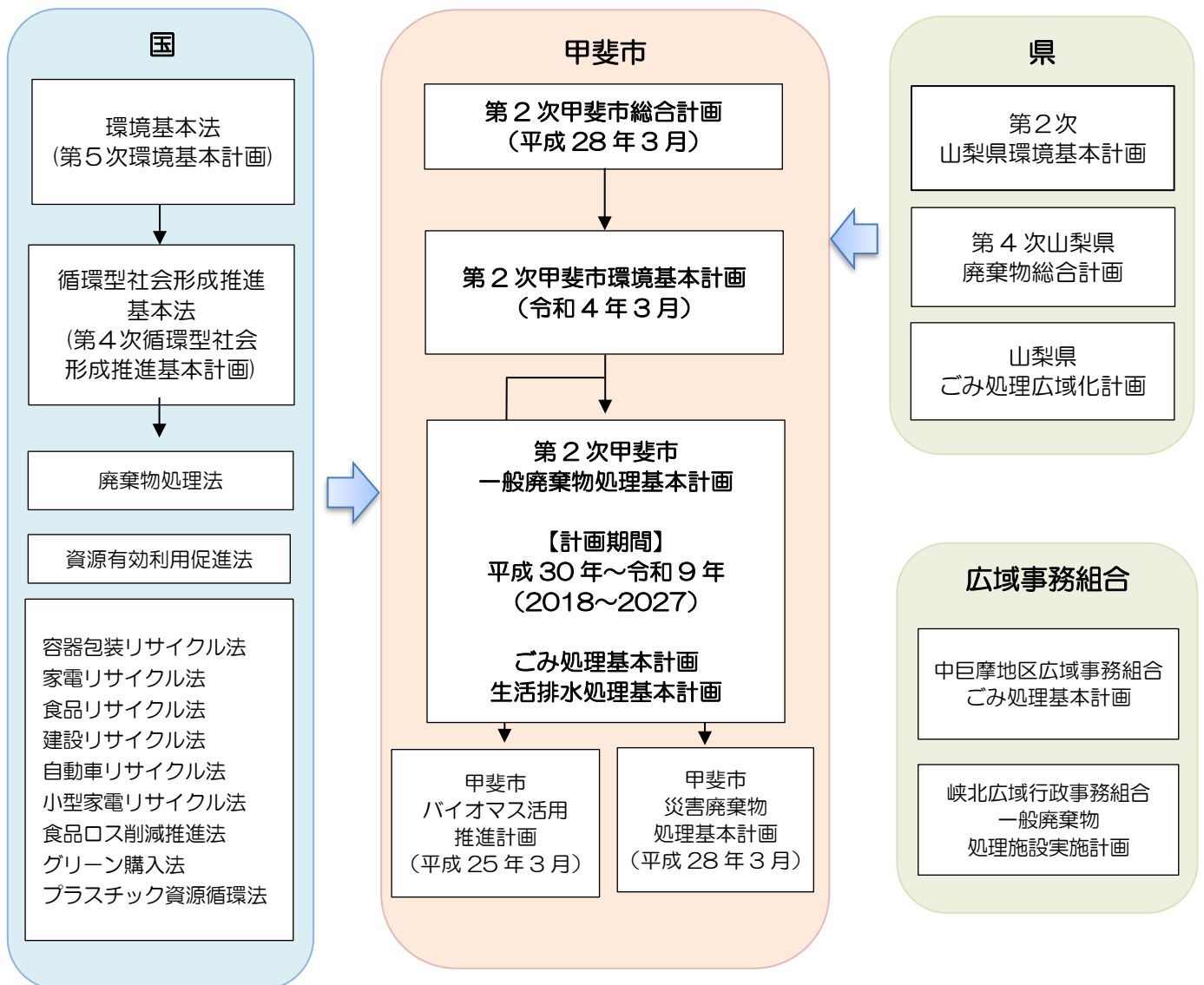
このような状況の中、2022（令和4）年度は第2次甲斐市一般廃棄物処理基本計画の中間年度にあたることから、国の基本方針を踏まえ、本市のこれまでの取り組みを考慮し、改定することとしました。

第2節 計画の位置付け

今回改定する第2次甲斐市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するもので、本市の一般廃棄物処理行政（ごみ処理・生活排水処理）における最上位の計画に位置付けられます。

また、本計画は、国の「第4次循環型社会形成推進基本計画」及び県の「第4次山梨県廃棄物総合計画」並びに本市の「第2次甲斐市総合計画」、「第2次甲斐市環境基本計画」を上位計画とし、国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)の対応を踏まえての計画と整合を図り、改定するものです。

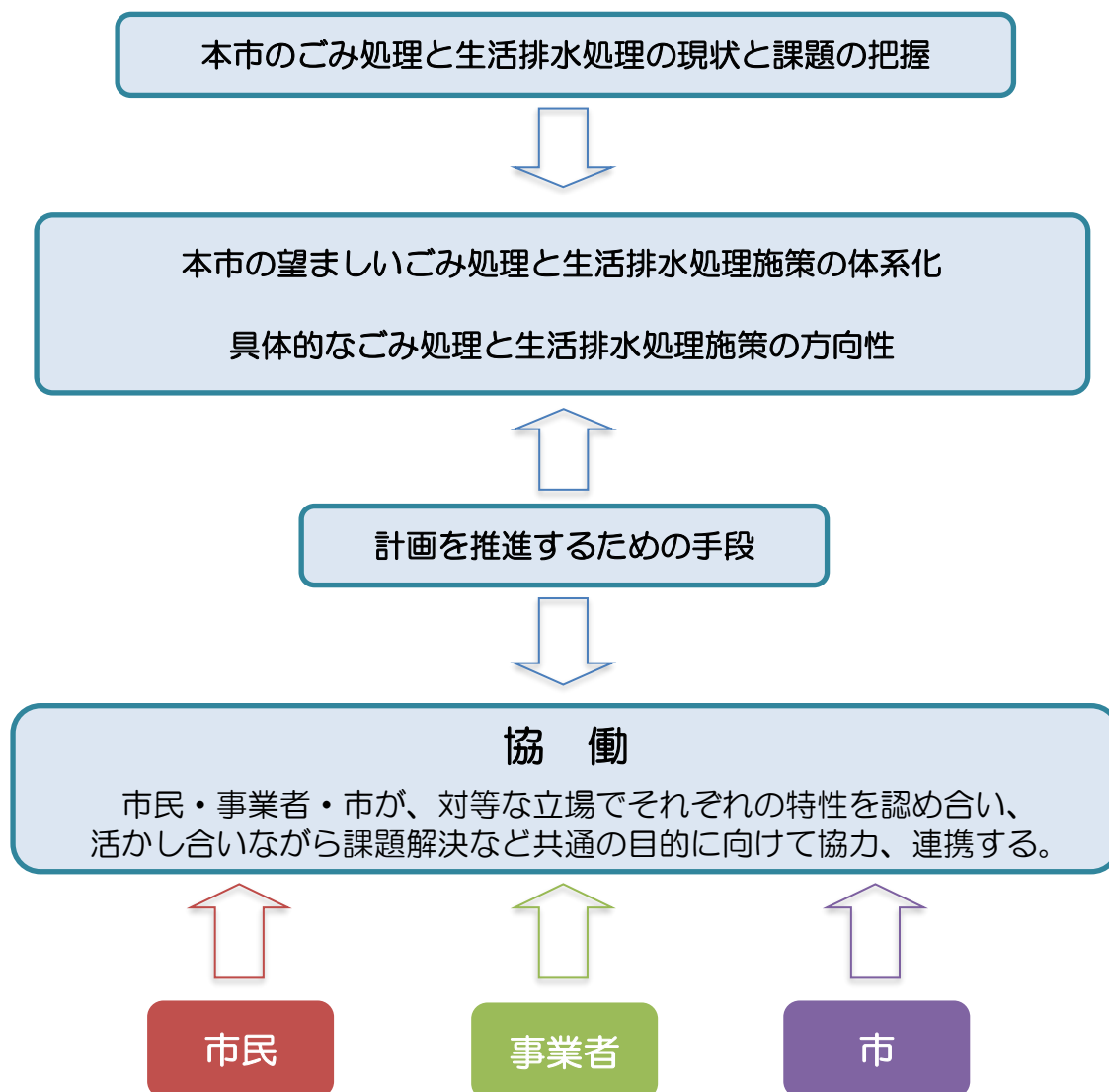
図1-1 甲斐市一般廃棄物処理基本計画の位置付け



第3節 計画の役割

本計画は、本市が今後目指すべき、ごみ処理・生活排水処理の方向性を示すとともに、本市のごみ処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、以下に示す役割を担います。

図 1-2 本計画の役割

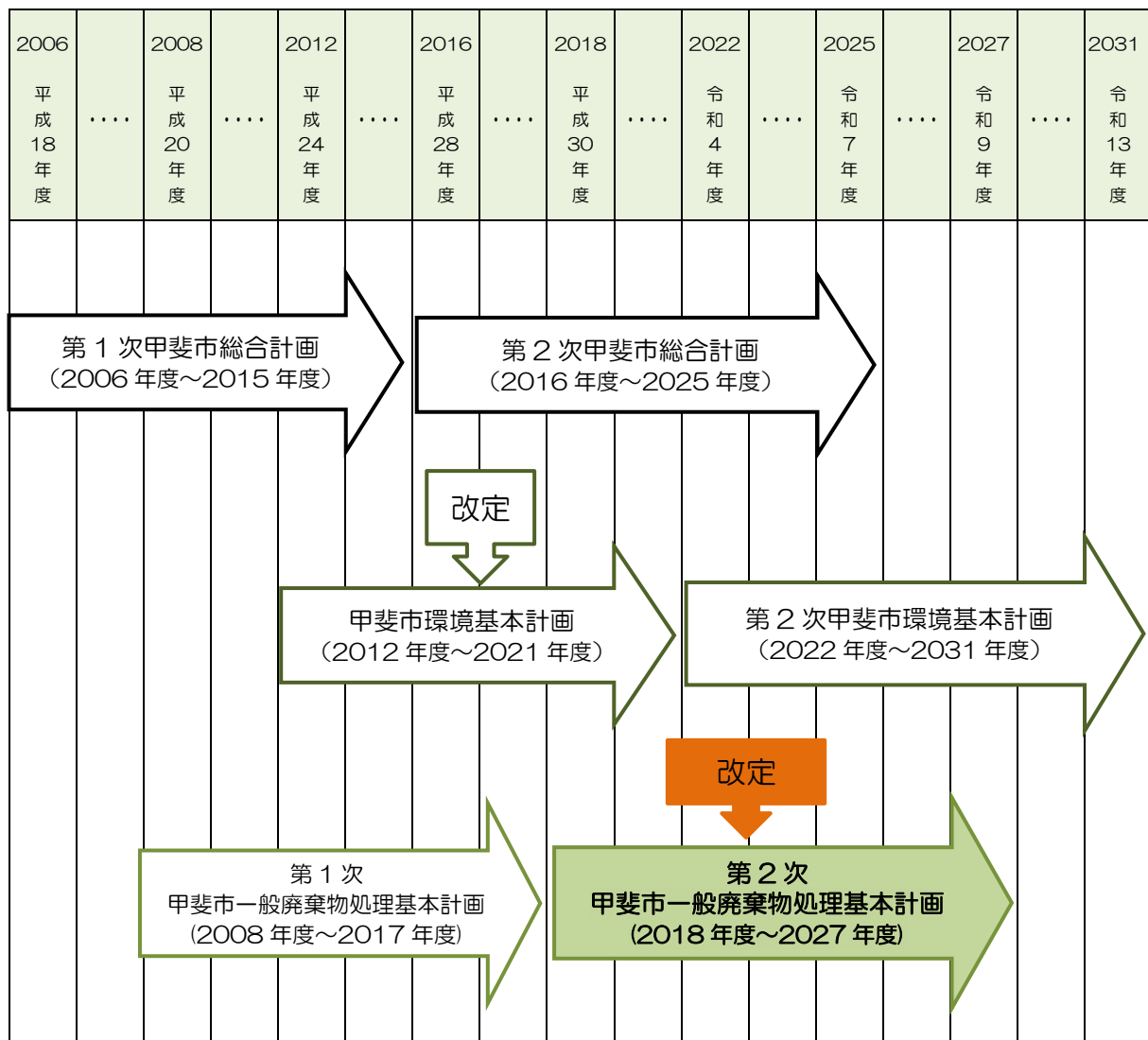


第4節 計画期間及び対象地域

(1) 計画期間

本計画は、2018（平成30）年3月に策定した第2次甲斐市一般廃棄物処理基本計画の中間年度にあたるため、改定を行いました。なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、見直しを行います。

表1-1 上位計画との期間の関係



(2) 対象地域

本計画の対象とする地域は、原則として本市全域とします。

第5節 廃棄物に関する国・県及び市の動向

(1) 国の動向

国は2000（平成12）年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、その後各種法体系の整備や3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進等により循環型社会の構築を進めています。

また、2018（平成30）年6月には、循環型社会形成推進基本法に基づく第4次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、「持続可能な社会づくりとの総合的な取り組み」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の推進と環境再生」、「災害廃棄物処理体制の構築」など7つの柱ごとに将来像、取り組み、指標が示されました。

リサイクルの推進に関しては、2000（平成12）年の「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」をはじめとした各種のリサイクル法が制定され、近年では、2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、同年12月には容器包装リサイクル法の関係省令が改正され、2020（令和2）年7月から全国一律でプラスチック製買い物袋（レジ袋）が有料化となりました。また2022（令和4）年4月には「プラスチック資源循環法」も施行され、プラスチックをとりまく様々な環境問題への対応がますます求められます。

さらに、2019年（令和元年）10月には「食品ロス¹削減推進法」が施行され、2020年（令和2年）3月に示された基本方針では、家庭系食品ロスと事業系食品ロスを2000（平成12）年比で2030（令和12）年度までに食品のロスを半減することを目指すとされています。

こうした各種リサイクル法の整備や見直しにより、循環型社会の形成に向けた取り組みが進められています。

(2) 県の動向

県では、循環型社会の形成に向けて、廃棄物の排出抑制と循環的利用に関する施策の推進を図るため、2006（平成18）年に「山梨県廃棄物総合計画」を策定しました。その後、2011（平成23）年「第2次山梨県廃棄物総合計画」と2016（平成28）年に「第3次山梨県廃棄物総合計画」となり、2021（令和3）年に「第4次山梨県廃棄物総合計画」が策定されています。

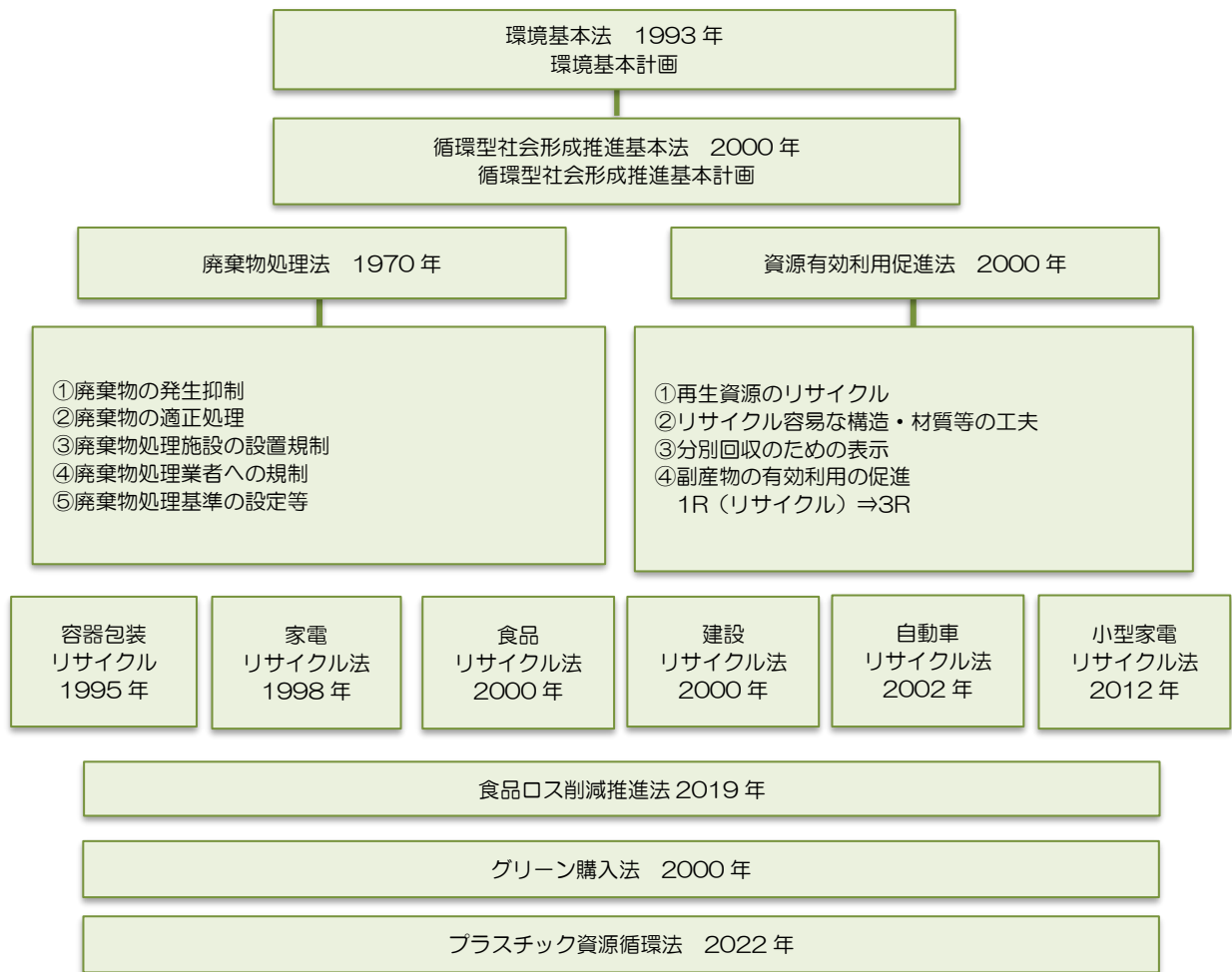
また、効率的なごみ処理を県内で広域的に行っていくための「山梨県ごみ処理広域化計画」が2018（平成30）年に策定され、県内を3つのブロックに区分し一般廃棄物処理施設の集約化が、進められています。

¹ 食品ロス：本来は食べられるのに売れ残りや鮮度の低下、期限が切れた食品、食べ残しなどの理由により廃棄されている食品。

表 1-2 国・県及び甲斐市の動向

年	国・県	甲斐市
1954	・清掃法（※廃棄物処理法の前身）	
1967	・公害対策基本法（※環境基本法の前身）	
1970	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （廃棄物処理法）	
1991	・再生資源の利用の促進に関する法律 （※資源有効利用促進法の前身）	
1993	・環境基本法	
1995	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）	
1998	・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	
2000	・循環型社会形成推進基本法 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 （資源有効利用促進法） ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法） ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）	
2002	・使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	
2006	・山梨県廃棄物総合計画	
2008	・山梨県ごみ処理広域化計画	
2009	・バイオマス活用推進基本法	・第1次総合計画 ・一般廃棄物処理基本計画
2011	・第2次山梨県廃棄物総合計画	
2012	・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）	・環境基本条例制定 ・環境基本計画 ・第2次地球温暖化対策実行計画 ・バイオマス活用推進計画
2013		・第2次総合計画
2016	・第3次山梨県廃棄物総合計画	・災害廃棄物処理基本計画 ・環境基本計画(改定版) ・第2次一般廃棄物処理基本計画
2017	・山梨県災害廃棄物処理計画	
2018	・山梨県ごみ処理広域化計画 ・第4次循環型社会形成推進基本計画	
2019	・食品ロス削減推進法	
2020	・山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画	
2021	・第4次山梨県廃棄物総合計画 ・山梨県災害廃棄物処理計画(改定)	
2022	・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）	・第2次甲斐市環境基本計画 ・第2次一般廃棄物処理基本計画 (改定予定)

図 1-3 循環型社会形成のための法体系関連図



第2章 甲斐市の概況

第1節 位置・地勢・面積

第2節 人口・世帯の推移

第3節 産業の動向

第1節 位置・地勢・面積

本市は山梨県の北西部に位置し、北は北杜市、東は甲府市、西は韮崎市・南アルプス市、南は昭和町に接しており、南北に長い地形となっています。

市の北部は森林資源の豊富な山岳や丘陵地帯、中南部は釜無川の左岸に展開する平野部があり、市街地が形成されています。また、市の東側には荒川、西側には釜無川が流れています。

本市の総面積は71.95km²であり、山梨県全体の1.6%を占めています。

交通体系については、JR中央本線が東西に横断し、中央自動車道・国道20号・国道52号の主要幹線道路が、県道及び市道とつながり道路網を形成しています。

また近年では、中部横断自動車道が延伸し、双葉サービスエリアにスマートインターチェンジが開通したほか、新山梨環状道路北部区間の調査・計画が進行するなど、市内外を結ぶ道路整備が進展し、道路交通の結束点として重要な役割を果たしています。

図2-1 山梨県における甲斐市の位置



※出典：株式会社ゼンリン

第2節 人口・世帯の推移

人口については増加傾向にあり、2021（令和3）年度は76,116人となっており、2012年度と比較すると1,909人増加しています。

地区別の状況を見ると、竜王地区が93人、敷島地区が315人、双葉地区1501人増加しています。

また、世帯数についても増加傾向にあり、2012（平成24）年度と比較すると4,066世帯増加しています。平均世帯人員は減少傾向にあり、2021（令和3）年度は2.2人となっています。

図2-2 人口の推移

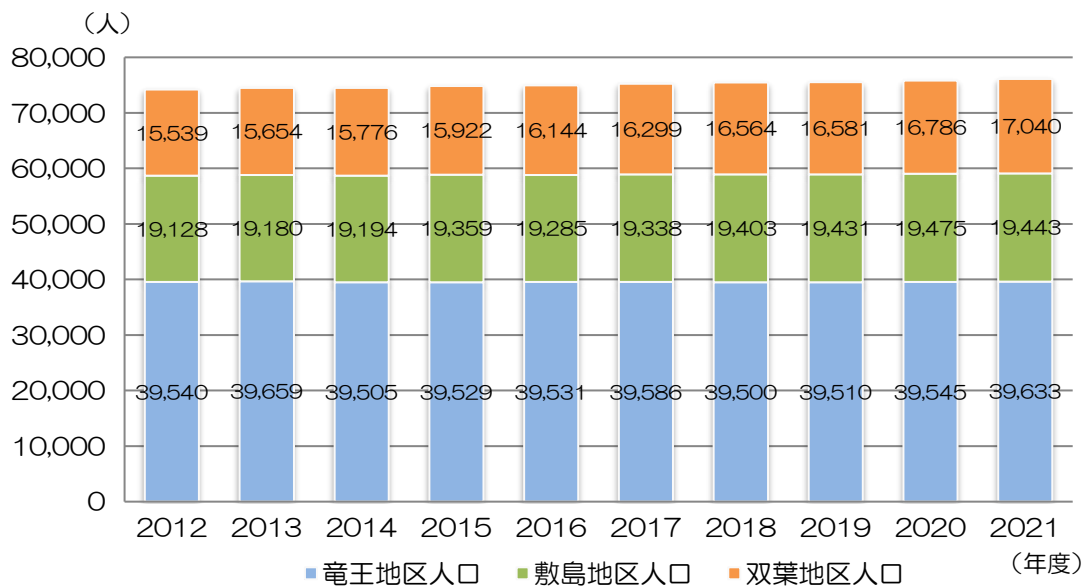
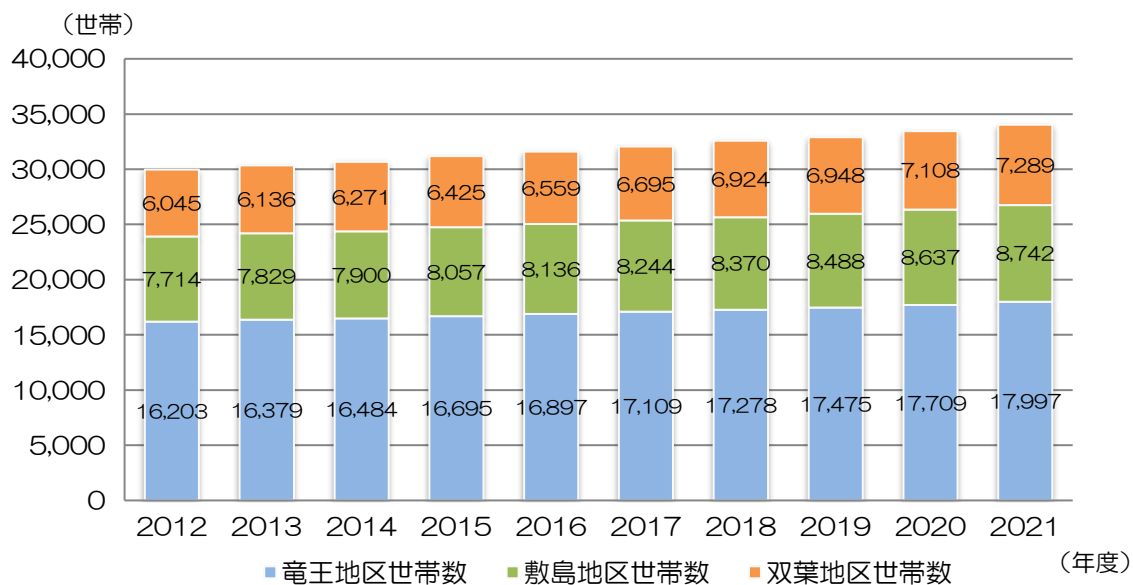


図2-3 世帯数の推移



第2章 甲斐市の概況

表 2-1 年度別人口 (単位：人)

区 分	人 口				人口増加率 (対前年比)
	竜王地区	敷島地区	双葉地区	全 体	
2012年度	39,540	19,128	15,539	74,207	—
2014年度	39,505	19,194	15,776	74,475	▲0.02%
2015年度	39,529	19,359	15,922	74,810	0.45%
2016年度	39,531	19,285	16,144	74,960	0.20%
2017年度	39,586	19,338	16,299	75,233	0.36%
2018年度	39,500	19,403	16,564	75,467	0.31%
2019年度	39,510	19,431	16,581	75,522	0.07%
2020年度	39,545	19,475	16,786	75,806	0.38%
2021年度	39,633	19,443	17,040	76,116	0.41%

※各年度末の住民基本台帳より作成

表 2-2 年度別世帯数と平均世帯人員

区 分	世 帯 数				世帯数増加率 (対前年比)	平均世帯人員 (人/世帯)
	竜王地区	敷島地区	双葉地区	全 体		
2012年度	16,203	7,714	6,045	29,962	-	2.5
2013年度	16,379	7,829	6,136	30,344	1.27%	2.5
2014年度	16,484	7,900	6,271	30,655	1.02%	2.4
2015年度	16,695	8,057	6,425	31,177	1.70%	2.4
2016年度	16,897	8,136	6,559	31,592	1.33%	2.4
2017年度	17,109	8,244	6,695	32,048	1.44%	2.3
2018年度	17,278	8,370	6,924	32,572	1.64%	2.3
2019年度	17,475	8,488	6,948	32,911	1.04%	2.3
2020年度	17,709	8,637	7,108	33,454	1.65%	2.3
2021年度	17,997	8,742	7,289	34,028	1.72%	2.2

※各年度末の住民基本台帳より作成

第3節 産業の動向

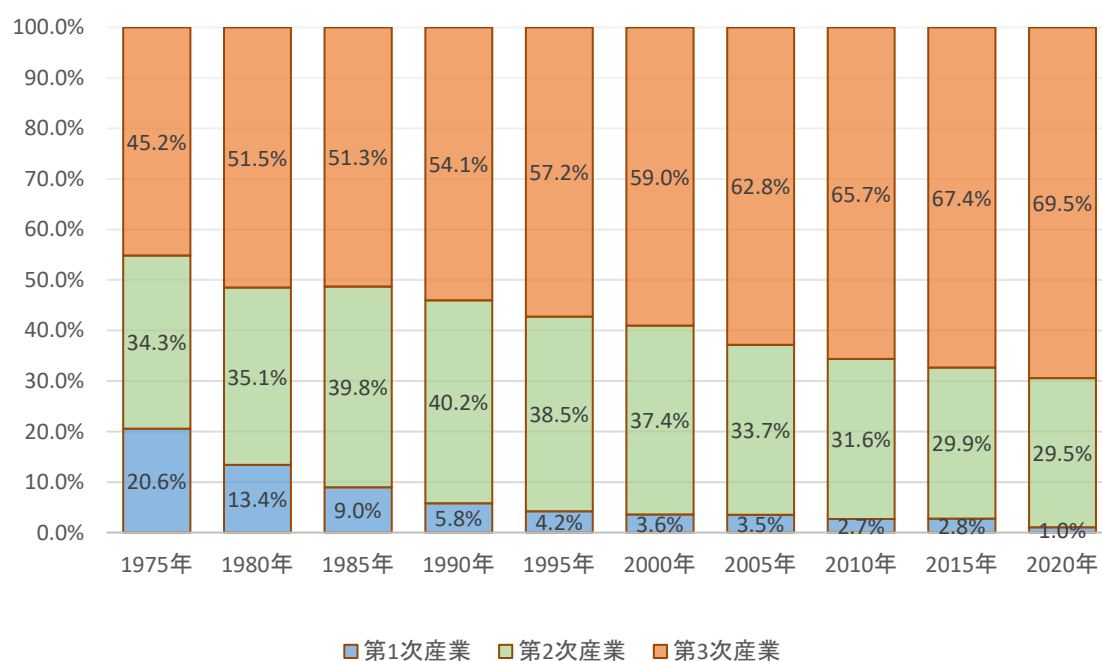
産業別人口割合の推移を見ると、第1次産業及び第2次産業が減少傾向、第3次産業が増加傾向にあります。ただし、就業人口の総数で見ると、2020（令和2）年は31,963人となり、2015（平成27）年の35,791人からは、3,828人の減少とりました。

表2-3 産業別従業員数

区 分	第1次産業		第2次産業		第3次産業		総 数
	就業人口	比 率	就業人口	比 率	就業人口	比 率	
1975年	3,571	20.6%	5,955	34.3%	7,847	45.2%	17,373
1980年	2,896	13.4%	7,577	35.1%	11,122	51.5%	21,595
1985年	2,350	9.0%	10,419	39.8%	13,437	51.3%	26,206
1990年	1,749	5.8%	12,141	40.2%	16,343	54.1%	30,233
1995年	1,479	4.2%	13,470	38.5%	20,008	57.2%	34,957
2000年	1,340	3.6%	13,906	37.4%	21,981	59.0%	37,227
2005年	1,291	3.5%	12,486	33.7%	23,304	62.8%	37,081
2010年	963	2.7%	11,216	31.6%	23,278	65.7%	35,457
2015年	986	2.8%	10,694	29.9%	24,111	67.4%	35,791
2020年	323	1.0%	9,441	29.5%	22,199	69.5%	31,963

※出典：国勢調査

図2-4 産業別従業員数の推移



第2章 甲斐市の概況

第3章 アンケート結果（抜粋）

第1節 アンケート概要

第2節 市民アンケート結果

第3節 事業所アンケート結果

第1節 アンケート概要

(1)目的

本計画の改定に向けた基礎資料として、一般家庭から発生するごみ（家庭系一般廃棄物）と、事業所から発生するごみ（事業系一般廃棄物）の現状と課題を把握することを目的として、アンケートを実施しました。

(2)概要

市民アンケート

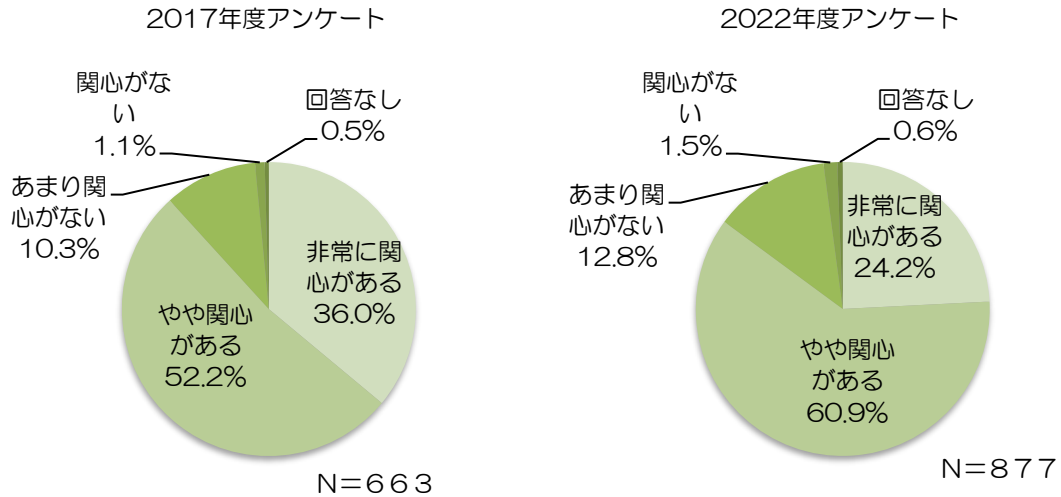
項目	対象
地域	甲斐市全域（竜王地区、敷島地区、双葉地区）
対象者	市内在住者 18 歳以上の男女
対象数	1,500 人（男女各 750 人）
抽出方法	住民基本台帳から無作為に抽出
方法	郵送による無記名式アンケート
期間	2022（令和4）年9月6日（火）～9月20日（火）
回収数	877（回収率 58.5%）

事業所アンケート

項目	対象
地域	甲斐市全域（竜王地区、敷島地区、双葉地区）
対象	市内事業所
対象数	50 事業所
抽出方法	市内に住所のある事業所から無作為に抽出
方法	郵送による無記名式アンケート
期間	2022（令和4）年9月6日（火）～9月20日（火）
回収数	28（回収率 56.0%）

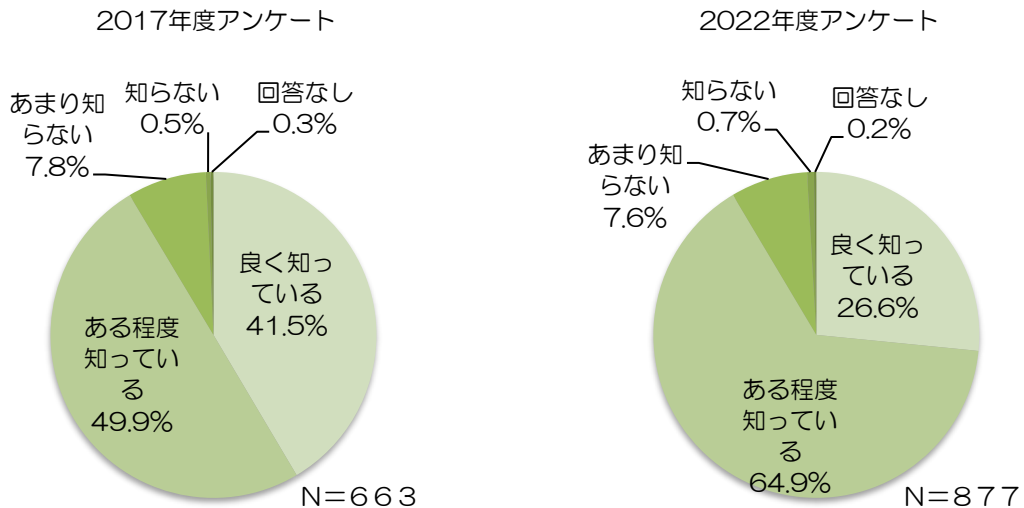
第2節 市民アンケート結果

(1)ごみ問題に対する関心度について



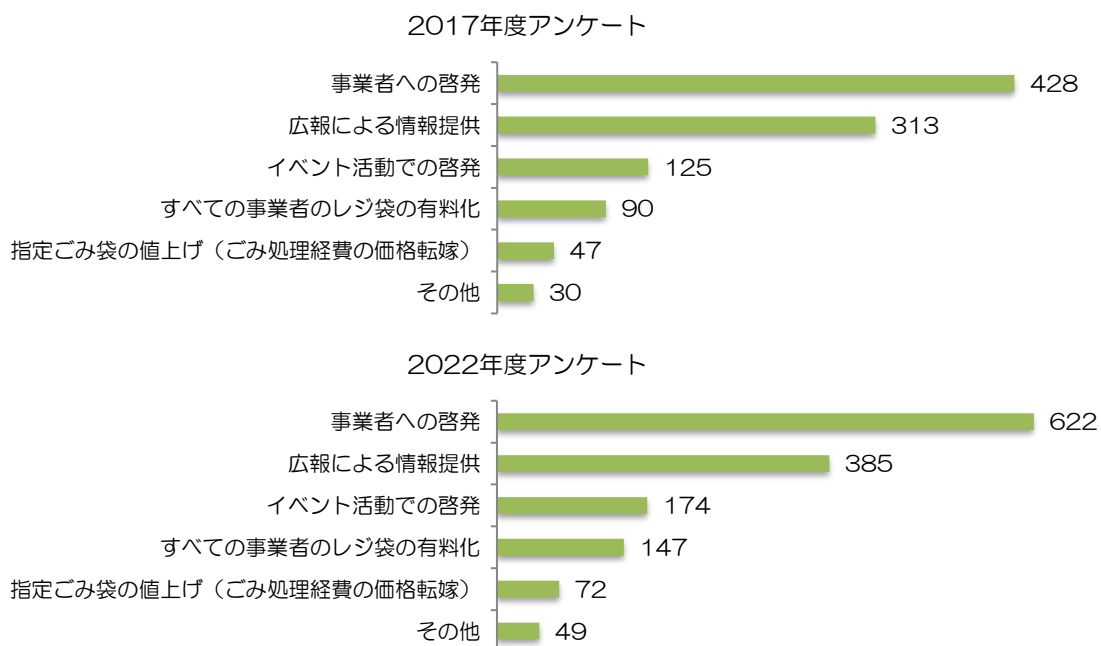
「やや興味がある」が8.7ポイント増加、「非常に興味がある」が11.8ポイント減少となりましたが、約85%の市民がごみ問題に関心を持っています。

(2)ごみの分別について



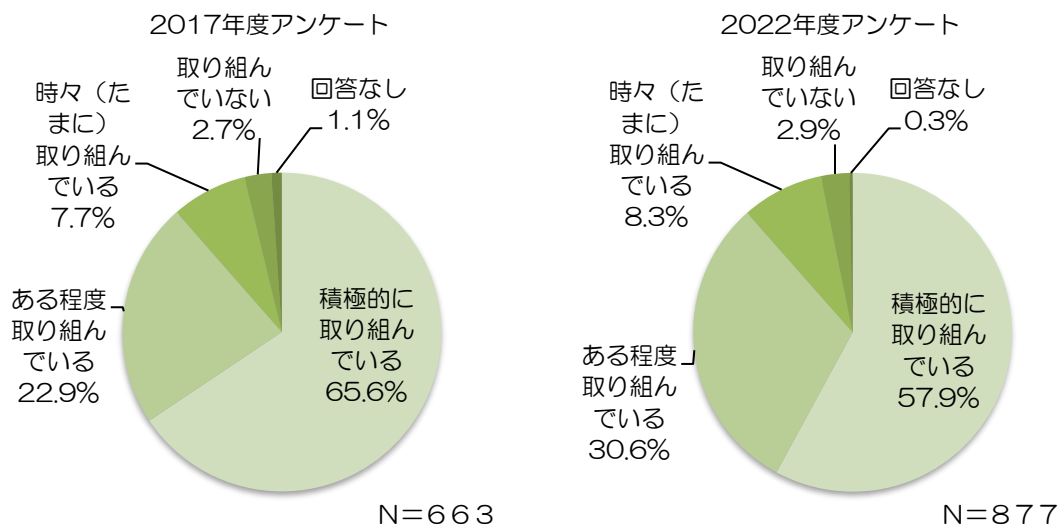
「ある程度知っている」が15.0ポイント増加、「良く知っている」が26.6ポイント減少となりましたが、約91%の市民がごみの分別及び排出方法について把握しています。

(3)ごみ発生抑制のために有効な施策（複数回答可）



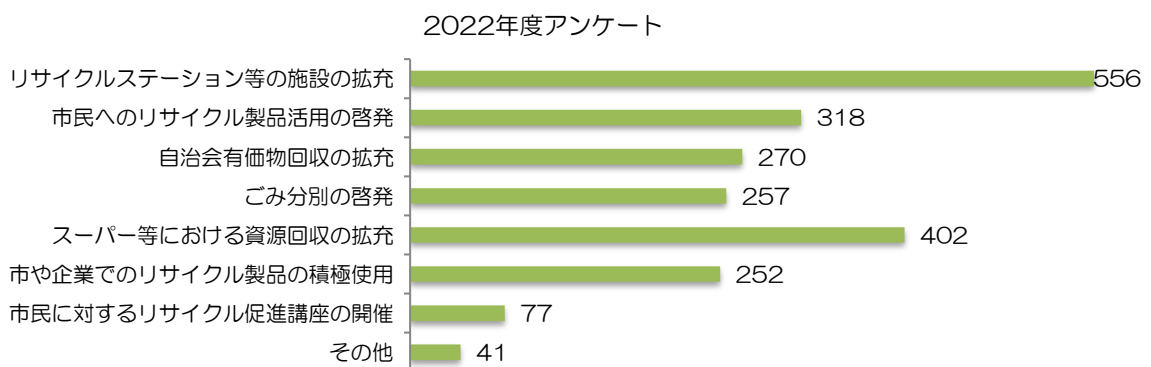
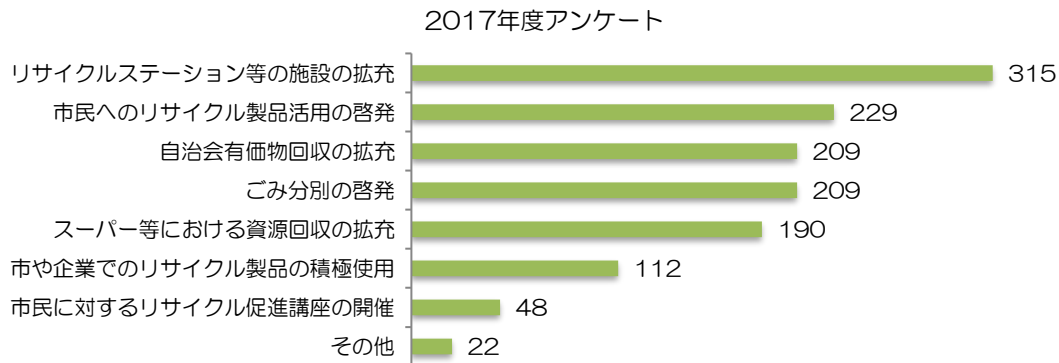
前回アンケート同様、「事業者への啓発」が最も多く、次いで「広報による情報提供」となり、市による啓発や情報提供が有効と考える意見が多数となっています。

(4)リサイクルへの取り組み状況



「積極的に取り組んでいる」が7.7ポイント減少、「ある程度取り組んでいる」が7.7ポイント増加、「時々(たまに)取り組んでいる」が0.6ポイント増加となっており、約97%の市民がリサイクルに取り組んでいます。

(5) リサイクルの取り組みを促進させるための有効な施策（複数回答可）



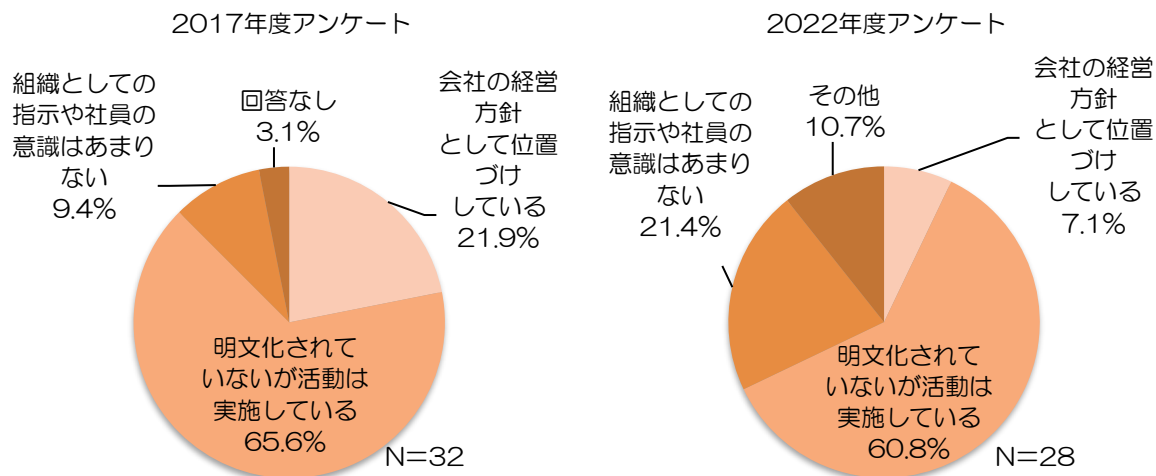
前回アンケート同様、「リサイクルステーション等の施設の拡充」が最も多くなりましたが、今回アンケートでは「スーパー等における資源回収の拡充」が次点となりました。回収拠点の充実、回収の利便性向上が有効と考える意見が多数であるといえます。

(6) 市民アンケートのまとめ

- 市民の「ごみやリサイクル」に対する関心は高く、多くの市民が市の分別方法を把握しており、ごみの発生抑制、減量化及び資源化（リサイクル）に取り組んでいます。
- 課題としては、以下の3点に集約されます。
 - ① 分別・リサイクルの促進
リサイクル率の低いプラスチック製容器包装・白色トレイ・ミックス紙等の資源化の促進と、新たな品目の回収が必要です。
 - ② 資源物の回収拠点の充実、回収の利便性向上
市民が資源物をより一層出しやすい環境を官民連携で整備する必要があります。
 - ③ 啓発活動や情報提供
ごみの減量化、発生抑制、資源化の更なる啓発や情報発信が必要です。

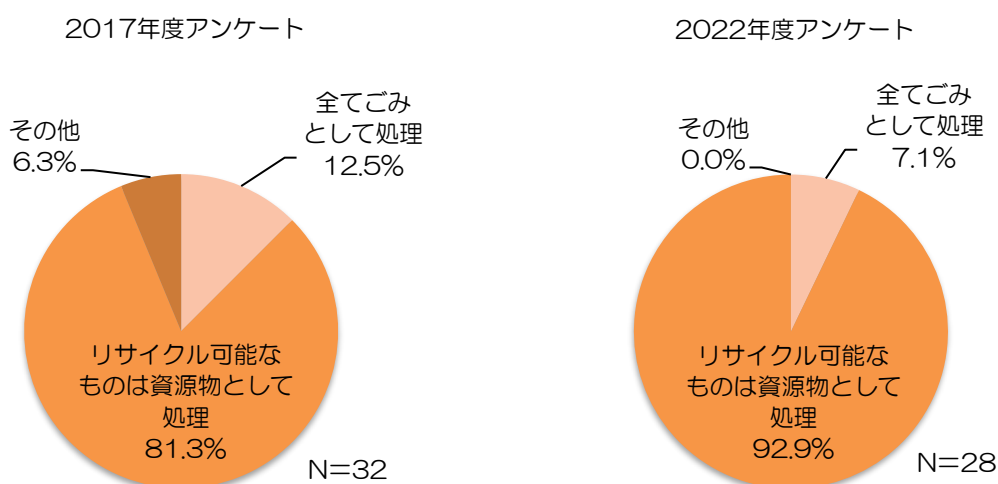
第3節 事業所アンケート結果

(1)ごみ減量化、リサイクルに対する考え方



「不明文化されていないが活動は実施している」が 4.8 ポイント減少、「会社の経営方針として位置づけしている」が 14.8 ポイントの減少となり、ごみの減量化及びリサイクルに取り組む事業所は約 68%にとどまりました。

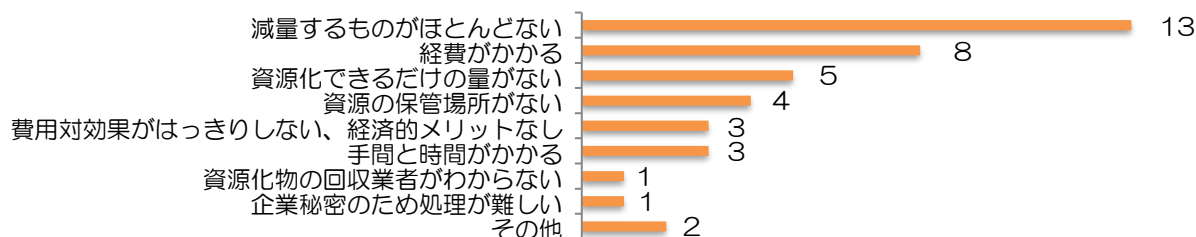
(2)事業系ごみの排出方法



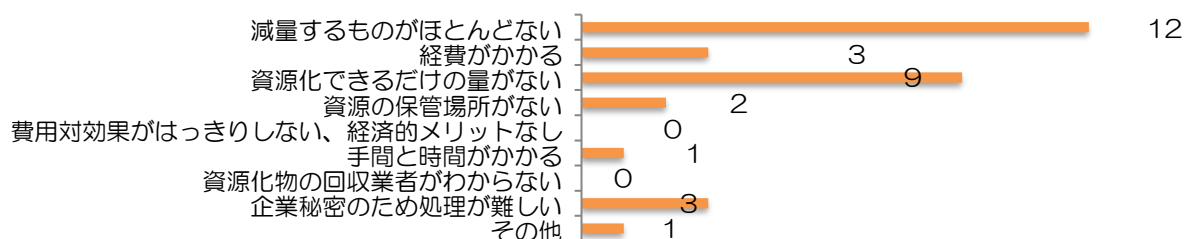
「リサイクル可能なものは資源物として処理」が 11.6 ポイント増加し、「全てごみとして処理」が 5.4 ポイント減少となりました。

(3)ごみの減量化、資源化を進めるうえでの課題（複数回答可）

2017年度アンケート



2022年度アンケート



前回アンケート同様「減量するものがほとんどない」が最も多くなりましたが、今回アンケートでは「資源化できるだけの量がない」が9にて次点となりました。次いで「時間がかかる」「企業秘密のため処理が難しい」（共に3）の順となりました。

(4)事業所アンケートのまとめ

- ごみ減量化、リサイクルに対する考え方のアンケート結果では、関心度が低くなったように見受けられますが、多くの事業所は「リサイクル可能なものは資源物として処理」しているため、ごみの発生抑制、減量化及び資源化は定常化しているものと考えられます。
- また、事業所のごみの減量・リサイクル行動として「DX導入によるペーパーレス化」「ごみの分別の徹底」「コピー用紙の両面使用」などへの取り組みが挙げられています。

第3章 アンケート結果（抜粋）

第4章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

第2節 計画の検証と評価

第3節 今後の課題

第1節 ごみ処理の現状

(1)ごみ処理体制

本市のごみ処理体制としては、竜王地区は甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町、市川三郷町、富士川町の3市3町で構成される中巨摩地区広域事務組合、敷島・双葉地区は甲斐市、韮崎市、北杜市の3市により構成される峡北広域行政事務組合において、それぞれ処理されています。図4-1にごみ処理体制の概要、表4-1に各広域事務組合の中間処理施設の概要を示します。

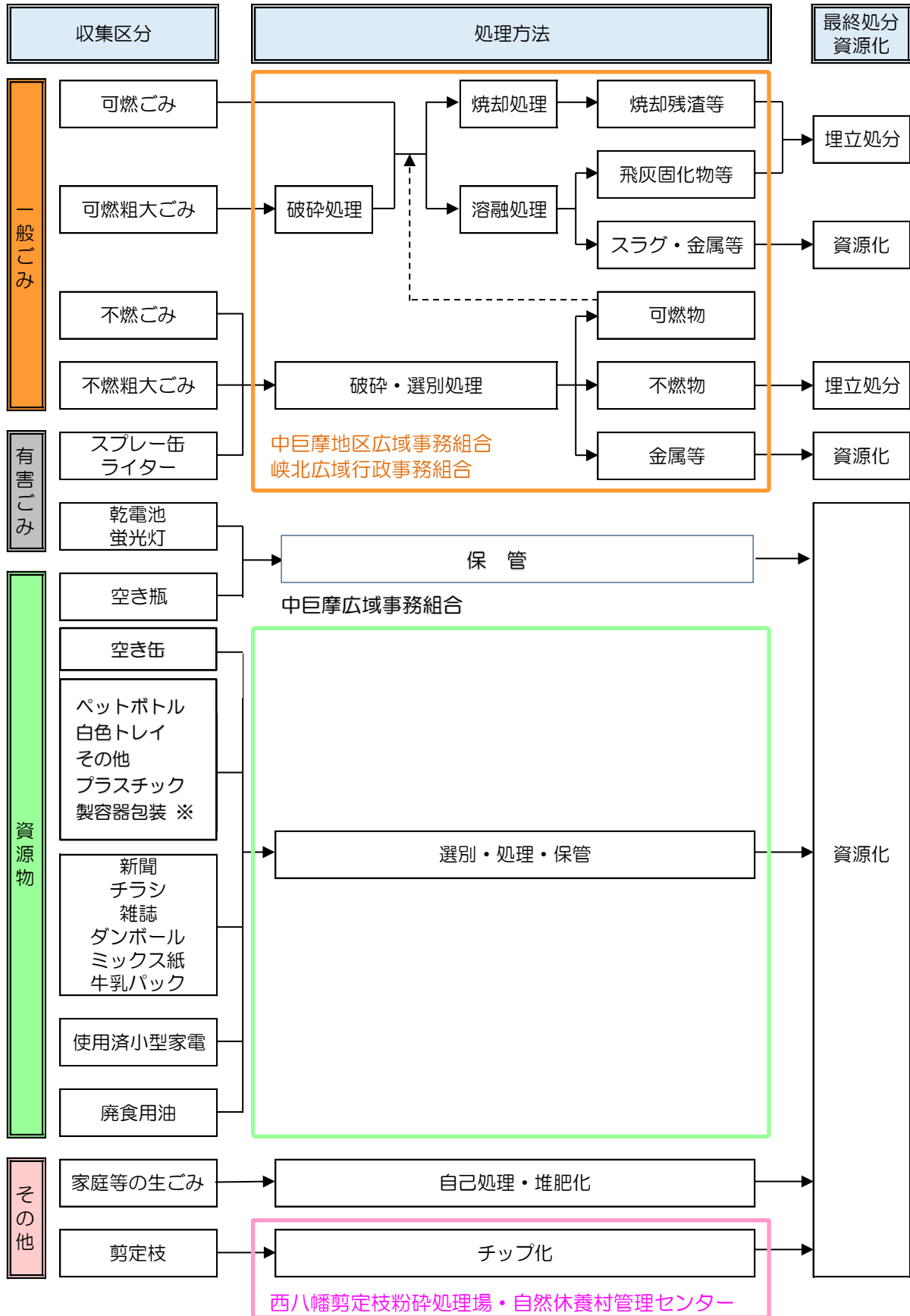
なお、それぞれの施設は老朽化が進んでいるだけでなく、施設の使用期限も迫っている状況にあるため、2021（令和2）年2月に「山梨西部広域環境組合」を設立し、新ごみ処理施設建設のための取り組みを開始しています。



中巨摩地区広域事務組合（清掃センター）



峡北広域行政事務組合（環境衛生センター）



※中巨摩広域事務組合が、民間業者と委託契約しています。

図 4-1 ごみ処理体制の概要

表 4-1 各広域事務組合の中間処理施設の概要

中巨摩地区広域事務組合			
焼却施設の概要	施設名称	中巨摩地区広域事務組合清掃センター 焼却施設	
	所在地	山梨県中央市一町畑 1189	
	処理方法	全連続燃焼式焼却炉	
	処理能力	270t/日 (90t/24h×3炉)	
	竣工年	平成9年2月	
	処理設備	受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式
		燃焼設備	ストーカ方式
		焼却ガス冷却設備	水噴射式
		廃ガス冷却設備	乾式有害ガス除去装置+バグフィルタ
余熱利用設備		温水発生器 (場内給湯、場外余熱利用施設への暖房用熱)	
通風設備		平衡通風方式	
灰出し設備		ピットアンドクレーン方式	
排水処理設備	ごみ汚水：炉内噴霧 その他排水：循環再利用方式		
粗大ごみ処理施設の概要	施設名称	中巨摩地区広域事務組合清掃センター 粗大ごみ処理施設	
	所在地	山梨県中央市一町畑 1189	
	処理方法	破碎選別方式 (4種選別)	
	処理能力	40t/5h	
	竣工年	昭和62年10月	
	処理設備	受入・供給設備	直投式 (受入れホッパ)
		破碎設備	回転式破碎机
		選別設備	磁力式選別、慣性選別機、アルミ選別機、粒度選別機
		搬送設備	ベルトコンベヤ
集じん設備		サイクロン、バグフィルタ	
貯留・搬出設備		貯留ホッパ	
峡北広域行政事務組合			
焼却施設の概要	施設名称	峡北広域環境衛生センター	
	所在地	山梨県韮崎市竜岡町下条南割 1895	
	処理方法	連続式ガス化溶融施設	
	処理能力	160t/24h (80t×24h×2炉)	
	竣工年	平成15年3月	
	処理設備	受入・供給設備	ピット・クレーン：ピット容量 4,600 m ³
		燃焼設備	キルン式ガス化溶融炉
		ガス冷却設備	廃熱ボイラー及び水噴射ガス冷却式減温塔
		排ガス冷却設備	除塵用及び脱塩用バグフィルタ
通風設備		煙突高さ：45m	
灰出し設備		脱塩残渣処理装置	
排水処理設備	ごみピット汚水：炉内噴霧高温酸化処理 プラント系排水：生物処理、凝集沈殿、ろ過、吸着及び塩類除去		
不燃ごみ処理施設の概要	施設名称	峡北広域環境衛生センター 不燃物処理施設 (リサイクルプラザ)	
	所在地	山梨県韮崎市竜岡町下条南割 1895	
	処理方法	破碎選別方式	
	処理能力	15t/5h	
	竣工年	平成18年3月	
	処理設備	受入・供給設備	エプロンコンベア方式
		破碎設備	粗破碎机 (多軸低速回転破碎机) 細破碎机 (高速回転破碎机)
選別設備		機械選別方式、手選別	
貯留設備		貯留 (アルミ類、鉄類、破碎困難物)	
集じん施設	バグフィルタ、排風機、脱臭装置		

(2)ごみの収集区分

本市のごみの収集区分としては、可燃・不燃などの4種類のごみ、空き瓶・空き缶・新聞紙などの15種類の資源物、乾電池・蛍光灯などの4種類の有害ごみに分類しています。

この他に、市内2箇所（西八幡地内、牛匂地内）に剪定枝粉碎処理場を設け、家庭から排出される植木等の剪定枝を受け入れチップ化し、資源化する事業を行っており、燃えるごみの排出抑制を図っています。

表 4-2 ごみの収集区分 (令和4年4月1日現在)

種 類		地区	収集方法	収集箇所	収集回数
一般 ごみ	可燃ごみ 不燃ごみ	竜王	ステーション方式	1,126	可燃：週2回 不燃：月2回
		敷島		482	可燃：週3回 (上3地区は週2回) 不燃：月2回 (上3地区は月1回)
		双葉		286	可燃：週3回 不燃：月2又は3回
	可燃粗大ごみ 不燃粗大ごみ	竜王	拠点方式	40	可燃：月1回 不燃：月1回
		敷島		30	
		双葉	ステーション方式	286	
資源物	空きビン (ペットボトル) (リターナブルビン)	竜王	リサイクルステーション	1	随時
			自治会有価物回収	47 団体	団体により任意
			収集ステーション	54	週1回
		敷島	リサイクルステーション	1	随時
			自治会有価物回収	27	月2回
			収集ステーション	1	随時
		双葉	リサイクルステーション	1	随時
			自治会有価物回収	40	月1回
			収集ステーション	1	随時
	空き缶 (スチール缶) (アルミ缶)	竜王	リサイクルステーション	1	随時
			自治会有価物回収	47 団体	団体により任意
			収集ステーション	1	随時
		敷島	リサイクルステーション	1	随時
			自治会有価物回収	27	月2回
			収集ステーション	1	随時
		双葉	リサイクルステーション	1	随時
			自治会有価物回収	40	月1回
			収集ステーション	1	随時
	ペットボトル	竜王	リサイクルステーション	1	随時
			自治会有価物回収	47 団体	団体により任意
			収集ステーション	54	週2回
		敷島	リサイクルステーション	1	随時
			自治会有価物回収	27	月2回
			収集ステーション	1	随時
双葉		リサイクルステーション	1	随時	
		自治会有価物回収	40	月1回	
		収集ステーション	1	随時	
白色トレイ	竜王	リサイクルステーション	1	随時	
		自治会有価物回収	47 団体	団体により任意	
		収集ステーション	7	週1回	
	敷島	リサイクルステーション	1	随時	
		自治会有価物回収	27	月2回	
		収集ステーション	1	随時	
	双葉	リサイクルステーション	1	随時	
		自治会有価物回収	40	月1回	
		収集ステーション	1	随時	

第4章 ごみ処理の現状と課題

(令和4年4月1日現在)

種類	地区	収集方法	収集箇所	収集回数		
資源物	その他 プラスチック 製容器包装	竜王	リサイクルステーション	1	随時	
			自治会有価物回収	47 団体	団体により任意	
			収集ステーション	4	週3 又は 4 回	
		敷島	リサイクルステーション	1	随時	
			自治会有価物回収	27	月2 回	
			双葉	リサイクルステーション	1	随時
	新聞 チラシ 雑誌 ダンボール ミックス紙	竜王	リサイクルステーション	1	随時	
			自治会有価物回収	47 団体	団体により任意	
			敷島	リサイクルステーション	1	随時
		敷島	自治会有価物回収	27	月2 回	
			双葉	リサイクルステーション	1	随時
			自治会有価物回収	40	月1 回	
	牛乳パック	竜王	リサイクルステーション	1	随時	
			自治会有価物回収	47 団体	団体により任意	
			収集ステーション	5	週1 回又は隔週1 回	
		敷島	リサイクルステーション	1	随時	
			自治会有価物回収	27	月2 回	
			双葉	リサイクルステーション	1	随時
自治会有価物回収	40	月1 回				
使用済 小型家電	市内 全域	各リサイクルステーション	3	週1 回		
廃食用油	市内 全域	リサイクルステーション(竜王地区) 敷島・双葉支所	3	随時		
有害 ごみ	乾電池	竜王	リサイクルステーション	1	随時	
			ステーション方式	1,055	随時	
			敷島	リサイクルステーション	1	随時
		自治会有価物回収	27	月2 回		
		双葉	リサイクルステーション	1	随時	
			自治会有価物回収	40	月1 回	
	蛍光灯		竜王	リサイクルステーション	1	随時
		ステーション方式(不燃ごみ)		1,055	月2 回	
		敷島		リサイクルステーション	1	随時
		自治会有価物回収	27	月2 回		
		双葉	リサイクルステーション	1	随時	
			自治会有価物回収	40	月1 回	
	スプレー缶		竜王	リサイクルステーション	1	随時
		ステーション方式(不燃ごみ)		1,055	月2 回	
		敷島		リサイクルステーション	1	随時
		自治会有価物回収	27	月2 回		
		双葉	リサイクルステーション	1	随時	
			リサイクルステーション	1	随時	
ステーション方式(可燃又は不燃ごみ)	1,055		可燃: 週2 回 不燃: 月2 回			
ライター	敷島	リサイクルステーション	1	随時		
		自治会有価物回収	27	月2 回		
		双葉	リサイクルステーション	1	随時	
	ステーション方式(不燃ごみ、※袋は分ける)	40	月2 回			
	その他	剪定枝	竜王	西八幡剪定枝粉碎処理場	1	随時
			敷島	自然休養村管理センター	1	

(3)ごみ排出量の状況

①家庭系ごみ排出量とごみ排出原単位²（1人1日当たりのごみ排出量）の推移

家庭系ごみの排出量の推移を見ると、2012（平成24）年度以降減少傾向にあり、2021（令和3）年度は16,004.3tとなっており、可燃ごみが全体の90%以上を占めています。2012（平成24）年度と比較すると269.9t、約2.2%減少しています。ごみ排出原単位（1人1日当たりのごみ排出量）は、2012（平成24）年度以降減少傾向にあり、2021（令和3）年度は576.1gとなっており、2012（平成24）年度と比較すると39.3g、約6.4%減少しています。

図4-2 家庭系ごみ排出量とごみ排出原単位の推移

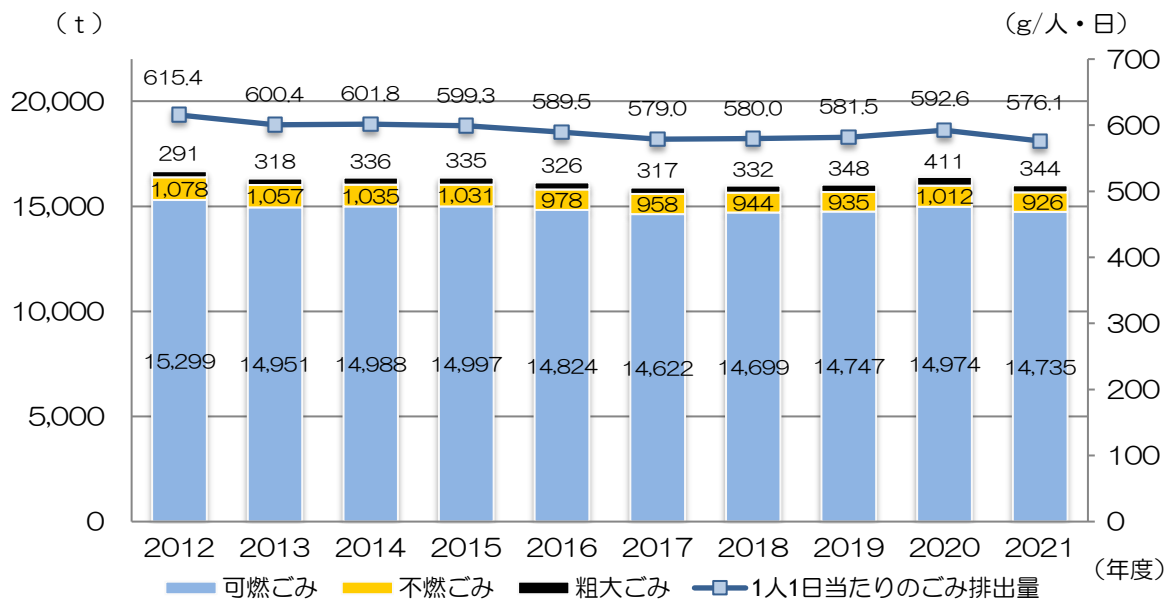


表4-3 年度別家庭系ごみの排出量（t）とごみ排出原単位（g/人・日）

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	家庭系ごみ合計	人口	ごみ排出原単位
2012年度	15,299.4	1,077.6	291.4	16,668.4	74,207	615.4
2013年度	14,950.8	1,056.5	317.6	16,324.9	74,493	600.4
2014年度	14,988.4	1,034.9	335.6	16,358.9	74,475	601.8
2015年度	14,997.4	1,030.6	335.1	16,363.1	74,810	599.3
2016年度	14,823.9	978.0	326.4	16,128.3	74,960	589.5
2017年度	14,621.5	958.1	317.1	15,896.7	75,223	579.0
2018年度	14,699.2	944.4	331.9	15,975.5	75,467	580.0
2019年度	14,747.4	934.6	348.0	16,030.0	75,522	581.5
2020年度	14,974.2	1,011.8	410.5	16,396.5	75,806	592.6
2021年度	14,735.1	925.7	343.5	16,004.3	76,116	576.1

※人口は各年度末の住民基本台帳人口

² ごみ排出原単位(1人1日当たりのごみ排出量)(g)：家庭系ごみ排出量÷人口÷365日

【家庭系ごみ排出量の地区別特性】

家庭系ごみ排出量の地区別推移を見ると、竜王地区、敷島地区においては、ごみ排出量及びごみ排出原単位は減少傾向にあります。

過去10年間のごみ減少率は、人口が微増の竜王地区が7.3%で最も高く、次いで敷島地区の3.2%、人口増が多い双葉地区は、5.1%増加となっています。

また、ごみ排出原単位は竜王地区が最も高く、次いで敷島地区、双葉地区となっています。

図4-3 家庭系ごみ排出量とごみ排出原単位の推移（地区別）

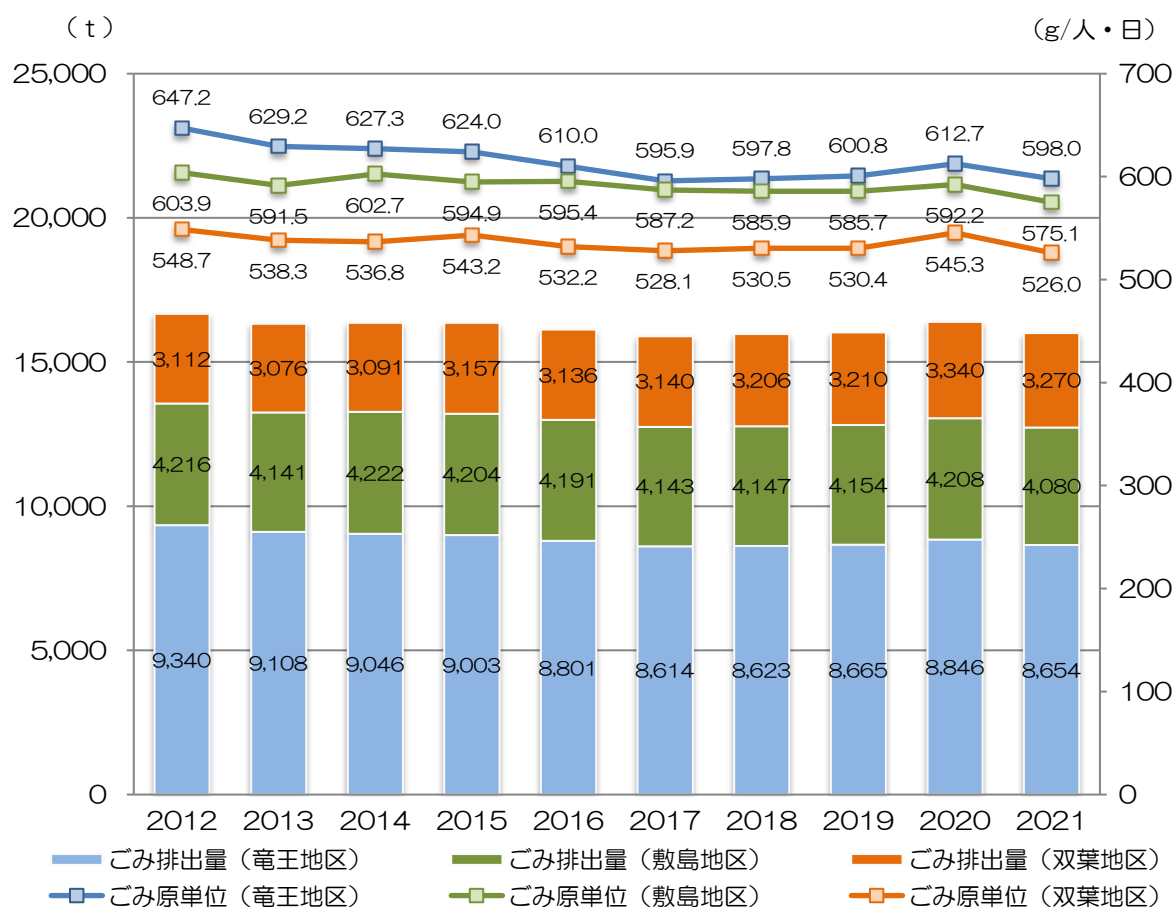


表4-4 家庭系ごみ排出量とごみ排出原単位の増減（地区別）

地区	区分	2012年度	2021年度	増減量	増減率
竜王地区	排出量 (t)	9,340.0	8,653.7	▲686.3	▲7.3%
	原単位 (g/人・日)	647.2	598.0	▲49.2	▲7.6%
	人口	39,540	39,647	107	0.3%
敷島地区	排出量 (t)	4,216.3	4,080.3	▲136.0	▲3.2%
	原単位 (g/人・日)	603.9	575.1	▲28.8	▲4.8%
	人口	19,128	19,438	310	0.5%
双葉地区	排出量 (t)	3,112.1	3,269.8	157.7	5.1%
	原単位 (g/人・日)	548.7	526.0	▲22.7	▲4.1%
	人口	15,539	17,031	1,492	9.6%

②事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移を見ると、2018（平成30）年度以降減少傾向にあり、2021（令和3）年度は可燃ごみと不燃ごみの合計が、3815.2 t となっており、また、可燃ごみの割合は、99%を占めています。2012（平成24）年度と比較すると、約13%減少しています。

図4-4 事業系ごみ排出量の推移

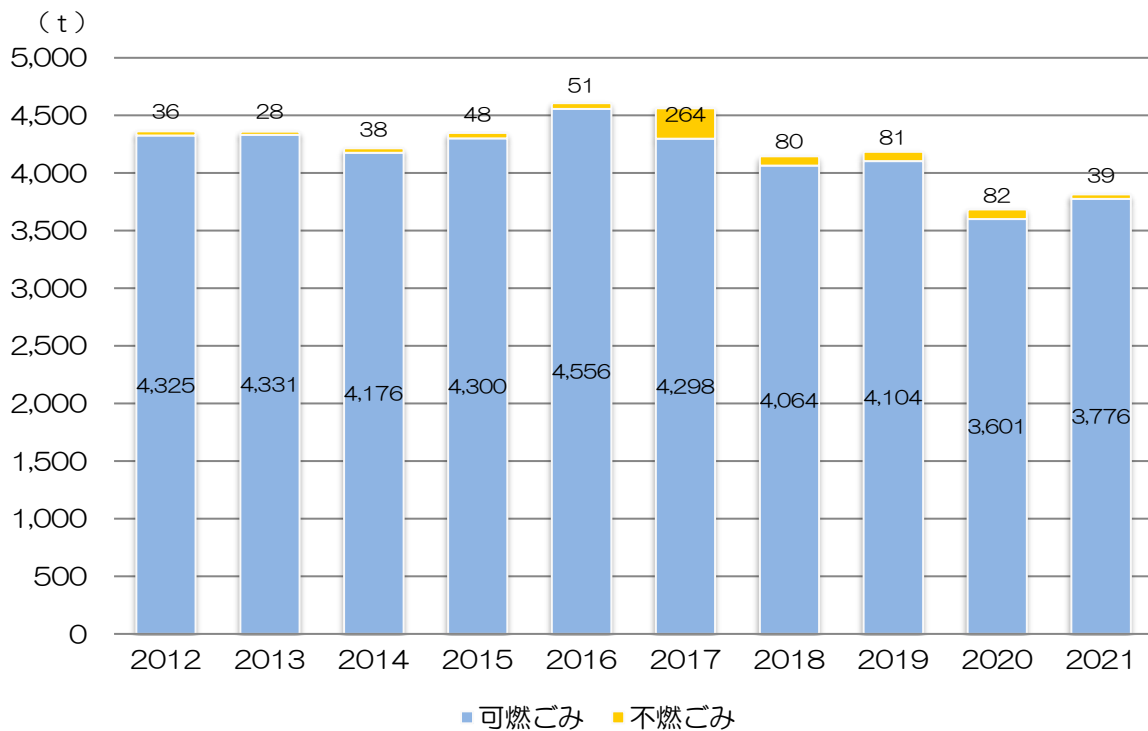


表4-5 年度別事業系ごみ排出量（単位：t）

区 分	可 燃 ご み	不 燃 ご み	合 計
2012年度	4,324.8	35.9	4,360.7
2013年度	4,331.4	28.1	4,359.5
2014年度	4,175.9	37.9	4,213.7
2015年度	4,300.4	48.5	4,348.8
2016年度	4,556.1	51.4	4,607.5
2017年度	4,298.4	263.7	4,562.1
2018年度	4,064.1	80.0	4,144.1
2019年度	4,104.0	80.5	4,184.5
2020年度	3,601.0	82.3	3,683.3
2021年度	3,776.3	38.9	3,815.2

③資源物回収量とリサイクル率³

資源物の回収量については、2012（平成24）年度以降減少傾向にあり、2021（令和3）年度は2,657.1 tとなっています。2012（平成24）年度と比較すると464.9 t、約14.9%減少しています。特に自治会有価物回収は、2012（平成24）年度と比較すると1,127.6 t、約59.7%減少しています。

一方、拠点回収は、3地区のリサイクルステーションの整備が進み、2012（平成24）年度と比較すると662.7 t、約53.7%増加しています。

リサイクル率については、減少傾向にあり、2021（令和3）年度は14.2%となっており、2012（平成24）年度と比較すると約1.6ポイント減少しています。

図4-5 資源物回収量とリサイクル率の推移

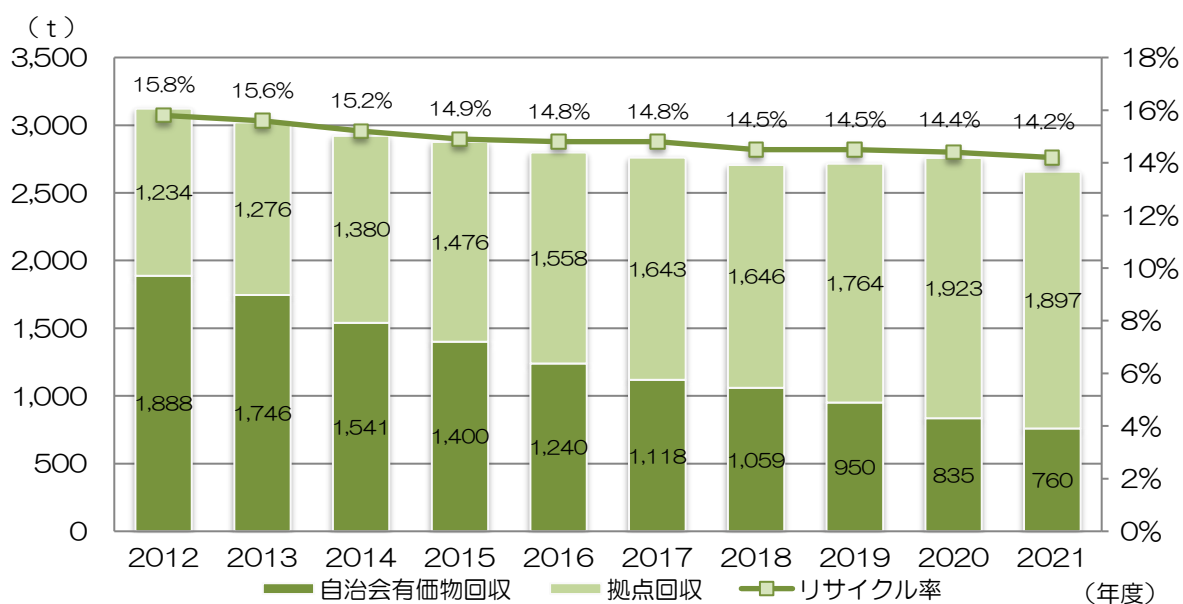


表4-6 年度別資源物回収量とリサイクル率 (単位：t)

区分	拠点回収	自治会有価物回収	合計	リサイクル率
2012年度	1,234.3	1,887.7	3,122.0	15.8%
2013年度	1,275.6	1,745.7	3,021.3	15.6%
2014年度	1,380.0	1,541.1	2,921.1	15.2%
2015年度	1,476.0	1,400.3	2,876.3	14.9%
2016年度	1,557.6	1,239.7	2,797.3	14.8%
2017年度	1,642.6	1,118.4	2,761.0	14.8%
2018年度	1,646.0	1,059.1	2,705.1	14.5%
2019年度	1,764.2	950.0	2,714.2	14.5%
2020年度	1,923.3	835.0	2,758.3	14.4%
2021年度	1,897.0	760.1	2,657.1	14.2%

³ リサイクル率：資源物回収量÷（家庭系ごみ排出量＋資源物回収量）×100。家庭系ごみ排出量と資源物回収量の合計のうち、資源物回収量が占める割合。

【資源物回収量の地区別特性】

資源物回収量の地区別推移を見ると、自治会有価物回収は全ての地区で減少傾向にあり、2012（平成 24）年度と比較すると竜王地区 68.5%減、敷島地区 35.2%、双葉地区が 53.3%減少しています。

拠点回収については、3 地区にリサイクルステーションが整備された後は、竜王・双葉地区では増加傾向にあり、敷島地区は減少傾向にあります。（敷島地区のリサイクルステーションは 2014（平成 26）年度に整備済）

リサイクル率については、敷島地区が最も高く、次いで双葉地区、竜王地区となっています。3 地区とも横ばいもしくは、減少傾向にあります。

図 4-6 資源物回収量とリサイクル率の推移（地区別）

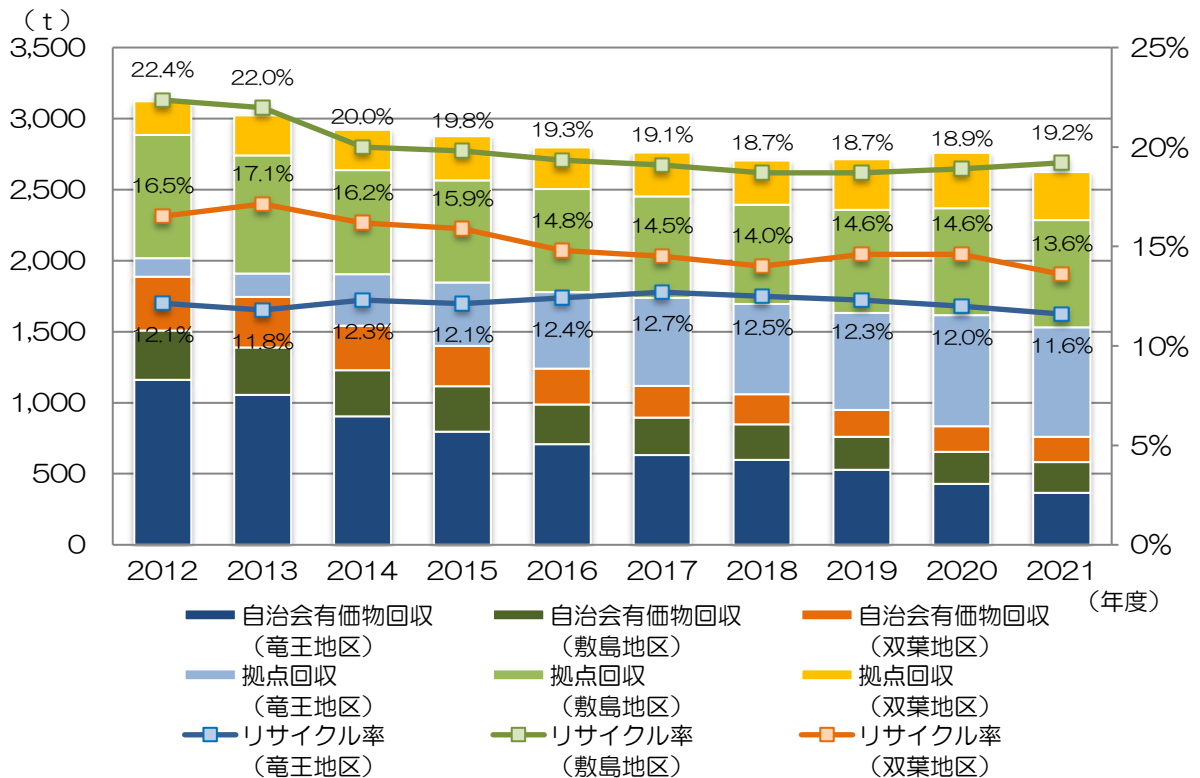


表 4-7 資源物回収量とリサイクル率の増減（地区別）（単位：t）

地区	区分	2012年度	2021年度	増減	増減率
竜王地区	拠点回収量	130.5	771.6	641.1	591%
	自治会有価物回収量	1,161.1	365.2	▲795.9	▲68.5%
	リサイクル率	12.1%	11.6%	▲0.5%	-
敷島地区	拠点回収量	867.8	754.1	▲113.7	▲13.1%
	自治会有価物回収量	346.5	224.7	▲121.8	▲35.2%
	リサイクル率	22.4%	19.2%	▲3.2%	-
双葉地区	拠点回収量	236.0	388.5	152.5	165%
	自治会有価物回収量	380.0	177.3	▲202.7	▲53.3%
	リサイクル率	16.5%	13.6%	▲2.9%	-

【資源物回収量の品目別特性】

資源物回収量を品目別に見ると、紙類（図 4-7 の青系統）の占める割合が2012（平成 24）年度の 83%から 2021（令和 3）年度は 70%まで減少しています。近年、スーパー等での古紙を中心とした回収が増加したことが考えられるとともに、ペーパーレス化や活字離れによる印刷物の流通量の減少も影響しているものと思われます。総量は、コロナ禍の巣ごもり消費の影響などにより2020（令和 2）年度に増加しましたが、2021（令和 3）年度には再度減少に転じ、増加にはつながっていません。

図 4-7 品目別資源物回収量の推移

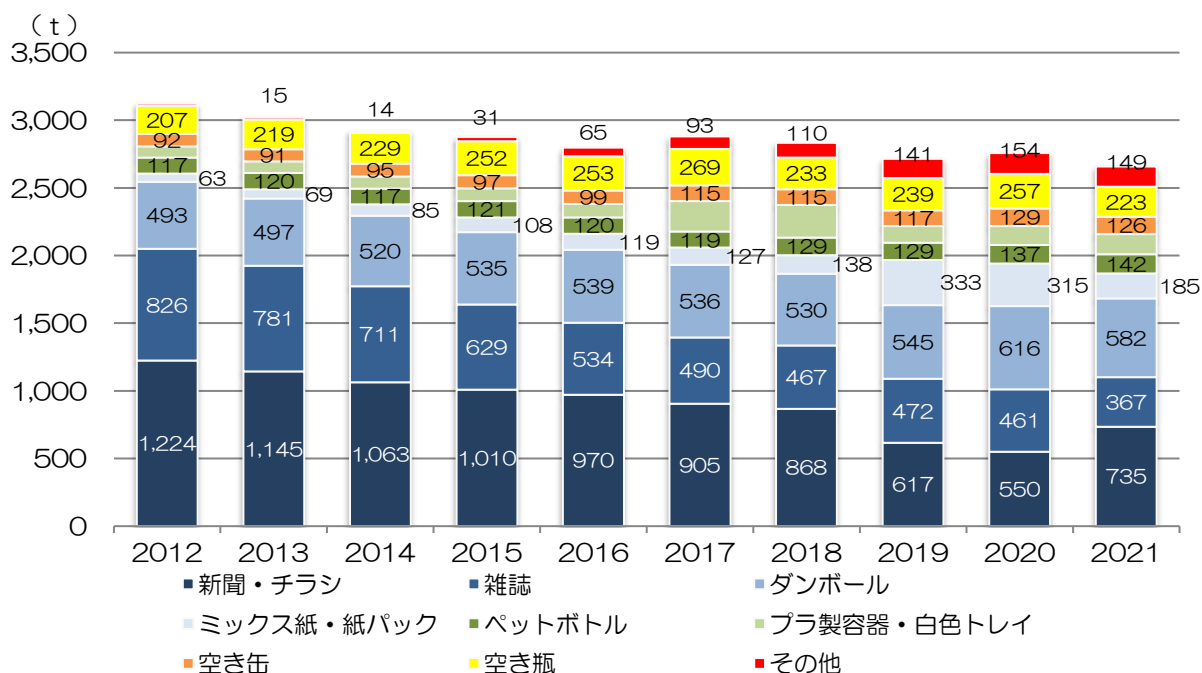


表 4-8 品目別資源物回収量の増減 (単位: t)

品目	2012年度	2021年度	増減量	増減率
新聞 (2019年度より新聞のみ)	1,224.4	735.3	▲489.1	▲39.9%
雑誌	826.0	366.7	▲459.3	▲55.6%
ダンボール	493.1	581.8	88.7	18.0%
ミックス紙・紙パック (2019年度よりチラシ含む)	63.2	184.6	121.4	192.1%
ペットボトル	117.4	142.2	24.8	21.1%
プラ製容器・白色トレイ	83.4	149.1	65.7	78.7%
空き缶 (2019年度より金属)	91.6	126.0	34.4	37.6%
空き瓶	207.2	222.8	15.6	7.5%
その他 (2014年度より小型家電等含む)	15.6	148.6	133.0	852.7%
合計	3,121.9	2,657.1	▲464.8	▲14.9%

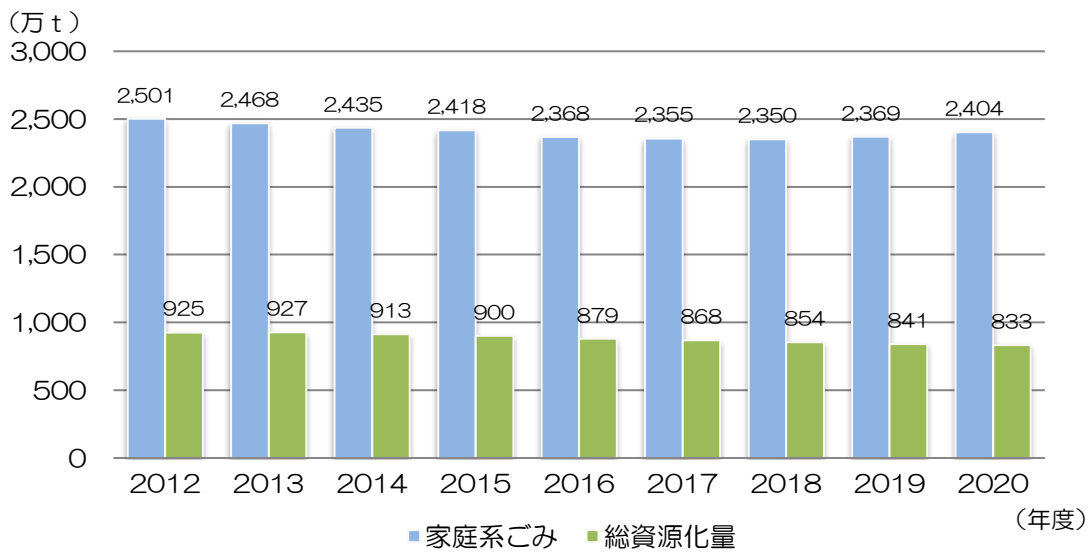
(4) 国及び山梨県の状況

環境省が実施している一般廃棄物処理事業実態調査を基に、国及び山梨県の状況を以下に示します。

① 家庭系ごみ排出量及び総資源化量

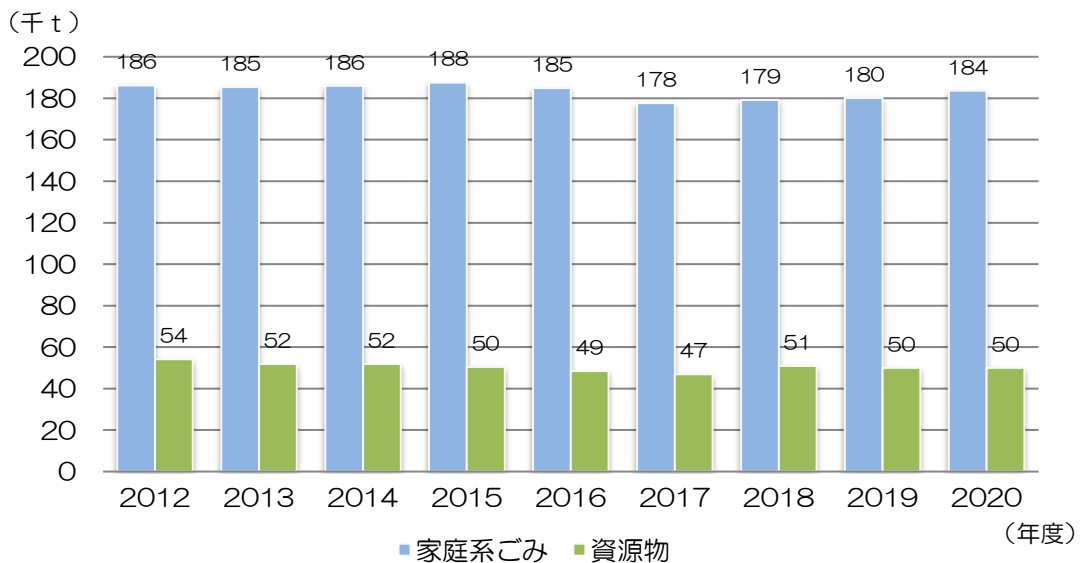
家庭系ごみ排出量の推移を見ると、国及び山梨県ともに減少傾向にあり、2021（令和3）年度家庭系ごみは2012（平成24）年度と比較して国が3.9%、山梨県が1.1%、減少しています。一方総資源化量は国が9.9%、山梨県が7.4%減少しています。

図 4-8 家庭系ごみ排出量と総資源化量の推移（国）



※一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）より作成

図 4-9 家庭系ごみ排出量と総資源化量の推移（山梨県）

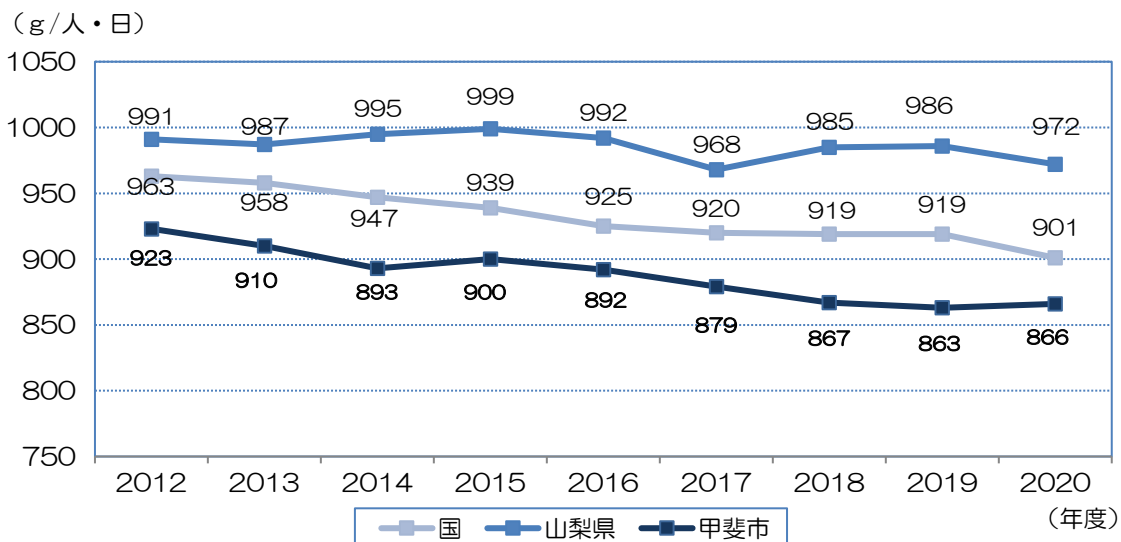


※一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）より作成

②ごみ総排出量(生活系ごみ+事業系ごみ+集団回収量)原単位

ごみの総排出量(生活系ごみ+事業系ごみ+集団回収量)原単位については、本市は国・山梨県より高い水準にあり、国・山梨県・本市のいずれも減少傾向にあります。

図 4-10 ごみ総排出原単位の推移

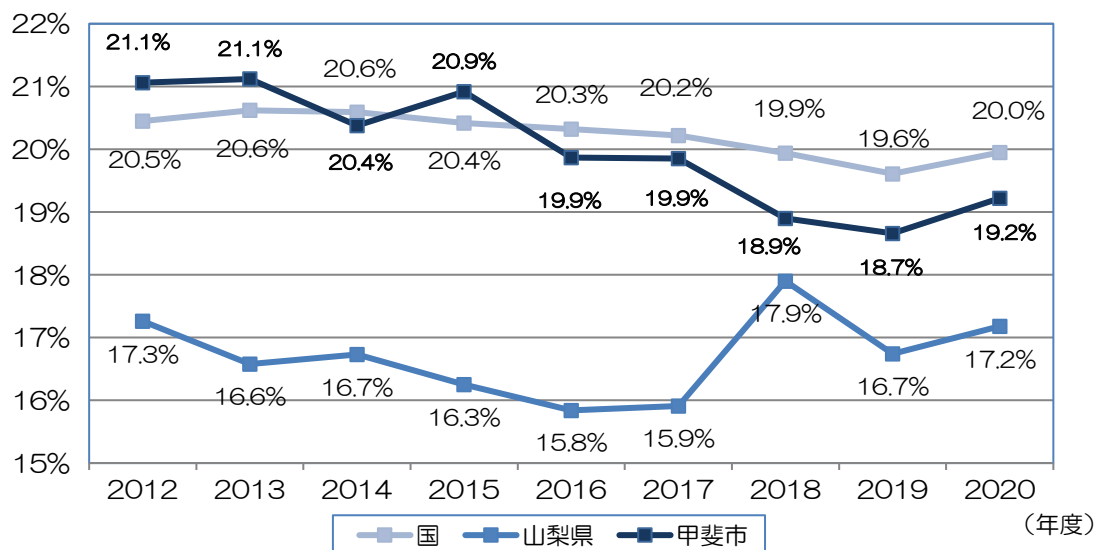


※一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）より作成

③リサイクル率([資源化量合計+集団回収量]/[ごみ処理量+集団回収量])

リサイクル率の推移を見ると、本市は山梨県より高い水準にありますが、国とは近年は同水準にあり、リサイクル率の推移は、国は横ばい傾向、山梨県は近年増加傾向、甲斐市はやや減少傾向にあります。

図 4-11 リサイクル率の推移



※一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）より作成

第2節 計画の検証と評価

(1) 計画の検証

① 目標と達成状況

計画当初において設定した、2027（令和 9）年度の各指標の目標値と、2021（令和3）年度末における目標達成状況を示します。

図 4-12 計画の目標

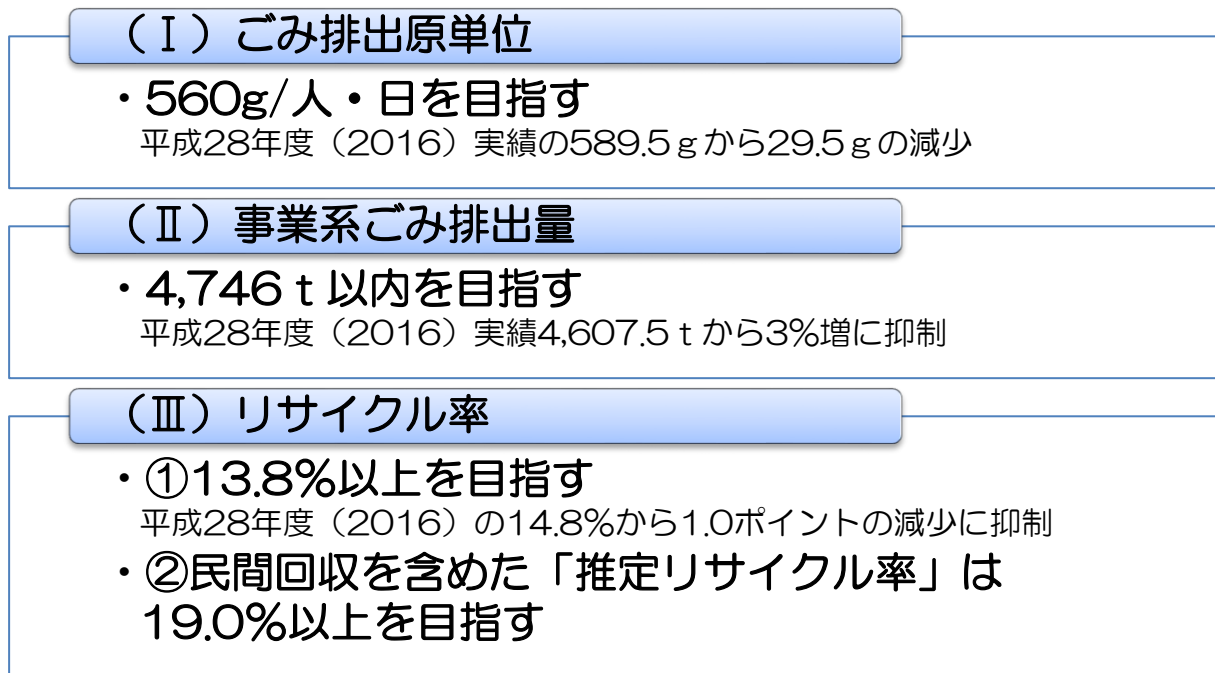


表 4-9 各指標の目標達成状況

項 目	平成 28 年度 実績値	令和 9 年度 目標値	令和 3 年度 実績値
(I) ごみ排出量原単位(g/人・日)	589.5	560	576.1
(II) 事業系ごみ排出(t)	4,607.5	4,746	3,815.2
(III) リサイクル率	14.8%	①13.8%以上 ②19.0%以上	①14.2% ②16.6%

②目標達成評価

(Ⅰ) ごみ排出原単位 ⇒ 【目標値を達成できる見通し】

家庭系ごみにおける市民 1 人 1 日あたりのごみの排出量（ごみ排出原単位）は、コロナ禍による巣ごもり生活に起因して、2020（令和 2）年度に増加したものの、2021（令和 3）年度は 2027（令和 9）年度の目標（560g/人・日）を達成し得るペース（参考目標値 577.7g/人・日）を下回っています。

（g/人・日）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
参考目標値	586.55	583.60	580.65	577.70
実績	580.00	581.50	592.60	576.10

※参考目標値は、総量同量削減（目標設定期間、毎年同量ずつ直線的に削減）にて設定

(Ⅱ) 事業系ごみ排出量 ⇒ 【目標値を達成できる見通し】

事業系ごみの排出量は、2021（令和 3）年度実績が 3,815.2 t となっており、計画の目標値である 4,746 t を下回っています。

事業系ごみ排出量については、景気等の経済情勢が反映されることから、大きく変動する可能性があります。現状では目標を達成できる見通しです。

（t）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
実績	4,144.1	4,184.5	3,683.3	3,815.2

(Ⅲ) リサイクル率 ⇒ ①【目標値の達成ができる見通し】

→ ②【目標値の達成が難しい見通し】

①リサイクル率：2021（令和 3）年度実績が 14.2%となっており、計画の目標値である 13.8%を上回り、目標値を達成できる見通しとなっています。

②推定リサイクル率：2021（令和 3）年度実績が 16.6%となっており、計画の目標値である 19.0%を下回り、現状では目標値を達成が厳しい見通しとなっています。

(2) 計画期間中の主な事業

計画期間中において実施した主な事業を示します。資源物の回収品目を拡大するとともに、リサイクルステーションなどの施設整備を進めてきました。

また、西八幡地内に「甲斐市バイオマスセンター」を整備し、市立保育園・学校から発生する給食残渣を活用して、液肥を生成する実証実験を2014（平成26）年4月から実施しています。生ごみについては通常焼却処理されていましたが、液肥として資源化することで、ごみの発生抑制が期待されます。

表 4-10 計画期間における主な実施事業

年 月	主 な 実 施 事 業
2008（平成20）年 4月	規格外ごみ有料収集の統一
2009（平成21）年 11月	廃食用油の回収開始（竜王庁舎、敷島・双葉支所）
2010（平成22）年 12月	双葉リサイクルステーションの供用開始
2011（平成23）年 4月	ミックス紙の回収開始 （各リサイクルステーション・自治会有価物回収）
2014（平成26）年 1月	竜王リサイクルステーションの供用開始
2014（平成26）年 4月	使用済小型家電の回収開始（竜王リサイクルステーション） ※15 cm×25 cm以内 バイオマスセンターの稼働
2015（平成27）年 4月	使用済小型家電の回収開始（敷島・双葉リサイクルステーション） ※15 cm×25 cm以内
2016（平成28）年 7月	使用済小型家電の回収品目の拡大（原則家電4品目以外全て回収）
2022（令和4）年 3月	使用済み小型家電の宅配回収開始
2022（令和4）年 4月	羽毛布団の回収開始

表 4-11 バイオマスセンターでの給食残渣収集実績

年 度	収 集 実 績
2019（令和元）年度	41 t
2020（令和2）年度	39 t
2021（令和3）年度	44 t

(3) 計画の中間評価

① 評価方法

計画における施策を、項目ごとに表 4-13 の評価基準表に基づき評価し、計画ごとの達成度について総合的に評価しました。

表 4-12 計画の施策体系表

基本理念	基本方針	基本施策	具体的な取り組み（評価対象項目）
循環型社会への推進	廃棄物の発生抑制	①ごみの発生抑制	家庭系ごみ減量化の推進
			事業系ごみ減量化の推進
			生ごみの減量化
			生ごみの分別収集の研究
			食品ロスの削減
			剪定枝の回収
			過剰包装の自粛・抑制
			一般廃棄物の適正収集及び処理
			ごみ出し困難世帯に対する収集支援
			②ごみ処理施設の検討研究
	ごみ処理施設の広域化等		
	リサイクルの推進	③廃棄物の分別の徹底と有効活用	自治会有価物回収の推進
			拠点回収の推進
			新たな回収品目の検討
			回収品目の分別強化
			事業所における資源回収の促進
			ごみ小屋での資源物収集の検討
			ICT を活用した分別方法の周知
			使用済小型家電回収の促進
			廃食油の回収及び BDF の利用
食品廃棄物の資源化			
資源物の適正な収集及び処理			
④環境にやさしいまちづくりの推進		不用品等のリユースの推進	
		マイはし・マイボトル及び容器等のリユースの促進	
		リユース食器及びテボジット制度の導入	
		グリーン購入 ⁴ の推進	
		もったいない意識の向上	
			情報発信と啓発活動の推進

⁴ グリーン購入：製品の購入やサービスを受ける際に、できる限り環境への負荷が少ない物や業者を選択すること。

表 4-13 具体的な施策の評価基準表

評価結果の表記	評価点	評価基準
◎	5	取り組みが十分進行している、住民・事業所の意識は非常に高い (アンケート結果 80%以上)
○	4	取り組みが概ね進行している、住民・事業所の意識は高い (アンケート結果 60%~80%)
△	3	取り組みがやや進行している、住民・事業所の意識は普通 (アンケート結果 40%~60%)
▲	2	取り組みがあまり進行していない、住民・事業所の意識は低い (アンケート結果 20%~40%)
×	1	取り組みが全く進行していない、住民・事業所の意識は非常に低い (アンケート結果 0%~20%)

※評価については、施策の進行状況に加え、アンケート結果における住民・事業所の意識を基準に設定した。

②中間評価の結果

2つの基本方針についての中間評価を行った結果、「廃棄物の発生抑制」については達成率が89%以上と高く、施策・具体的な取り組みが概ね進行し、市民・事業所に対してごみ・リサイクル意識が浸透しており、施策の効果が現れていると言えます。一方、「リサイクルの推進」については達成率が66%という評価結果であるため、施策・具体的な取り組みを着実に進める必要があります。

なお、具体的な取り組みごとの評価は表 4-14 に示します。

図 4-13 計画の中間評価

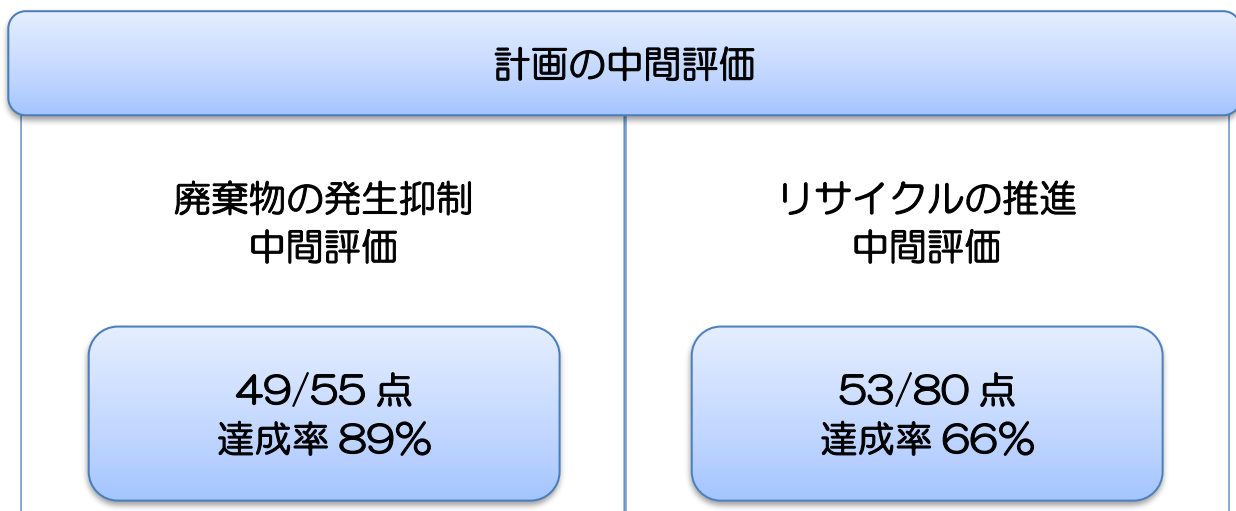


表 4-14 具体的な取り組みごとの評価結果

基本方針	基本施策	具体的な取り組み	概要	評価		評価結果の概要
廃棄物の発生抑制	①ごみの発生抑制	家庭系ごみ減量化の推進	ごみ収集カレンダーやマニュアル、広報、ウェブサイトなどを活用して適正な分別方法を周知し、分別の徹底により減量化を推進します。	5	◎	90%以上の市民が「知っている」と回答しています。
		事業系ごみ減量化の推進	事業系ごみの発生抑制と適正な分別を図るため、事業所ごとの排出量の把握や清掃センターでの受け入れ検査を実施するとともに、商工会等と連携し情報提供や啓発活動に努め、適正排出の徹底を図ります。	4	○	90%以上の事業者がリサイクルに努めている回答でした。ただし、排出量を把握している事業者は、30%未満に止まりました。
		生ごみの減量化	家庭から排出される生ごみについて、ごみの減量化のため、生ごみ処理機の購入に対して支援するとともに、水切り運動の啓発を強化します。	4	○	(延べ) 回答数のうち、70%以上の市民が水切りを実施し、また約 60 件が生ごみ処理機を利用しています。
		生ごみの分別収集の研究	バイオマスセンターでの生ごみの受け入れ態勢を構築するとともに、家庭から排出される生ごみの分別収集について調査研究します。	4	○	H26 年度より学校給食の生ごみを対象に受け入れを開始し、R4 年度には市内全世帯を対象に受け入れを拡大しました。
		食品ロスの削減	市民・事業者・各種団体に対して、食品ロスの意識向上を図るために、食品ロスの削減に向けた取り組みや啓発活動などの調査研究に努めます。	5	◎	食品ロスへの関心度は約 90%と高く、また、食品購入時や調理時に必要な量だけ購入や調理しているという回答が多くありました。
		剪定枝の回収	家庭にある庭木等の剪定枝の回収を引き続き行い、チップ状に粉砕し廃棄物化を防ぐとともに、有効活用(資源化)を図ります。	4	○	年々チップの有効活用がされています。 R1：54.5 トン R2：94.5 トン R3：94.4 トン
		過剰包装の自粛・抑制	事業所に対して包装の必要最小限化に努めるよう要請します。また、市民に対しては、マイバッグ持参運動を啓発するとともに、簡易包装を推進します。	5	◎	90%以上の市民が、マイバッグを持参している回答でした。また、小売店などでのレジ袋有料化も定常化しています。
		一般廃棄物の適正収集及び処理	家庭及び事業所から排出されるごみを計画的に収集するため、収集運搬委託業者及び許可業者の監督と指導を行い、適正な収集運搬体制を維持します。また、自治会が管理するごみ小屋の修繕等に対し支援を行います。	5	◎	家庭ごみについて収集運搬委託業者との協力体制は十分であり、収集や中間処理等スムーズに実施されています。また、事業系ごみについては、許可業者への指導監督を行っています。自治会が管理するごみ小屋修繕等の支援については、自治会の申請に基づき、緊急性等を見極め支援を行っています。
		ごみ出し困難世帯に対する収集支援	高齢者や障がい者など、ごみ出しが困難な世帯に対する適正な収集体制を維持するため、支援体制について福祉部門と連携し、調査研究に努めます。	3	△	福祉部門において、一部、ごみ出しのサービスが行われています。

②ごみ処理施設の検討研究	広域処理施設の維持管理等	中巨摩広域事務組合、峡北広域行政事務組合における各ごみ処理施設の適正かつ効率的な維持管理などの運営について、ごみの発生抑制と減量化、分別の徹底、適正な収集運搬等に取り組むことにより参画します。	5	◎	両事務組合と連携し、適正な廃棄物の排出に取り組んでいます。
	ごみ処理施設の広域化等	峡北・中巨摩・峡南地域内のごみ処理施設1施設化について、その実現に向けて、山梨県や構成市町と連携して推進します。また、県内自治体で整備する一般廃棄物最終処分場の建設・運営について、引き続き参画します。	5	◎	平成30年2月に「峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会」を設立。その後、令和2年2月に「山梨西部広域環境組合」を設立し、新ごみ処理施設建設のための取り組みを開始しています。
中間評価			49点		
49/55=89% 平均点(4.5)					

第4章 ごみ処理の現状と課題

基本方針	基本施策	具体的な取り組み	概要	評価		評価結果の概要
リサイクルの推進	③ 廃棄物の分別の徹底と有効活用	自治会有価物回収の推進	自治会や団体等が行う資源物回収運動に対し、支援を継続するとともに、強化について調査研究に努めます。	4	○	約 85%の市民がごみ減量やリサイクルに関心があると回答していますが、自治会有価物回収の拡充の声も寄せられています。
		拠点回収の推進	リサイクルステーションなどの拠点回収について、引き続き利用周知を図るとともに、適正な維持管理を行います。また、効率的・効果的な施設の体制等について調査検討します。	5	◎	リサイクルステーションの拡充を望む声が、引き続き多く寄せられています。
		新たな回収品目の検討	古着・古布や、その他新たな資源物の回収に向けて、先進事例を参考に検討を進めます。	5	◎	平成 30 年度より、古布の回収を開始しています。
		回収品目の分別強化	アンケート結果によると、ミックス紙やその他プラ、空き瓶、空き缶等は、資源として回収する余地があることから、これらの分別を強化し、資源化を図ります。	3	△	ミックス紙、その他プラ（包装紙等）については、約 4 割が燃えるごみに出されています。
		事業所における資源回収の促進	事業所における資源物の回収を促進するため、商工会等と連携を図りながら、有効な回収方法について調査研究します。	4	○	90%以上の事業者がリサイクルに努めている回答でした。ただし、排出量を把握している事業者は、30%未満に止まりました。
		ごみ小屋での資源物収集の検討	自治会が管理するごみ小屋における資源物の個別収集について、調査研究を進めます。	1	×	リサイクルに取り組んでいると回答した市民で約 42%が「自治会等の実施する有価物回収が少ないから」、「リサイクル回収場所が遠いから」と回答しています。
		ICT を活用した分別方法の周知	市民が自主的にごみ及び資源物の排出が判断できる体制を構築するために、ウェブサイトや SNS、アプリ等の活用方法について調査研究し、情報提供の利便性向上を図ります。	4	○	ウェブサイトで「ごみ分別辞典」を掲載しています。
		使用済小型家電回収の促進	小型家電リサイクル法に基づき、製品に使用されている各種金属の有効利用と適正処分のために、使用済小型家電の回収促進を図ります。また、更なる周知と身近な回収方法の調査研究を進めます。	4	○	80%以上の市民が、回収していることは認識していますが、回収拠点や機会の充実化を期待しています。
		廃食油の回収及び BDF の利用	家庭などから排出される廃食油を回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）化して、ごみ収集車などに有効活用する事業を継続するとともに、他の活用方法について検討します。	2	▲	回収量も少なく、使用できる車両が限られています。

	食品廃棄物の資源化	バイオマスセンターにおける給食残渣の液肥化事業を継続し、官学連携を通じて液肥の有効性を確立する中で、液肥の利用拡大を図ります。また、新たな資源化方法について調査研究に努めます。	4	○	令和4年度より市内全世帯を対象とした生ごみの受け入れを行い液肥の無料配布を週3回行っています。また、堆肥化についても調査研究を進めています。
	資源物の適正な収集及び処理	家庭から排出される資源物を計画的に収集するため、収集運搬委託業者の監督と指導を行い、適正な収集運搬体制を維持するとともに、中間処理や再生処理業者への引渡しを確実にし、適正な処理体制を維持します	5	◎	資源物収集運搬委託業者との協力体制は十分であり、収集や中間処理等スムーズに実施されています。
④環境にやさしいまちづくりの推進	不用品等のリユースの推進	バザーやフリーマーケット、リサイクルショップ等の利用促進に関する情報提供に努め、不用品の有効利用を推進します。	3	△	リユース品の購入や、リサイクルショップ・フリーマーケットを活用している市民は、約半数程度にとどまりました。
	マイはし・マイボトル及び容器等のリユースの促進	マイはし・マイボトルの利用促進と、中身を詰め替えられる商品などの購入についての啓発を行います。	5	◎	マイはし・マイボトルの携帯者は70%、詰め替え商品などの購入は95%を超えています。
	リユース食器及びデポジット制度の導入	リユースを推進するため、デポジット制度を適用したリユース食器や容器など導入について調査検討します。	1	×	市民、事業者に対する周知・啓発が不十分であり、取り組みが進んでいません。
	グリーン購入の推進	市の物品調達においてグリーン購入を進めるとともに、市民・事業者のグリーン購入を推進するため、普及・啓発に努めます。	1	×	市民に対する周知・啓発が不十分であり、取り組みが進んでいません。
	もったいない意識の向上	環境にやさしいまちづくりを推進するため、大量生産・大量消費の生活形態を改め、ごみを出さず、ものを大切にする「もったいない」意識を向上させるための啓発に努めます。	2	▲	市民に対する周知・啓発が不十分であり、あまり取り組みが進んでいません。
中間評価			53点		
53/80=66% 平均点(3.3)					

第3節 今後の課題

現在のごみ処理状況やごみ処理行政の動向と、アンケート結果及び計画の評価などを踏まえ、本市のごみ処理事業に係る今後の主な課題を以下に示します。

(1)ごみの減量・発生抑制

- 1人1日当たりのごみ排出量の目標は達成する見通しですが、更なるごみの減量及び発生抑制に向けて取り組む必要があります。ごみとして出されている割合の高い資源物（紙パック、ミックス紙、プラ包装、白色トレイ）の分別強化が求められます。
- 特に、可燃ごみの約47%を占める紙類・布類や、約20%を占めるビニール・合成樹脂等の分別を強化し、資源化することにより発生を抑制する必要があります。
- 事業系ごみについては、目標は達成する見通しですが、景気等の経済情勢が反映されることから、引き続き分別の徹底や資源化に取り組む必要があります。

(2)リサイクルの推進

- 本市の資源物回収量は、スーパーなど民間の回収拠点の拡大、ペーパーレス化や活字離れにより、新聞・チラシや雑誌を中心に近年減少傾向にあり、民間回収を含めた推定リサイクル率の目標達成は厳しい状況となっています。市全体の資源物回収量を増加させるため、引き続き分別徹底の周知を行うとともに、新たな回収品目の拡大や回収手段の検討、拠点施設の充実などに取り組む必要があります。
- 今回アンケート結果においても、スーパーなど民間拠点回収に出す市民が一定割合存在し、増加傾向にあることから、引き続きこれら民間の回収量も含めて総合的に判断することも必要となります。
- プラスチック資源循環法に基づき、これまで燃えるごみ等として処理されてきた、いらなくなったプラスチック製品についても、効率的な分別・回収・リサイクルを進める仕組みの構築が必要となります。

(3)ごみ処理広域化

- 令和2年2月に「山梨西部広域環境組合」を設立し、新ごみ処理施設建設のための取り組みを開始していることから、引き続き、山梨県、構成市町と連携を図りながら、推進する必要があります。

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念

第2節 ごみ・資源物の推計

第3節 計画の目標設定

第4節 目標達成のための具体的な取り組み

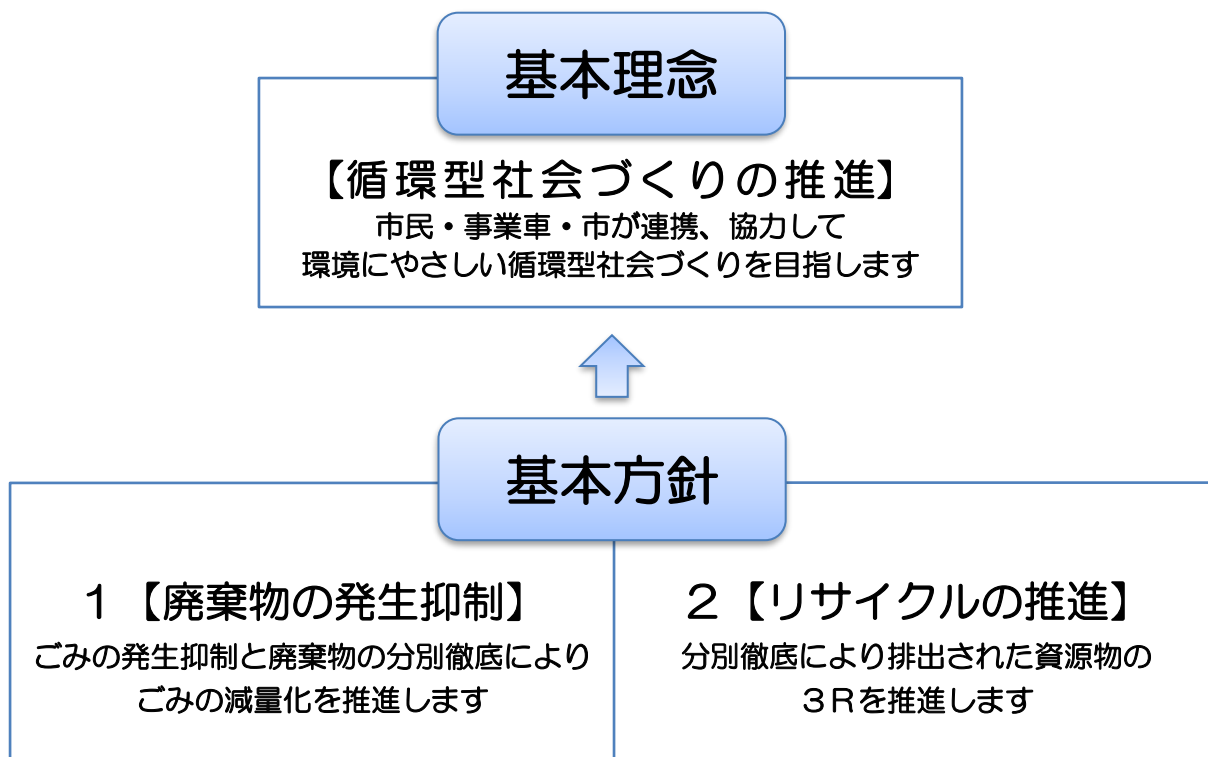
第1節 基本理念

ごみの排出量を削減し、適正な処理をすることは、環境への負荷を軽減するとともに、将来の良好な生活環境を保全し、循環型社会の形成には欠かせないものであります。

本市では、上位計画である甲斐市環境基本計画及び当初計画に基づき、各種取り組みを進めてきました。

今後も引き続き、環境負荷の少ない循環型社会づくりの推進を目指すこととし、そのためにも、ごみの減量と発生抑制、及び資源リサイクル推進を最優先課題として位置付け、取り組んでいきます。

図 5-1 基本理念と基本方針



第2節 ごみ・資源物の推計

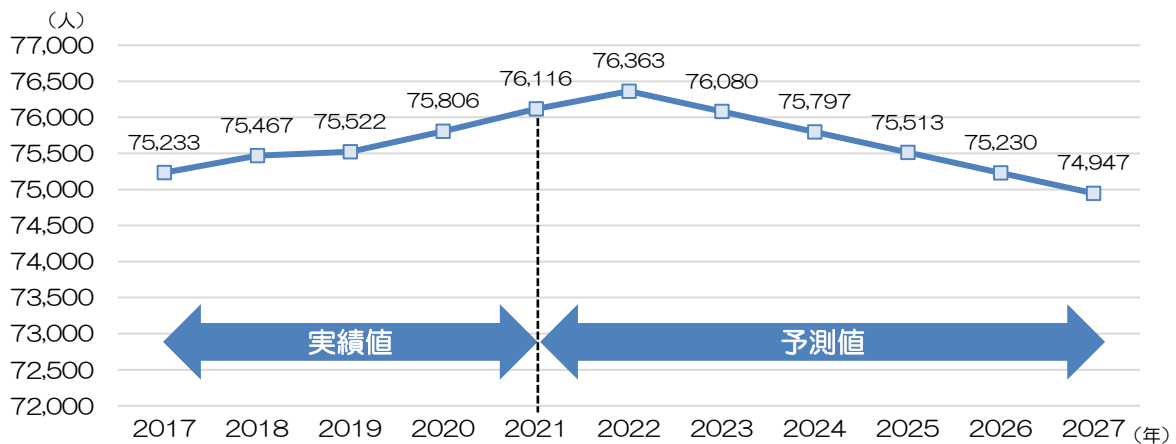
(1)ごみ・資源物の推計方法

将来の推計に当たっては、環境省の「ごみ処理基本計画作成指針」において、過去の実績から1人1日当たりのごみ排出量（ごみ排出原単位）を算出し、トレンド法⁵等を用いて将来推計した上で、市町村の将来予測人口（基本構想で示した予測人口やトレンド法による推計値）を乗じてごみ発生量を予測する方法が示されています。

このため、本市におけるごみ排出量の推計については、上記の方法を採用することとし、将来予測人口については、甲斐市人口ビジョン⁶（令和元年度改訂版）の「将来人口（甲斐市独自推計・住民基本台帳）」から推計した、図5-2の数値を使用することとします。

事業系ごみについては、総排出量からトレンド法を用いて予測を行います。

図5-2 将来人口（甲斐市独自推計・住民基本台帳）から推計した
2017年～2027年の人口推移



⁵ トレンド法：ある変数の傾向変動をとらえるため、回帰式（予測式）を求め、将来予測をする方法。

⁶ 甲斐市人口ビジョン：本市における人口の現状分析を行い、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示したものの。

(2)ごみ・資源物の将来推計

前述の方法に基づき、1人1日当たりのごみ排出量及び資源物回収量をトレンド法により推計し、将来予測人口（図5-2）を乗じて、家庭系ごみ排出量・ごみ排出原単位・資源物回収量、リサイクル率の推計を行いました。

人口の減少とともに、家庭系ごみ及び資源物の排出量は減少し、2027（令和9）年度には、ごみ排出原単位が554.8g/人・日、リサイクル率が13.4%となる見込みです。

図5-3 家庭系ごみ排出量及びごみ原単位の推計

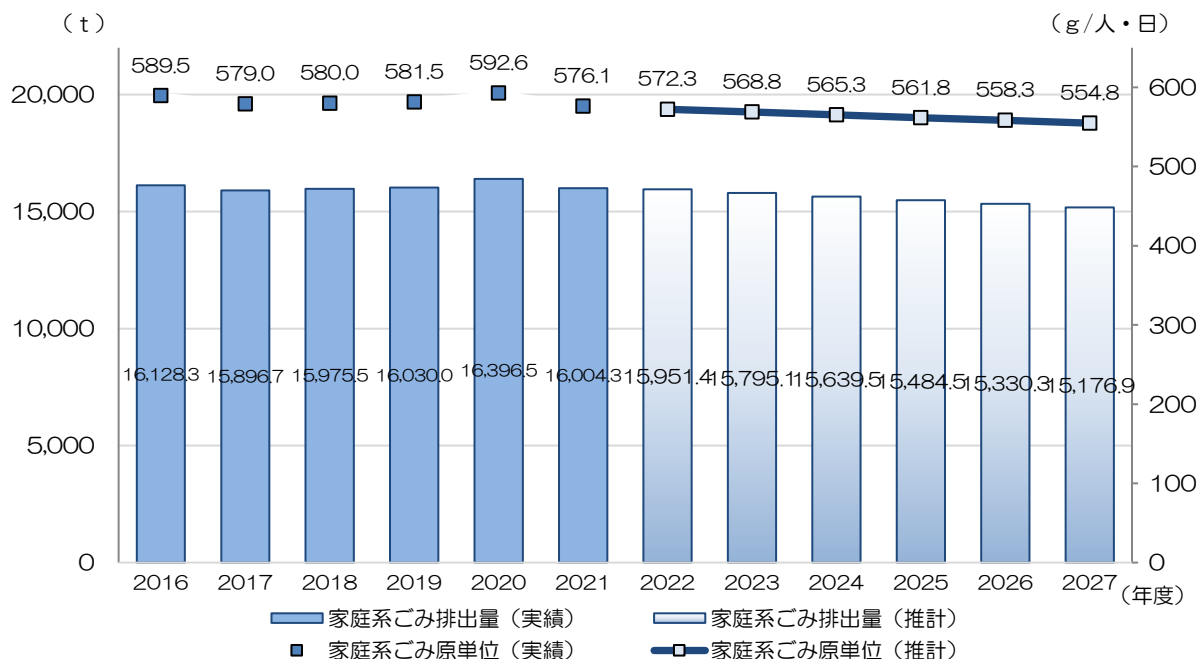
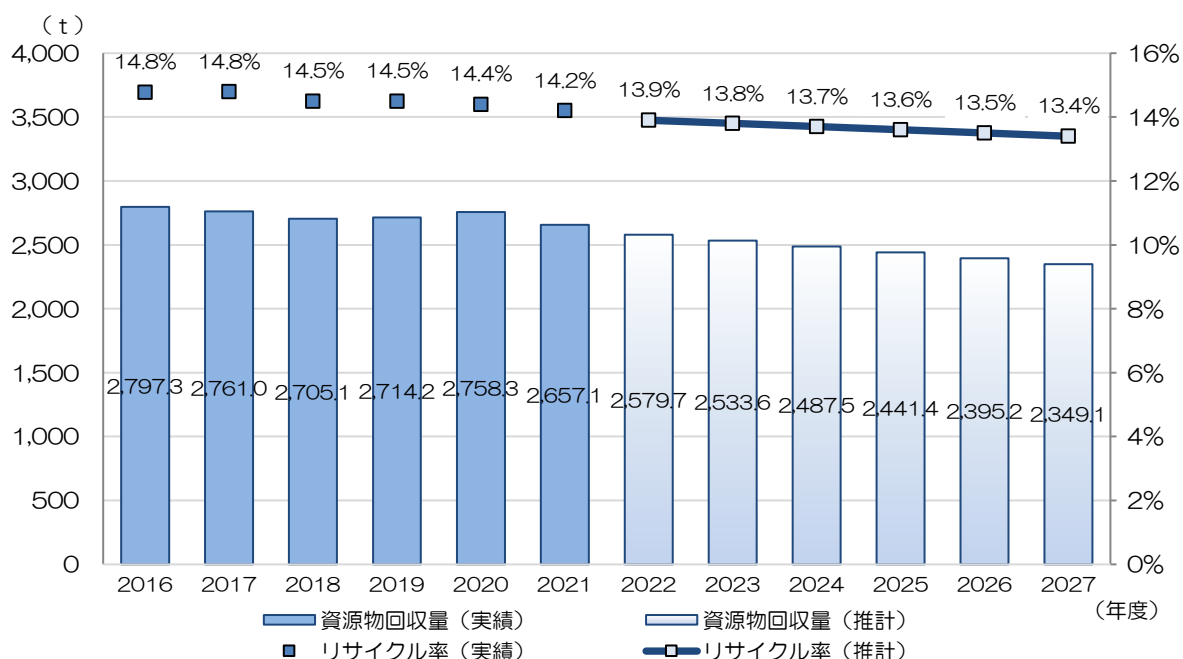


図5-4 資源物回収量及びリサイクル率の推計



事業系ごみについては、2027（令和 9）年度には 3,563.0 t となり、2016（平成 28）年度と比較して 1,044.5 t 減少する見込みです。

図 5-5 事業系ごみ排出量の推計

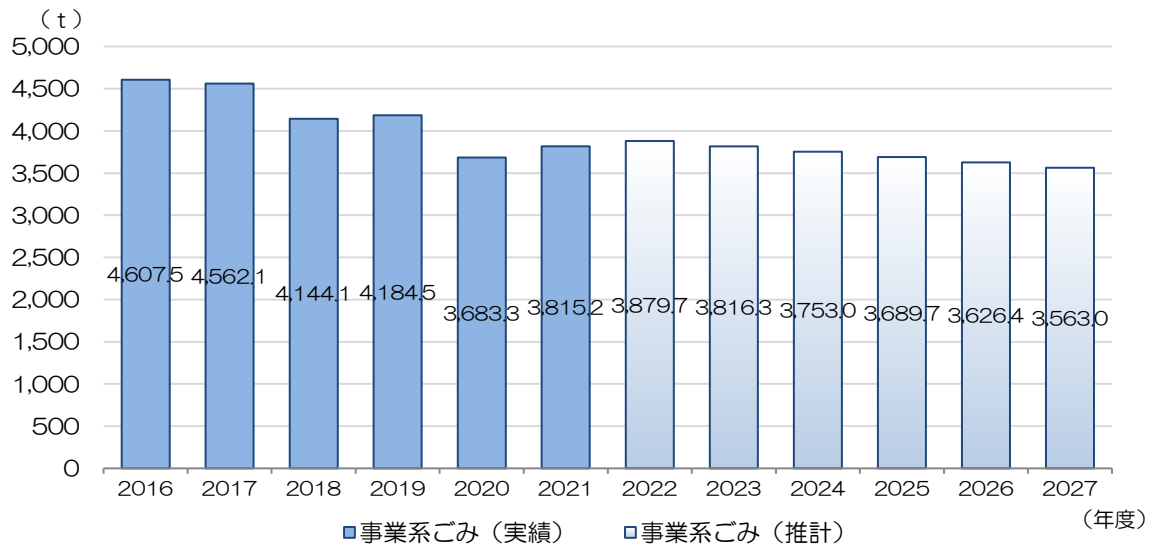


表 5-1 ごみ・資源物排出量と各指標の推計値

	年度	人口	家庭系ごみ 排出量 (t)	資源物 排出量 (t)	ごみ排出 原単位 (g/人・日)	リサイクル率	事業系ごみ (t)
実績値	2016	75,233	16,128.3	2,797.3	589.5	14.8%	4,607.5
	2017	75,467	15,896.7	2,761.0	579.0	14.8%	4,562.1
	2018	75,522	15,975.5	2,705.1	580.0	14.5%	4,144.1
	2019	75,806	16,030.0	2,714.2	581.5	14.5%	4,184.5
	2020	76,116	16,396.5	2,758.3	592.6	14.4%	3,683.3
	2021	75,233	16,004.3	2,657.1	576.1	14.2%	3,815.2
推計値	2022	76,363	15,951.4	2,579.7	572.3	13.9%	3,879.7
	2023	76,080	15,795.1	2,533.6	568.8	13.8%	3,816.3
	2024	75,797	15,639.5	2,487.5	565.3	13.7%	3,753.0
	2025	75,513	15,484.5	2,441.4	561.8	13.6%	3,689.7
	2026	75,230	15,330.3	2,395.2	558.3	13.5%	3,626.4
	2027	74,947	15,176.9	2,349.1	554.8	13.4%	3,563.0

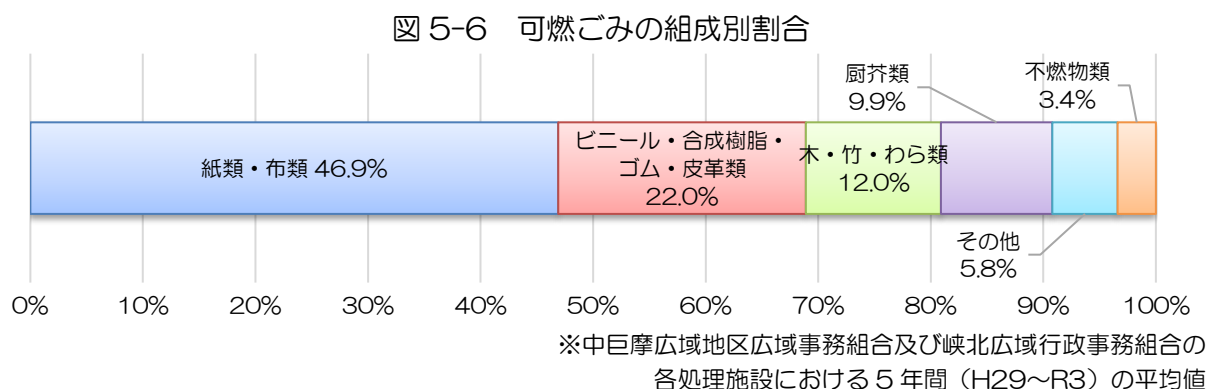
第3節 計画の目標設定

今後、新たな施策の展開や既の実施している施策の強化を図ることで得られる効果を考慮し、目標設定の考え方と目標値を以下に示します。

(1)家庭系ごみ排出量とごみ排出原単位

①可燃ごみの組成分析

各広域事務組合のごみ処理施設で実施している、可燃ごみの組成分析⁷結果によると、紙類・布類が46.9%で最も多く、次いでビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が22.0%、木・竹・わら類が12.1%となっています。



紙類やビニール類については、ミックス紙・古紙（新聞紙・雑誌・ダンボール）・その他プラスチック製容器包装・ペットボトル等の資源物が、可燃ごみとして一定割合排出されていることが、アンケート結果から読み取ることができます。

このことから、家庭系ごみの中には、減量化できる物や資源化可能な物が一定量含まれているものと考えられます。

⁷ ごみの組成分析：ごみの特性を把握するために、ごみ種類（組成）を分析する調査。ごみ処理施設においては年4回以上の調査が義務付けられている。

②目標設定

2027（令和9）年度における家庭系のごみの排出量は、15,176.9 t と推計され、2016（平成28）年度実績値の16,128.3 t に対し951.4 t（5.9%）の減少が見込まれます。

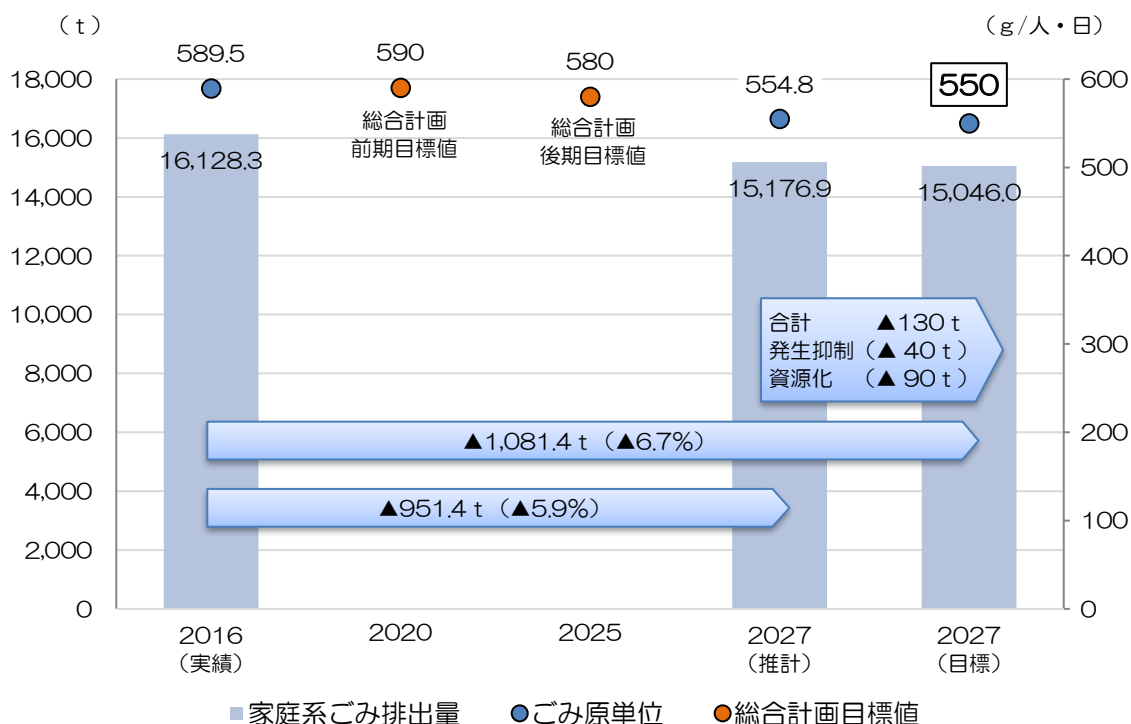
しかしながら、持続可能な循環型社会づくりを目指すためには、市民一人ひとりがより一層の減量化を図る必要があります。

このため、紙・布類、ビニール・合成樹脂及び不燃ごみ・粗大ごみに含まれる資源化可能な物の分別強化を図るとともに、生ごみに含まれる減量化可能な水分と食品ロスを減らすことにより、さらに130 tを削減し、2016（平成28）年度実績値に対して1,081.4 t（6.7%）の減少を目指し、ごみ排出原単位は550g 以下を目標とします。

表 5-2 家庭系ごみの発生抑制と資源化量（単位：t）

ごみ種別	発生抑制量	資源化量	合計
可燃ごみ	40	70	110
不燃ごみ	—	10	10
粗大ごみ	—	10	10
合計	40	90	130

図 5-7 ごみ排出原単位の目標値



(2)資源物回収量とリサイクル率

①市の直接回収によるリサイクル率

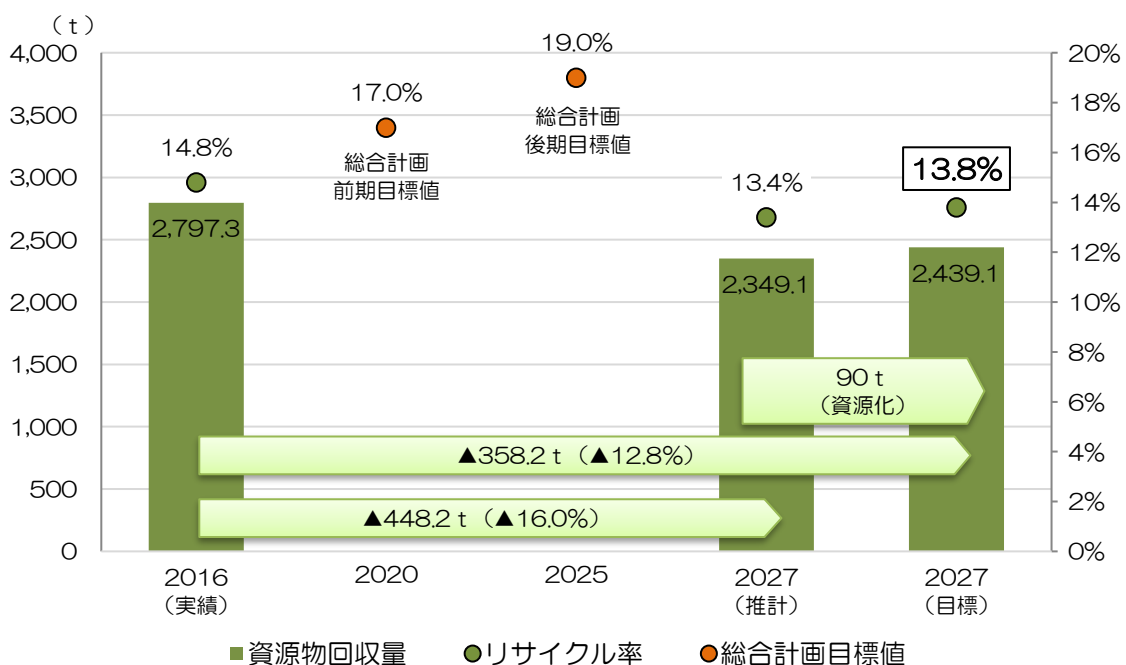
2027（令和 9）年度における市による資源物回収量は 2,349.1 t、リサイクル率は 13.4%と推計され、2016（平成 28）年度実績値に対し、資源回収量は 448.2 t（16.0%）の減少、リサイクル率は 1.7ポイントの減少が見込まれます。

また、紙類を中心に、スーパー等民間への流出は今後も続くと予測されますが、市の資源物回収量の増加を図るため、現在ごみとして排出されている資源化可能な物について、回収の分別強化や新たな回収手法の導入、回収品目の拡大等に取り組むことにより、推計値に対して更に 90 t を資源化することで、2016（平成 28）年度実績値に対して 358.2 t（12.8%）の減少に抑制し、リサイクル率の目標は 13.8%以上を目指すことを維持します。

表 5-3 資源化量（単位：t）

ごみ種別	資源化量
可燃ごみ	70
不燃ごみ	10
粗大ごみ	10
合計	90

図 5-8 リサイクル率の目標値設定



なお、近年民間による資源物回収が拡大していることから、民間回収量を推計し、市による直接回収量と合わせた全体の資源物回収量を推計する中で「推定リサイクル率」を定義し、目標値を設定することとします。

②推定リサイクル率

各資源物の排出先割合（表 5-4）から、民間の資源物回収量及び市全体の資源物回収量（表 5-5）を推定します。なお、表中の「ごみ」及び「その他」は、資源として回収されていないものとして扱うこととします。

表 5-4 2021（令和 3）年度 資源物の回収（排出）割合

品目	(A)市回収割合	(B)民間回収割合	ごみ排出割合	その他割合
新聞・チラシ	61.7%	18.6%	13.1%	5.2%
雑誌	65.4%	19.1%	8.9%	4.7%
ダンボール	80.0%	10.0%	5.0%	5.0%
ミックス紙	41.7%	12.4%	40.1%	3.6%
紙パック	48.4%	8.0%	39.2%	1.2%
ペットボトル	44.1%	8.8%	44.7%	0.3%
プラ製容器包装	61.7%	20.6%	15.8%	0.6%
白色トレイ	41.0%	12.7%	43.9%	0.7%
空き缶	62.2%	9.0%	26.8%	1.1%
空き瓶	65.5%	7.5%	24.6%	0.7%
その他	100.0%	-	-	-

※市民アンケート結果「問 20」より作成

※市回収割合はリサイクルステーションと自治会有価物回収の合計

表 5-5 2021（令和 3）年度 資源物回収量の推定（単位：t）

品目	(C)市回収量 (実績値)	(D)推定民間 回収量	(E)市全体の推定 資源回収量	(F)全体の推定 排出量
新聞・チラシ	735.3	221.7	956.9	1,191.7
雑誌	366.7	107.1	473.8	560.7
ダンボール	581.8	72.7	654.5	727.2
ミックス紙	18.1	5.4	23.5	43.5
紙パック	166.5	27.5	194.0	344.0
ペットボトル	144.6	28.9	173.5	328.0
プラ製容器包装	142.2	47.5	189.6	230.4
白色トレイ	4.4	1.4	5.8	10.8
空き缶	113.9	16.5	130.4	183.1
空き瓶	66.5	7.6	74.0	101.5
その他	317.1	-	317.1	317.1
合計	2,657.1	536.3	3,193.1	4,038.0

初めに、(C)市回収量（実績値）を、(A)市回収割合で割り、(F)全体の推定排出量を求めます。次に、(F)全体の推定排出量に、(B)民間回収割合を掛け、(D)推定民間回収量を求めます最後に、(C)市回収量（実績値）に、(D)推定民間回収量を加え、(E)市全体の推定資源物回収量とします。

上記で求めた市全体の推定資源物回収量を用い、「推定リサイクル率」を算出します。

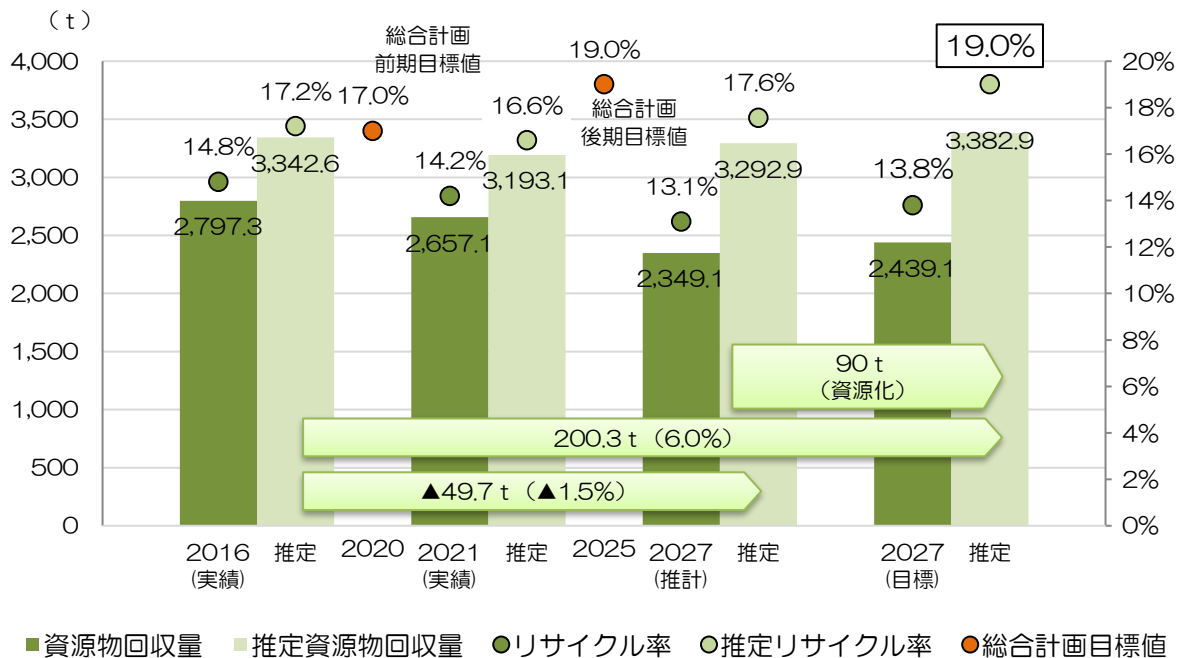
$$\text{推定リサイクル率} = \frac{\text{市全体の推定資源物回収量}}{\text{（家庭系ごみ排出量} + \text{市全体の推定資源物回収量）}} \times 100$$

2021（令和 3）年度

$$\text{推定リサイクル率} = \frac{3,193.1 \text{ t}}{16,004.3 \text{ t} + 3,193.1 \text{ t}} \times 100 = 16.6\%$$

2027（令和9）年度における推定資源物回収量は3,292.9 t、推定リサイクル率は17.6%と推計されますが、前述した90 tの資源化を図ることにより、2027（令和9）年度のリサイクル率目標は、19.0%以上を目指すことを維持します。

図5-9 推定リサイクル率の目標設定



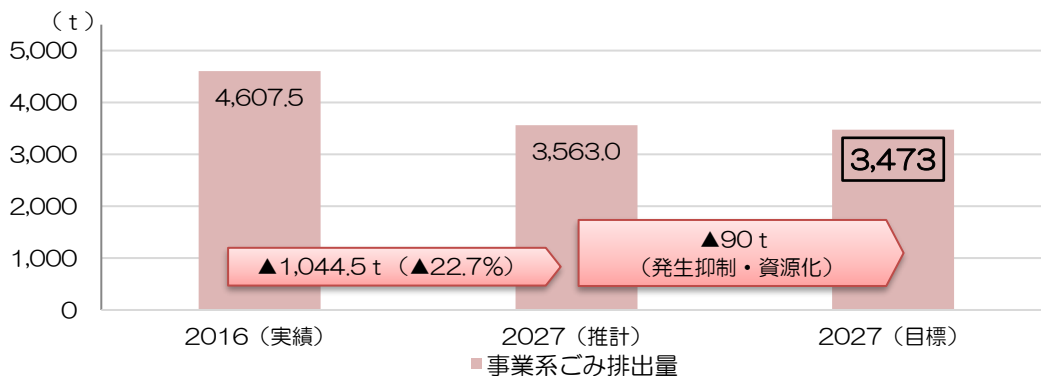
(3) 事業系ごみ排出量

2027（令和9）年度における事業系ごみ排出量は3,563.0 tと推計され、2016（平成28）年度実績値の4,607.5 tに対し、1,044.5 t（22.7%）の減少が見込まれます。

事業系ごみの排出量については、景気の影響により増減することが予想されますが、家庭系ごみ同様、可燃ごみについては、古紙や生ごみを中心に資源化又は減量や発生抑制が可能な物が含まれていることが推測されます。

引き続き、分別強化と発生抑制に取り組むことにより、2027（令和9）年度の推計値に対して90 t以上の削減を目指します。

図5-10 事業系ごみの目標値設定



【本計画の目標】

(Ⅰ) ごみ排出原単位

- ・ 550 g/人・日以下を目指す

2016（平成28）年度実績の589.5 gから39.5 gの減少

(Ⅱ) 事業系ごみ排出量

- ・ 3,473 t 以内を目指す

2016（平成28）年度実績の4,607.5 tから1,134.5 tの減少

(Ⅲ) リサイクル率

- ① 13.8%以上を目指す

2016（平成28）年度実績の14.8%から1.0ポイントの減少に抑制

- ② 民間回収を含めた「推定リサイクル率」は19.0%以上を目指す

第4節 目標達成のための具体的な取り組み

基本理念・基本方針に基づき、基本施策と取り組むべき具体的な施策の体系図を示します。

図5-11 施策の体系図

基本理念	基本方針	基本施策	具体的な取り組み
循環型社会づくりの推進	廃棄物の発生抑制	①ごみの発生抑制	家庭系ごみ減量化の推進
			事業系ごみ減量化の推進
			生ごみの減量化
			生ごみの分別収集の研究
			食品ロスの削減
			剪定枝の回収
			過剰包装の自粛・抑制
			一般廃棄物の適正収集及び処理
			ごみ出し困難世帯に対する収集支援
			②ごみ処理施設の検討研究
	ごみ処理施設の広域化等		
	リサイクルの推進	③廃棄物の分別の徹底と有効活用	自治会有価物回収の推進
			拠点回収の推進
			プラスチック製品の回収
			回収品目の分別強化
			事業所における資源回収の促進
ごみ小屋での資源物収集の検討			
ICTを活用した分別方法の周知			
使用済小型家電回収の促進			
廃食油の回収及びBDFの利用			
食品廃棄物の資源化			
資源物の適正な収集及び処理			
④環境にやさしいまちづくりの推進		不用品等のリユースの推進	
		マイはし・マイボトル及び容器等のリユースの促進	
		リユース食器及びデポジット制度の導入	
		グリーン購入の推進	
		もったいない意識の向上	
			情報発信と啓発活動の推進

基本方針【廃棄物の発生抑制】

基本施策① ごみの発生抑制

■ 家庭系ごみ減量化の推進

ごみ収集カレンダーやマニュアル、広報、ウェブサイトなどを活用して適正な分別方法を周知し、資源物等分別の徹底により減量化を推進します。

■ 事業系ごみ減量化の推進

事業系ごみの発生抑制と適正な分別を図るため、事業所ごとの排出量の把握や清掃センターでの受け入れ検査を実施するとともに、商工会等と連携し情報提供や啓発活動に努め、適正排出の徹底を図ります。

■ 生ごみの減量化

家庭から排出される生ごみについて、ごみの減量化のため、生ごみ処理機の購入に対して支援するとともに、水切り運動の啓発を強化します。

■ 生ごみの分別収集の研究

バイオマスセンターでの生ごみの受け入れ態勢を構築するとともに、家庭から排出される生ごみの分別収集について調査研究します。

■ 食品ロスの削減

市民・事業者・各種団体に対して、食品ロスの意識向上を図るために、食品ロスの削減に向けた取り組みや啓発活動などの調査研究に努めます。

■ 剪定枝の回収

家庭にある庭木等の剪定枝の回収を引き続き行い、チップ状に粉碎し廃棄物化を防ぐとともに、有効活用（資源化）を図ります。

■ 過剰包装の自粛・抑制

事業所に対して包装の必要最小限化に努めるよう要請します。また、市民に対しては、マイバッグ持参運動を啓発するとともに、簡易包装を推進します。

基本方針【廃棄物の発生抑制】

■ 一般廃棄物の適正収集及び処理

家庭及び事業所から排出されるごみを計画的に収集するため、収集運搬委託業者及び許可業者の監督と指導を行い、適正な収集運搬体制を維持します。また、自治会が管理するごみ小屋の修繕等に対し支援を行います。

■ ごみ出し困難世帯⁸に対する収集支援

高齢者や障がい者など、ごみ出しが困難な世帯に対する適正な収集体制を維持するため、支援体制について福祉部門と連携し、調査研究に努めます。

基本施策② ごみ処理施設の検討研究

■ 広域処理施設の維持管理等

中巨摩広域事務組合、峡北広域行政事務組合における各ごみ処理施設の適正かつ効率的な維持管理などの運営について、ごみの発生抑制と減量化、分別の徹底、適正な収集運搬等に取り組むことにより参画します。

■ ごみ処理施設の広域化等

峡北・中巨摩・峡南地域内のごみ処理施設 1 施設化について、2031（令和13）年 4 月の操業を目指し、山梨県や構成市町と連携して推進します。また、県内自治体で整備する一般廃棄物最終処分場の建設・運営について、引き続き参画します。

⁸ ごみ出し困難世帯：高齢や障がいなどの理由で、自力でごみを排出できない世帯（又は市民）のこと。

基本方針【リサイクルの推進】

基本施策③ 廃棄物の分別の徹底と有効活用

■ 自治会有価物回収の推進

自治会や団体等が行う資源物回収運動に対し、支援を継続するとともに、強化について調査研究に努めます。

■ 拠点回収の推進

リサイクルステーションなどの拠点回収について、引き続き利用周知を図るとともに、適正な維持管理を行います。また、効率的・効果的な施設の体制等について調査検討します。

■ プラスチック製品の回収

プラスチック資源循環法⁹に基づき、これまで廃棄物として処理されていたプラスチック製品（スプーン、ストロー、フォークなど）の再資源化に向けた取り組みにより、調査・確認を行います。

■ 回収品目の分別強化

アンケート結果によると、ミックス紙やその他プラ、空き瓶、空き缶等は、資源として回収する余地があることから、これらの分別を強化し、資源化を図ります。

■ 事業所における資源物回収の促進

事業所における資源物の回収を促進するため、商工会等と連携を図りながら、有効な回収方法について調査研究します。

■ ごみ小屋での資源物収集の検討

自治会が管理するごみ小屋における資源物の個別収集について、調査研究を進めます。

⁹ プラスチック資源循環法：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の略。プラスチックのライフサイクル全体で3R+Renewableに取り組みやすい環境を整えることで、プラスチックの資源循環が更に加速化することを支援する。

基本方針【リサイクルの推進】

■ ICT¹⁰を活用した分別方法の周知

市民が自主的にごみ及び資源物の排出が判断できる体制を構築するために、ウェブサイトや SNS、アプリ等の活用方法について調査研究し、情報提供の利便性向上を図ります。

■ 使用済小型家電回収の促進

小型家電リサイクル法に基づき、製品に使用されている各種金属の有効利用と適正処分のために、使用済小型家電の回収促進を図ります。また、更なる周知と身近な回収方法の調査研究を進めます。

■ 廃食油の回収及び BDF の利用

家庭などから排出される廃食油を回収し、バイオディーゼル燃料（BDF¹¹）化して、ごみ収集車などに有効活用する事業を継続するとともに、他の活用方法について検討します。

■ 食品廃棄物の資源化

バイオマスセンターにおける給食残渣の液肥化事業を継続し、官学連携を通じて液肥の有効性を確立する中で、液肥の利用拡大を図ります。また、新たな資源化方法について調査研究に努めます。

■ 資源物の適正な収集及び処理

家庭から排出される資源物を計画的に収集するため、収集運搬委託業者の監督と指導を行い、適正な収集運搬体制を維持するとともに、中間処理や再生処理業者への引渡しを確実にし、適正な処理体制を維持します。

■ 不用品等のリユースの推進

バザーやフリーマーケット、リサイクルショップ等の利用促進に関する情報提供に努め、不用品の有効利用を推進します。

¹⁰ ICT：情報通信技術の略。日本ではほぼ同一の意味である IT（情報技術）が使われてきたが、近年 IT に変わる言葉として使用されている。

¹¹ BDF：バイオディーゼル燃料の略。植物油などの再生可能な資源から作られるディーゼルエンジン用の燃料。

基本方針【リサイクルの推進】

基本施策④ 環境にやさしいまちづくりの推進

■ 不用品等のリユースの推進

バザーやフリーマーケット、リサイクルショップ等の利用促進に関する情報提供に努め、不用品の有効利用を推進します。

■ マイはし・マイボトル及び容器等のリユースの促進

マイはし・マイボトルの利用促進と、中身を詰め替えられる商品などの購入についての啓発を行います。

■ リユース食器及びデポジット制度の導入

リユースを推進するため、デポジット制度¹²を適用したリユース食器や容器など導入について調査検討します。

■ グリーン購入の推進

市の物品調達においてグリーン購入を進めるとともに、市民・事業者のグリーン購入を推進するため、普及・啓発に努めます。

■ もったいない意識の向上

環境にやさしいまちづくりを推進するため、大量生産・大量消費の生活形態を改め、ごみを出さず、ものを大切にする「もったいない」意識を向上させるための啓発に努めます。

¹²デポジット制度：「デポジット・預託金」製品価格に一定金額を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却する制度。このことにより、製品や容器の回収を促進する。

第6章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

第2節 計画の評価と課題

第3節 基本理念

第4節 計画の目標設定

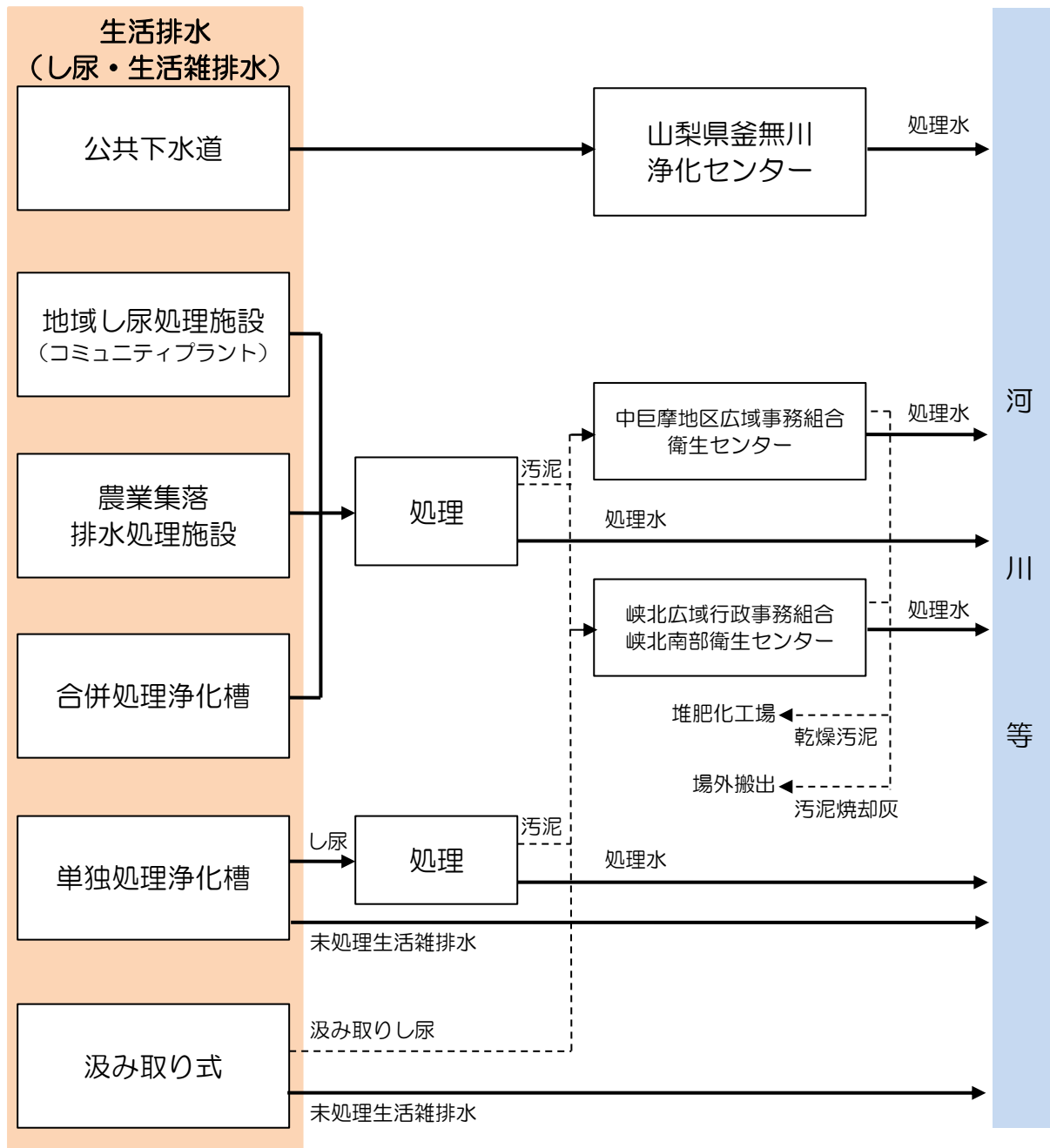
第5節 目標達成のための具体的施策

第1節 生活排水処理の現状

(1)生活排水処理体制の概要

本市では次のとおり生活排水の処理を行っています。

図 6-1 生活排水処理体制の概要

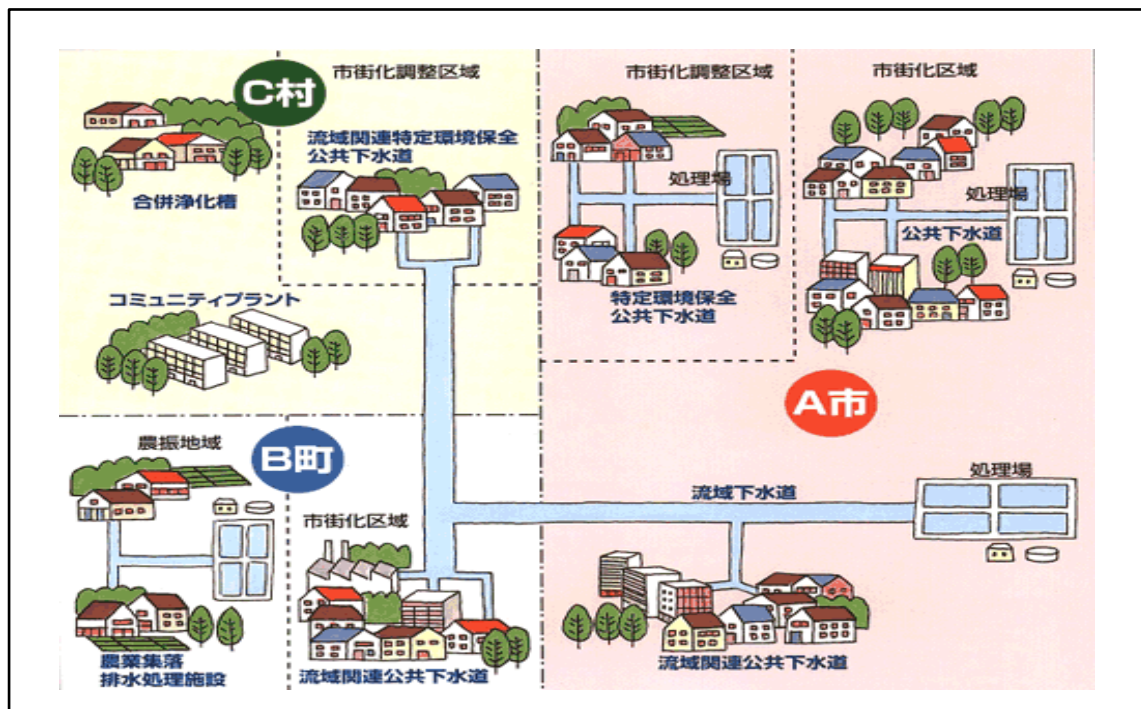


以下に主な生活排水処理施設の概要を示します。

表 6-1 主な生活排水処理施設の概要

区 分	概 要
公共下水道	主として市街地におけるし尿・生活雑排水を排水・処理するために、地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排水する施設の相当部分が暗渠である構造のものをいいます。
地域し尿処理施設 (コミュニティプラント)	住宅団地内などにおいて、複数の家庭からのし尿・生活雑排水を共同処理する小規模な下水処理施設で、公共下水道区域外に設置されます。
農業集落排水処理施設	農村地域の環境改善、農業用排水の水質保全を図るため、農業集落地におけるし尿・生活雑排水を共同処理する小規模な下水処理施設です。
合併処理浄化槽 単独処理浄化槽	各家庭が個別に設置する浄化施設で、し尿・生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽と、し尿のみを処理する単独処理浄化槽があります。
汲み取り式	落下式トイレや簡易水洗トイレにより、し尿を直接タンクに溜めて汲み取る方式で、近年は公共下水道及び浄化槽の普及により減少しつつあります。

図 6-2 生活排水処理施設の概念図



※出典 国土交通省 Web サイト
(<http://www.mlit.go.jp/crd/sewerage/shikumi/shurui.html>)

(2)生活排水処理施設の状況

本市では、公共用水域の水質を保全するため、「甲斐市汚水処理整備計画（アクションプラン）¹³」に基づき、以下に示す生活排水処理施設の整備を行っています。

①公共下水道

本市の公共下水道事業計画は、昭和48年策定の下水道法第2条の2による富士川流域別下水道整備計画に基づき、昭和61年度に釜無川流域関連甲斐市公共下水道として事業に着手しています。

下水道計画区域の総面積は1,803.0haで、令和3年度末における整備済面積は1,290.5ha、整備率は71.6%となっています。

表6-2 公共下水道の概要（令和3年度）

事業名	釜無川流域甲斐市公共下水道
供用開始（一部）	平成5年4月
排除方法	分流式
処理方法	標準活性汚泥法
計画面積（ha）	1,803.0
整備済面積（ha）	1,290.5
整備率（%）	71.6%
区域内世帯数（世帯）	23,735

¹³ 汚水処理整備計画（アクションプラン）：今後10年間の汚水処理の概成を目標として、各種汚水処理施設（下水道、合併浄化槽など）の整備手法及び区域などを定めたもの。

②地域し尿処理施設（コミュニティプラント）

本市では、登美団地地区・松島団地地区の2地区で、地域し尿処理施設を設置しています。

いずれの施設も老朽化が進み、今後、公共下水道への接続が検討されており、順次廃止予定となっています。

なお、計画策定時は、敷島台団地地区（敷島地区）が稼働していましたが、公共下水道への接続が完了し、令和2年12月をもって廃止となっています。

表 6-3 現状の地域し尿処理施設の概要

処 理 地 区 名		登美団地地区	松島団地地区
地 区		双葉地区	敷島地区
供 用 開 始		昭和 62 年	昭和 56 年
処 理 方 法		活性汚泥方式 長時間ばっ気式	活性汚泥方式 長時間ばっ気式
処 理 人 槽		800 人	1,380 人
全 体 計 画 汚 水 量 日 最 大 量		145m ³ /日	363m ³ /日
放流水質	BOD ¹⁴	20mg/L 以下	20mg/L 以下
	SS ¹⁵	50mg/L 以下	50mg/L 以下

¹⁴ BDO：生物化学的要素要求量の略。水中の有機物が、微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量のこと、河川の有機物汚濁を測る代表的な指標。

¹⁵ SS：浮遊物質量の略。水中に浮遊する、粒子径 2mm以下の不溶解性物質の総称で、水質指標の1つとされている。

③農業集落排水処理施設

農業振興地域の生活環境と、農業用水の水質保全を目的として、寺平地区に設置されています。

表 6-4 寺平地区農業集落排水処理施設の概要

施設名	寺平農業集落排水処理施設
供用開始	平成7年
処理方法	アクアフローラ ¹⁶ （回分式活性汚泥法加圧浮上分離）
計画処理人口	38世帯 160人槽
全体計画汚水量	44m ³ /日
放流水質	BOD：10mg/L以下 SS：15mg/L以下

図 6-3 農業集落排水処理の概要図



※出典：中国四国農政局 Web サイト
 (http://www.maff.go.jp/chushi/seibibu/shigen/3_2_1.html)

¹⁶ アクアフローラ：回分ばっ気槽にて有機物・窒素の同時除去を行った後、凝縮剤を添加し、中間処理水を個体（汚泥）と液体（最終処理水）に分離する処理システム。

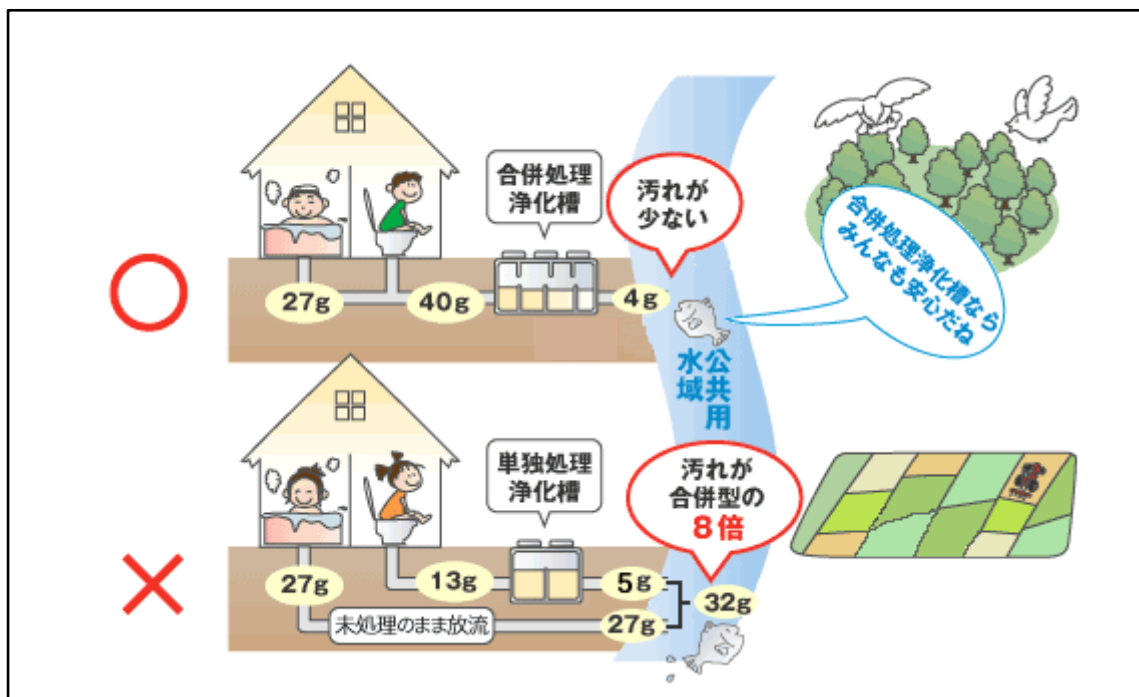
④浄化槽処理（合併処理浄化槽、単独処理浄化槽）

浄化槽には、し尿と生活雑排水を同時に処理する「合併処理浄化槽」と、旧来のし尿のみを処理する「単独処理浄化槽」があります。

平成13年の「浄化槽法」改正により、水質汚濁など環境への負荷が大きい単独処理浄化槽の設置は禁止され、浄化槽の新規設置に当たっては、全て合併処理浄化槽を設置することが義務付けられました。

また、水質保全を目的として、公共下水道計画区域、地域し尿処理区域、農業集落排水処理区域以外の区域においては、市町村設置型合併浄化槽事業を実施しています。同事業は、国庫補助を受けて、市自ら設置主体となって浄化槽の面的整備を行う事業です。

図6-4 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽



※出典：環境省 Web サイト
 (<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/himitsu/main04.html>)

⑤汲み取り式

公共下水道、地域し尿処理施設、農業集落排水処理施設、浄化槽以外の処理については、し尿の汲み取り収集による処理が行われています。

(3)処理別人口

処理別人口は、公共下水道が最も多く約 7 割を占め、年々増加しています。また、合併浄化槽についても増加傾向にあります。

一方、単独処理浄化や地域し尿処理施設、汲み取り式は減少傾向にあります。

図 6-5 処理別人口推移

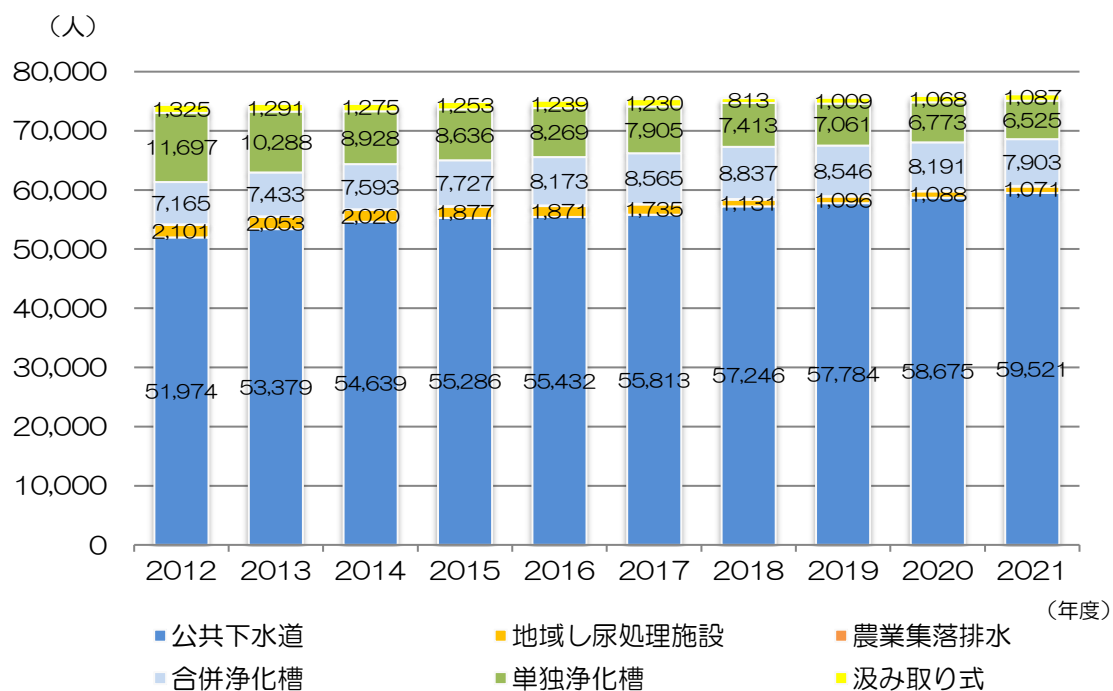


表 6-5 年度別処理別人口

(単位：人)

処理区分	公共下水道	地域し尿処理施設	農業集落排水	合併浄化槽	単独浄化槽	汲み取り式
2012 年度	51,974	2,101	111	7,165	11,697	1,325
2013 年度	53,379	2,053	104	7,433	10,288	1,291
2014 年度	54,639	2,020	105	7,593	8,928	1,275
2015 年度	55,286	1,877	101	7,727	8,636	1,253
2016 年度	55,432	1,871	97	8,173	8,269	1,239
2017 年度	55,813	1,735	97	8,565	7,905	1,230
2018 年度	57,246	1,131	93	8,837	7,413	813
2019 年度	57,784	1,096	86	8,546	7,061	1,009
2020 年度	58,675	1,088	82	8,191	6,773	1,068
2021 年度	59,521	1,071	82	7,903	6,525	1,087

(4) 広域事務組合のし尿処理施設

① 施設概要

本市で収集された汲み取りし尿・浄化槽汚泥は、ごみ処理の搬入区域と同様の区分で、中巨摩広域事務組合と峡北広域行政事務組合の以下の施設において処理されています。

表 6-6 し尿処理施設の概要

中巨摩広域事務組合	
名称	中巨摩地区広域事務組合衛生センター
所在地	山梨県中央市乙黒字大明神 1083-3
構成市町村	南アルプス市（白根、八田、櫛形、芦安地区）、甲斐市（竜王地区）、中央市（田富、玉穂地区）、昭和町の3市1町
計画処理能力	85kL/日（し尿 32kL/日、浄化槽汚泥 53kL/日）
処理方式	主処理：高負荷脱窒素処理方式 高度処理：二槽ろ過＋活性炭吸着 汚泥処理：脱水⇒乾燥⇒焼却 臭気処理：高濃度臭気⇒焼却脱臭処理 中低濃度臭気⇒薬液洗浄（酸＋アルカリ次亜塩）＋活性炭脱臭処理 極低濃度臭気⇒活性炭脱臭処理
放流先	河川
放流水質	ph：5.8～8.6 SS：10mg/L以下 BOD：10mg/L以下
峡北広域行政事務組合	
名称	峡北広域行政事務組合峡北南部衛生センター
所在地	山梨県韮崎市栄 2-5-48
構成市町村	甲斐市（敷島、双葉地区）、韮崎市、北杜市（明野、須玉、武川地区）の3市
計画処理能力	72kL/日（し尿 30kL/日、浄化槽汚泥 42 kL/日）
処理方式	水処理：高速酸化処理方式 汚泥処理：濃縮⇒脱水⇒肥料化 臭気処理：酸＋アルカリ洗浄＋臭気ファン収集脱臭処理 高濃度臭気⇒焼却脱臭処理
放流先	河川
放流水質	ph：5.8～8.6 SS：50mg/L以下 BOD：40mg/L以下

② し尿・浄化槽汚泥搬入量

し尿・浄化槽汚泥の搬入量については、公共下水道人口の増加に伴い減少傾向にあり、2021（令和3）年度は6,734klとなっており、2012（平成24）年度と比較すると過去10年間で1,993kl、約22.8%減少しています。

図6-6 広域事務組合し尿処理施設搬入量の推移

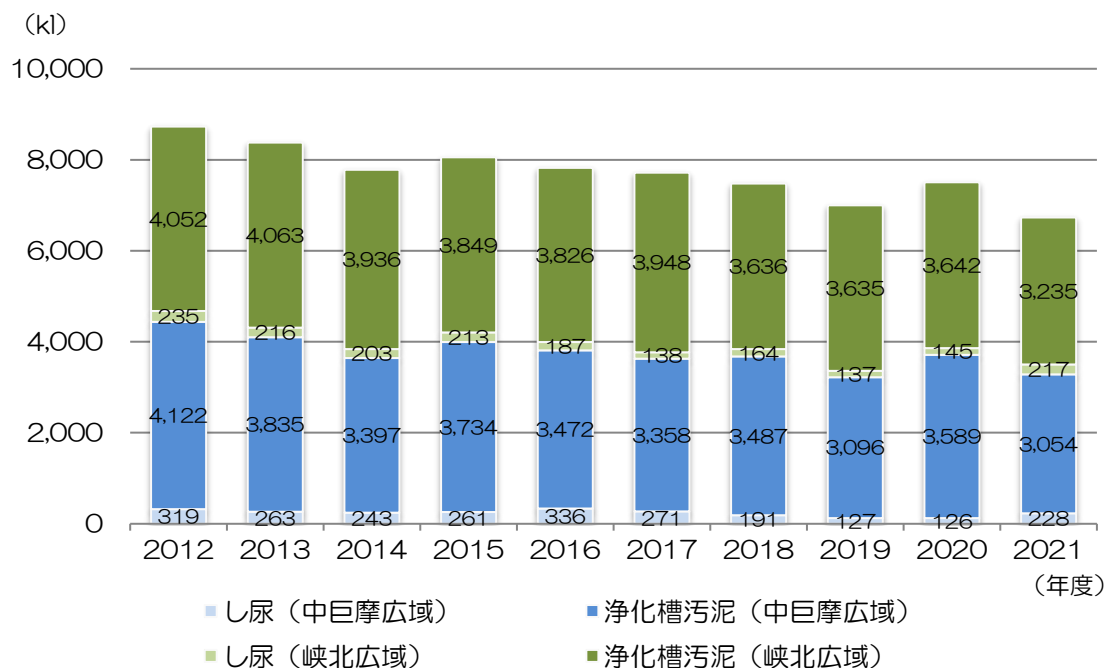


表6-7 年度別搬入量

(単位: kl)

区分	し尿 (中巨摩広域)	浄化槽汚泥 (中巨摩広域)	し尿 (峡北広域)	浄化槽汚泥 (峡北広域)	合計
2012年度	319	4,122	235	4,052	8,727
2013年度	263	3,835	216	4,063	8,377
2014年度	243	3,397	203	3,936	7,779
2015年度	261	3,734	213	3,849	8,057
2016年度	336	3,472	187	3,826	7,822
2017年度	271	3,358	138	3,948	7,715
2018年度	191	3,487	164	3,636	7,478
2019年度	127	3,096	137	3,635	6,995
2020年度	126	3,589	145	3,642	7,502
2021年度	228	3,054	217	3,235	6,734

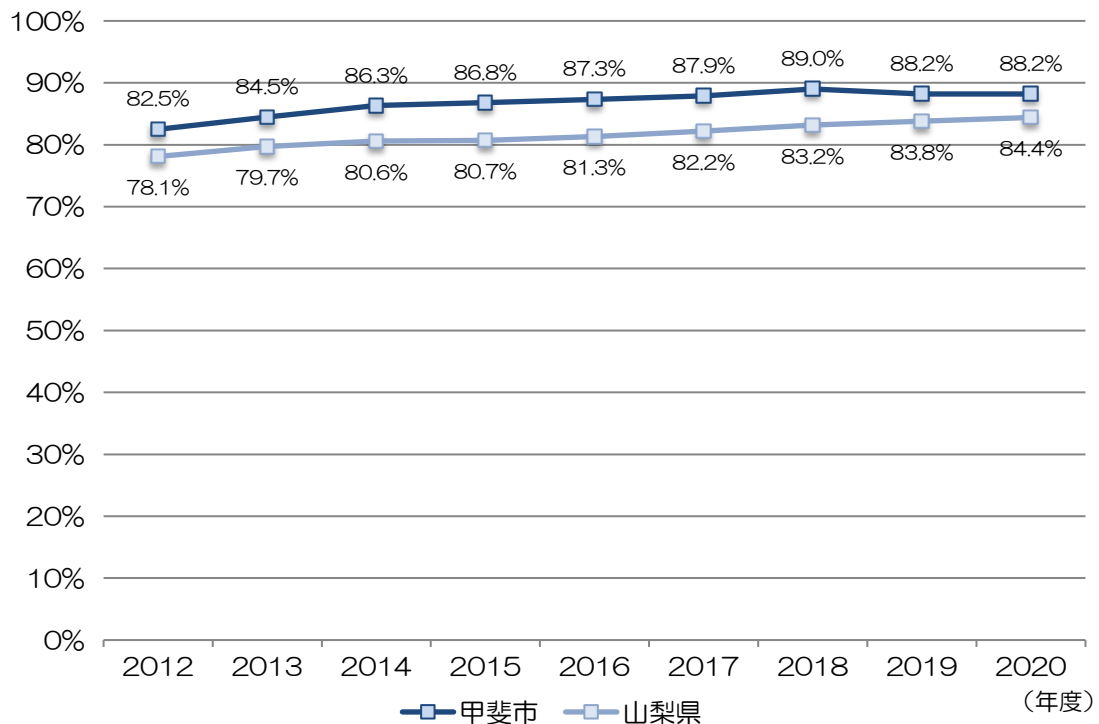
(5)生活排水クリーン処理率¹⁷

本市における生活排水クリーン処理率を山梨県と比較すると、2020（令和2）年度は88.2%で、山梨県の84.4%を上回っている状況です。

なお、山梨県では、1997（平成9）年度から「山梨県生活排水処理施設整備構想」を策定し、市町村と連携を図りながら、計画的かつ効率的な施設整備を進めてきています。

2016（平成28）年度に策定した「山梨県生活排水処理施設整備構想2017」では、2025（令和7）年度（中期目標）及び2035（令和17）年度（長期目標）における生活排水クリーン処理率を、それぞれ「88.9%」、「95.8%」とすることを目標に掲げています。

図6-7 山梨県及び甲斐市の生活排水クリーン処理率の推移



¹⁷ 生活排水クリーン処理率：総人口に対し、生活雑排水が公共下水道・合併浄化槽・地域し尿処理施設・農業集落排水処理施設等により処理されている人口が占める割合をいう。なお、平成27年度において、各種処理人口の算定方法を見直したことに伴い、平成26年度以前の数値は遡って算定しているため、上位計画である甲斐市総合計画及び甲斐市環境基本計画の実績値とは相違があります。

第2節 計画の評価と課題

(1) 計画目標の達成状況

① 目標の達成状況

計画当初において設定した 2020（令和 2）年度の目標値と年度末における目標達成状況を示します。

表 6-8 目標の達成状況

項 目	2016 （平成 28） 年度 実績値	2020 （令和 2） 年度 目標値	2020 （令和 2） 年度 実績値
生活排水 クリーン処理率	87.3%	89.5%	88.2%

② 目標の評価

生活排水クリーン処理率は、2020（令和 2）年度実績が 88.2%となっており、目標値である 89.5%を 1.3 ポイント下回り、若干の未達成となっています。

ただし、公共下水道の施設整備とともに、下水道への切替えが進んでおり、汲み取り式及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替えは、今後も進むことから、クリーン処理率は上昇すると見込まれます。

③ 今後の課題

河川の水質汚濁の主な原因には、日常生活による家庭からの生活雑排水の流入が考えられます。

河川の水質向上のため、本市では今後も、継続して生活排水対策を促進し、水環境の保全に取り組む必要があります。

このため、公共下水道の整備とともに、老朽化した下水道施設の更新、下水道整備済み地域での接続率向上、地域し尿処理施設から公共下水道への切替え、単独処理浄化槽及び汲み取り式から、公共下水道及び合併処理浄化槽への切替えを進める必要があります。

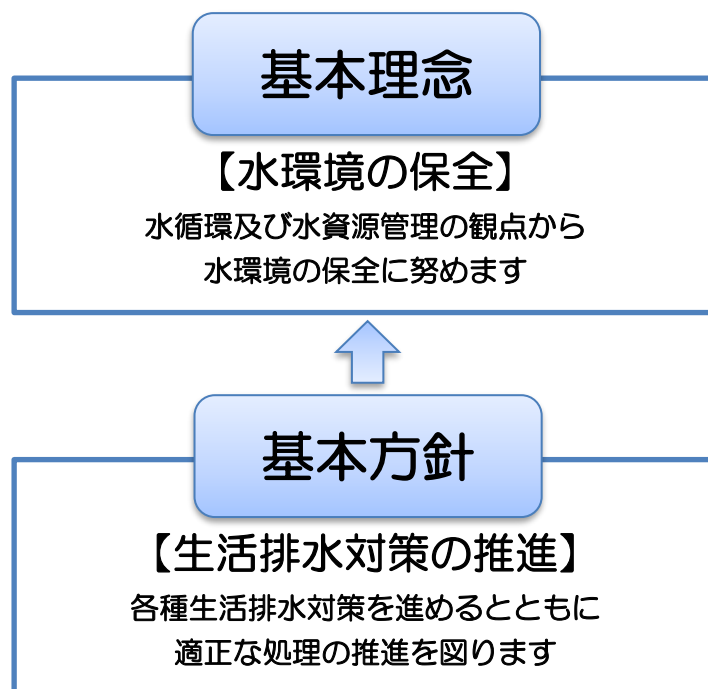
第3節 基本理念

(1) 基本理念と基本方針

これまでの生活排水対策の実施に伴い、本市における河川の水質は改善傾向にあります。依然として、家庭から排出される生活雑排水が起因していると思われる水質汚濁が中小河川で見られます。

河川の水質向上のため、水循環及び水資源管理の観点から、本市では今後も、継続して生活排水対策を推進し、水環境の保全に努めます。

図 6-8 基本理念と基本方針



第4節 計画の目標設定

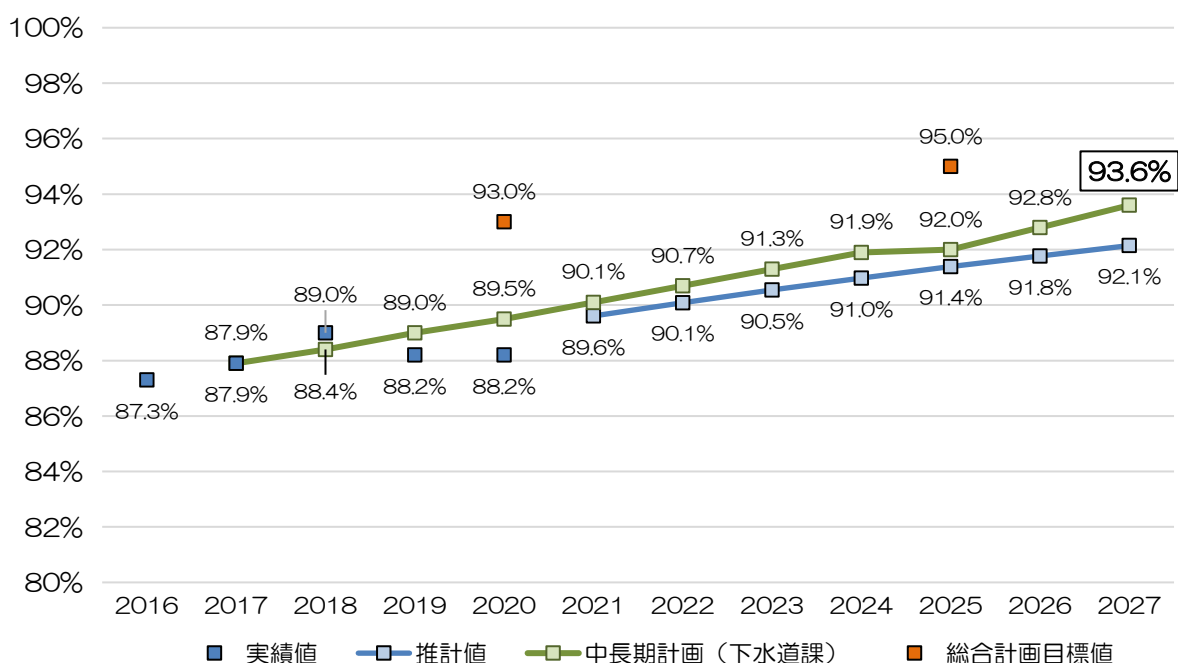
(1)生活排水クリーン処理率の推計値

過去の実績からトレンド法により、2027（令和9）年度までの生活排水クリーン処理率を推計し、下水道課で策定した中長期計画との比較を行いました。

2027（令和9）年度における推計値は92.1%であり、下水道課の中長期計画は93.6%となっています。

生活排水クリーン処理率については、公共下水道の普及が大きく影響し、重要なポイントであることから、本計画では下水道課で策定した中長期計画と整合性を合わせて目標設定することとします。

図6-6 生活排水クリーン処理率推計値



(2)目標設定

【本計画の目標】

生活排水クリーン処理率

・93.6%以上を目指す

2016（平成28）年度実績の87.3%から6.3ポイントの増加

第5節 目標達成のための具体的施策

基本理念・基本方針に基づき、基本施策と取り組むべき具体的な施策の体系図を示します。

図 6-10 施策の体系図

基本理念	基本方針	基本施策	具体的な取り組み	
水環境の保全	生活排水対策の推進	①生活排水対策の推進	公共下水道事業の推進	情報発信と啓発活動の推進
			農業集落排水処理施設の管理	
			地域し尿処理施設の管理	
			合併浄化槽事業の推進	
			浄化槽の適正指導	
			環境負荷が低い処理施設への切替え促進	
		②適正な処理の推進	し尿・浄化槽汚泥の適正収集	
			適正な収集運搬許可体制の構築	
			広域処理施設の維持管理等	

基本方針【生活排水対策の推進】

基本施策① 生活排水対策の推進

■ 公共下水道事業の推進

公共下水道の整備を引き続き進めるとともに、啓発活動等により下水道への接続率向上を図ります。また、下水道施設の合理的な更新や耐震化を図るための調査研究を進めます。

■ 農業集落排水処理施設の管理

寺平地区の生活排水処理を行う農業集落排水地処理施設について、老朽化の状況を踏まえ、維持管理のあり方について調査検討します。

■ 地域し尿処理施設の管理

登美団地地区、松島団地地区のし尿処理施設について、今後も引き続き適正な管理を行うとともに、将来的な下水道への接続に向けて調査検討します。

■ 合併浄化槽事業の推進

水環境を保全するため、公共下水道計画区域、地域し尿処理区域、農業集落排水処理区域以外の区域において、市が合併浄化槽の設置管理を行う、市町村設置型合併浄化槽事業を推進します。

■ 浄化槽の適正指導

浄化槽設置世帯に対し、適正な維持管理を促すための指導・啓発を行います。

■ 環境負荷が低い処理施設への切替え促進

単独浄化槽世帯及び汲み取り世帯に対して、公共下水道や合併浄化槽への切り替えを促進するための啓発を行います。

基本方針【生活排水対策の推進】

基本施策② 適正な処理の推進

■ し尿・浄化槽汚泥の適正収集

家庭から排出されるし尿・浄化槽汚泥の適正な収集を促進するため、収集運搬許可業者の監督と指導を行い、収集運搬体制の維持に努めます。

■ 適正な収集運搬許可体制の構築

し尿・浄化槽汚泥の収集については、今後も減少することが見込まれることから、その処理量や需要に見合った適正な許可体制の構築に努めます。

■ 広域処理施設の維持管理等

中巨摩広域事務組合、峡北広域行政事務組合における各し尿処理施設の維持管理等運営に参画するとともに、老朽化に伴う施設の更新について、一部事務組合及び構成市町と連携を図りながら、効率的な処理のあり方について調査研究を進めます。

第7章 計画の進行

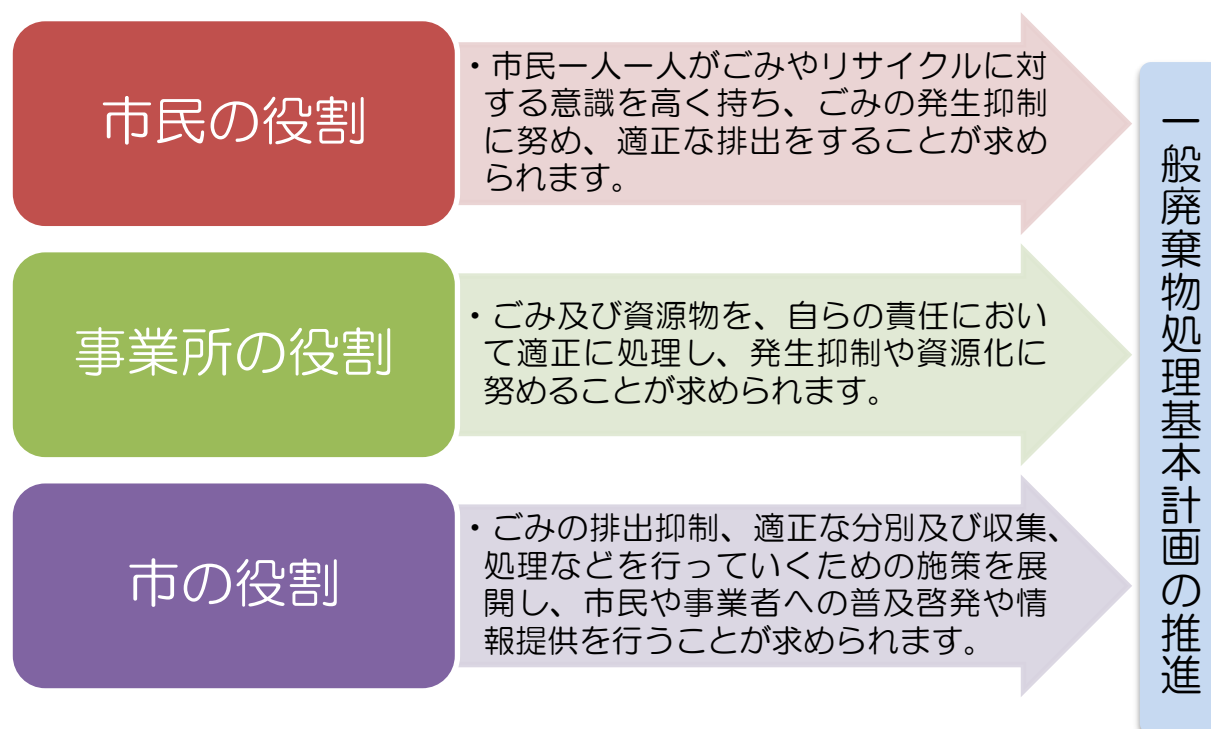
第1節 各主体の役割

第2節 計画の進行管理

第1節 各主体の役割

本計画の実効性を高め、計画を着実に推進していくためには、市民・事業者・市がお互いの役割を理解し、協働して主体的に取り組みを行っていくことが重要です。このため、市民・事業者・市には、以下の役割が求められます。

図 7-1 各主体の役割



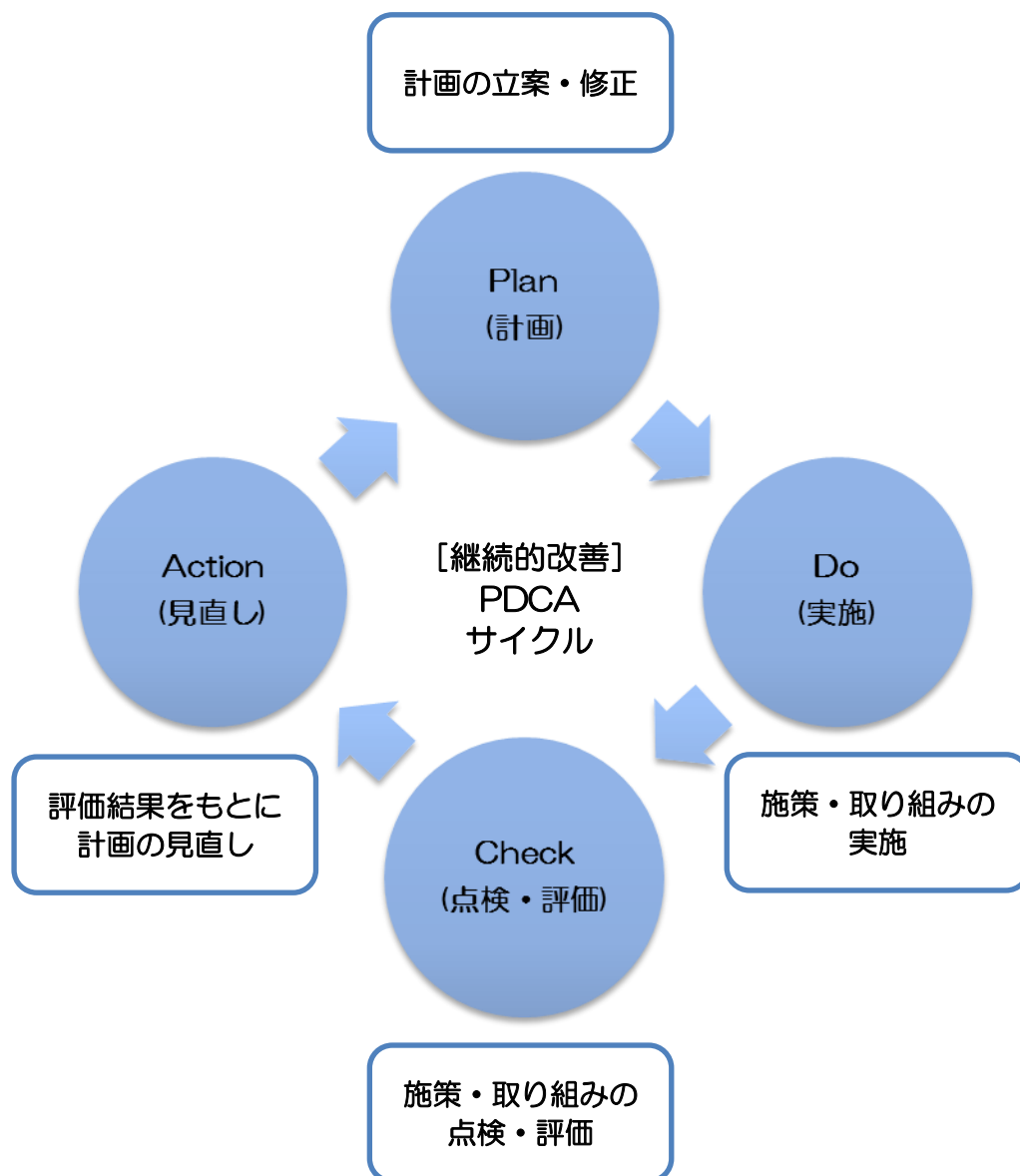
第2節 計画の進行管理

(1) マネジメントシステムの構築

本計画の進行管理は、計画（Plan）⇒実施（Do）⇒点検・評価（Check）⇒見直し（Actoin）のPDCAサイクルに基づく、マネジメントシステムの手法を用いて実施していきます。

計画の進捗状況については、目標の達成状況について経年的な動向を把握する中で、点検・評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。

図 7-2 PDCA サイクルによる計画の進行管理



(2) 庁内の調整

本計画が対象とする範囲や施策は、必要に応じて、市の関係各課が横断的な連携のもとに施策を推進し、課題の解決に向けて調整を図ります。

(3) 計画及び進捗状況の情報発信

本計画を着実に推進し、効果を上げていくためには、市民・事業者のごみ処理施策に対する理解と、積極的な参画が必要となります。

そのためにも、本計画の目的や取り組み内容、及び計画の進捗状況について広く周知・啓発することが重要であることから、広報やウェブサイトを通じて積極的な情報発信を行います。

(4) 計画の見直し

本市を取り巻く環境や景気動向などの外部的要因により、著しく社会情勢が変化した場合は、市民や事業者の動向を反映させながら、必要に応じて施策や取り組み、目標等を見直しを検討します。

資料編

資料1 市民アンケート結果

資料2 事業所アンケート結果

資料1 市民アンケート結果

1. 調査概要

1. 1 調査の目的

市民のごみの分別や減量化・リサイクルに対する関心、実際に取り組んでいる内容、各施策の認知度等について調査を行い、現状や市民のニーズ、行政への要望等を把握しました。調査結果は、本市の一般廃棄物処理基本計画を策定するための基礎資料とします。

1. 2 調査対象、調査期間

市内に在住する10代～70代の市民1,500人（住民基本台帳より無作為抽出）を対象とし、郵送により調査しました。また調査票の発送後、お礼状兼督促ハガキを発送しました。

調査期間は以下のとおりです。

調査開始日：2022（令和4）年9月6日（火）

回答締切日：2022（令和4）年9月20日（火）

1. 3 回収率

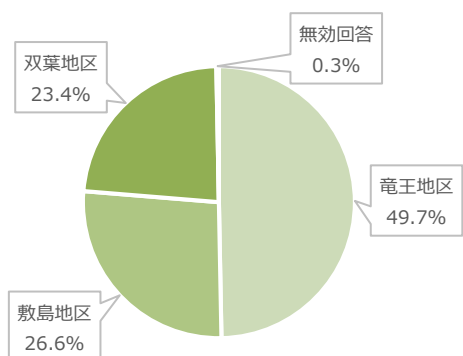
調査対象者1,500人に対して877件の回答をいただき、回収率は約58.5%となりました。

2. 調査結果

2. 1 属性

(1) 地区

回答者の地区は、「竜王地区」が49.7%、「敷島地区」が26.6%、「双葉地区」が23.4%となっており、「竜王地区」が5割近くを占めています。

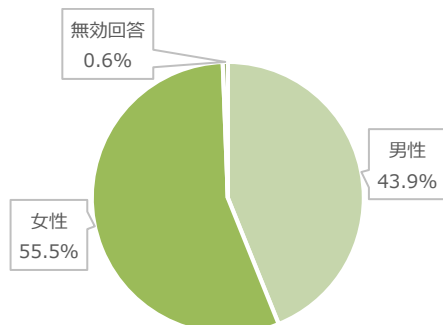


単一回答		
地区	回答数	%
竜王地区	436	49.7%
敷島地区	233	26.6%
双葉地区	205	23.4%
無効回答	3	0.3%
合計	877	100.0%

注) 回答結果の「無回答」とは、回答権があるにも関わらず回答がなかったものの数を示し、「無効回答」とは選択肢の中から回答を選択していないような集計不能な回答数を示します。以下、同様。

(2) 性別

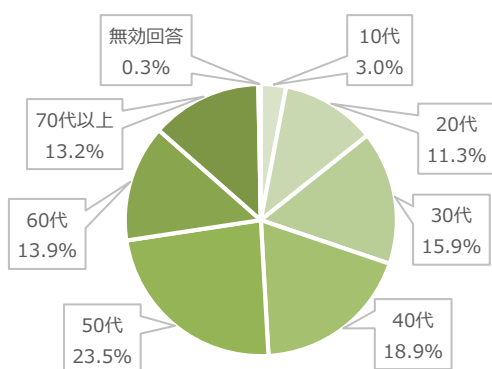
回答者の性別は、「男性」が43.9%、「女性」が55.5%となっており、「女性」が過半数を占めています。



単一回答		
性別	回答数	%
男性	385	43.9%
女性	487	55.5%
無効回答	5	0.6%
合計	877	100.0%

(3) 年代

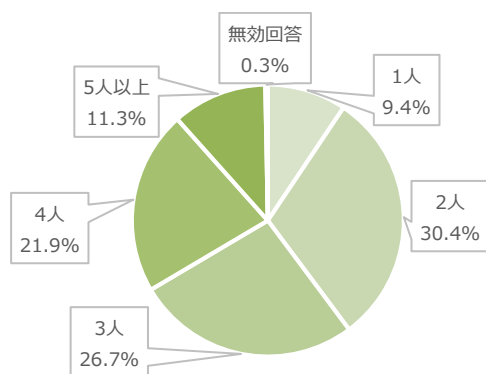
回答者の年代は、「50代」(23.5%)、「40代」(18.9%)が比較的多く、それぞれ2割前後を占めています。



単一回答		
年代	回答数	%
10代	26	3.0%
20代	99	11.3%
30代	139	15.9%
40代	166	18.9%
50代	206	23.5%
60代	122	13.9%
70代以上	116	13.2%
無効回答	3	0.3%
合計	877	100.0%

(4) 世帯人数

回答者の世帯人数は、「2人」(30.4%)が最も多く、「3人」(26.7%)、「4人」(21.9%)と続いています。

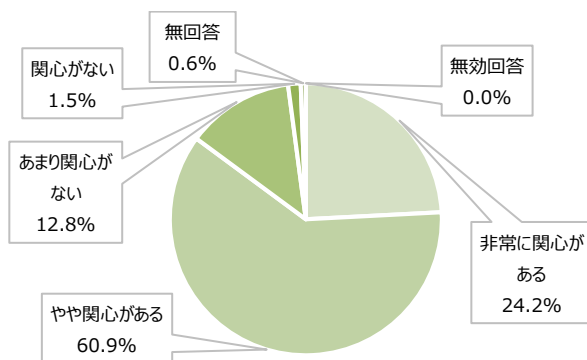


単一回答		
世帯人数	回答数	%
1人	82	9.4%
2人	267	30.4%
3人	234	26.7%
4人	192	21.9%
5人以上	99	11.3%
無効回答	3	0.3%
合計	877	100.0%

2. 2 ごみ問題に対する関心度について

問1 ごみ減量やリサイクルなど、ごみ問題に関心がありますか。(当てはまる番号を1つだけ丸で囲んで下さい。)

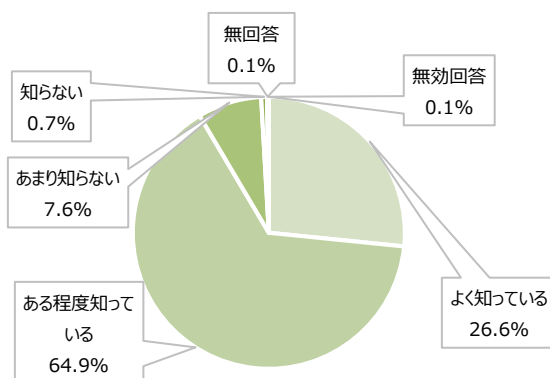
「やや関心がある」(60.9%)が最も多く、次いで「非常に関心がある」(24.2%)が多くなっており、大半について関心度が高いと見受けられます。



単一回答		
問 1	回答数	%
非常に関心がある	212	24.2%
やや関心がある	535	60.9%
あまり関心がない	112	12.8%
関心がない	13	1.5%
無回答	5	0.6%
無効回答	0	0.0%
合計	877	100.0%

問2 市が収集するごみの出し方(資源物を含む分別区分)について知っていますか。(あてはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。)

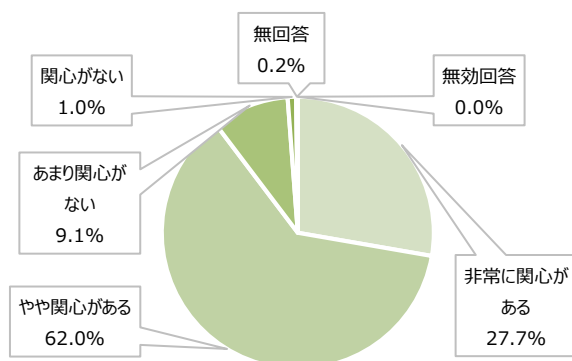
「ある程度知っている」(64.9%)が最も多く、次いで「よく知っている」(26.6%)が多くなっており、大半がごみの出し方を知っていると見受けられます。



単一回答		
問 2	回答数	%
よく知っている	233	26.6%
ある程度知っている	569	64.9%
あまり知らない	67	7.6%
知らない	6	0.7%
無回答	1	0.1%
無効回答	1	0.1%
合計	877	100.0%

問3 食品ロスに関心がありますか。(あてはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。)

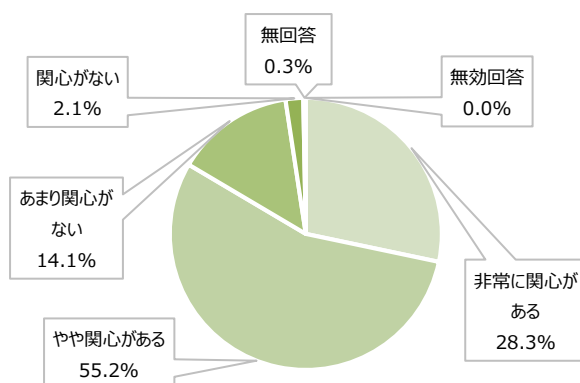
「やや関心がある」(62.0%)が最も多く、次いで「非常に関心がある」(27.7%)が多くなっており、大半について関心度が高いと見受けられます。



単一回答		
問3	回答数	%
非常に関心がある	243	27.7%
やや関心がある	543	62.0%
あまり関心がない	80	9.1%
関心がない	9	1.0%
無回答	2	0.2%
無効回答	0	0.0%
合計	877	100.0%

問4 廃プラスチックの汚染問題への取組みに関心がありますか。(あてはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。)

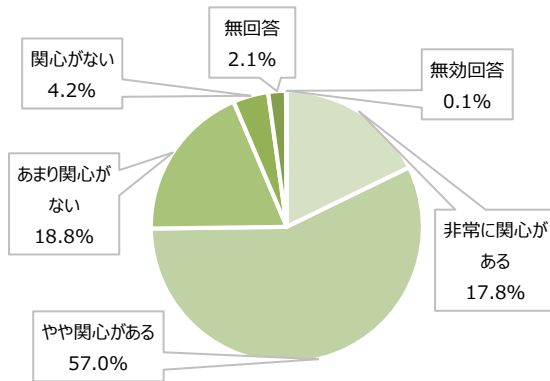
「やや関心がある」(55.2%)が最も多く、次いで「非常に関心がある」(28.3%)が多くなっており、大半について関心度が高いと見受けられます。



単一回答		
問4	回答数	%
非常に関心がある	248	28.3%
やや関心がある	484	55.2%
あまり関心がない	124	14.1%
関心がない	18	2.1%
無回答	3	0.3%
無効回答	0	0.0%
合計	877	100.0%

問5 SDGsの取組みに関心がありますか。(あてはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。)

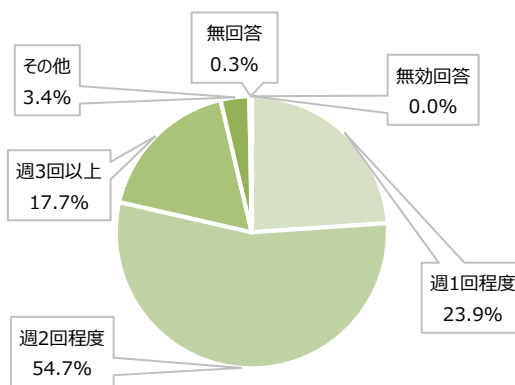
「やや関心がある」(57.0%)が最も多く、次いで「あまり関心がない」(18.8%)、「非常に関心がある」(17.8%)、「関心がない」(4.2%)。の順になっています。



単一回答		
問5	回答数	%
非常に関心がある	156	17.8%
やや関心がある	500	57.0%
あまり関心がない	165	18.8%
関心がない	37	4.2%
無回答	18	2.1%
無効回答	1	0.1%
合計	877	100.0%

問6 週、何回程度ごみを市の指定場所に排出していますか。(あてはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。)

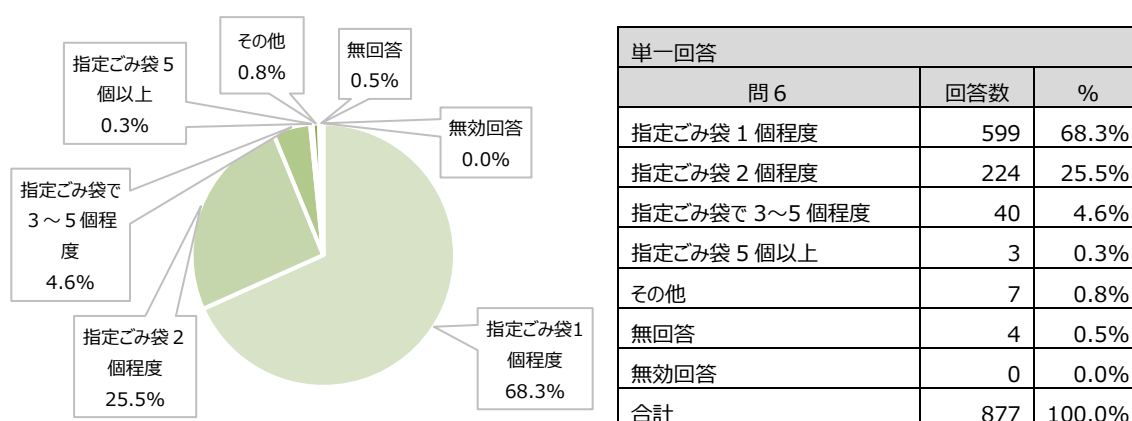
「週2回程度」(54.7%)が最も多く、次いで「週1回程度」(23.9%)、「週3回程度」(17.7%)、「その他」(3.4%)の順になっています。なお「その他」については、「2週間に1回」や「月に2回」といった回答が多く寄せられました。



単一回答		
問6	回答数	%
週1回程度	210	23.9%
週2回程度	479	54.7%
週3回以上	155	17.7%
その他	30	3.4%
無回答	3	0.3%
無効回答	0	0.0%
合計	877	100.0%

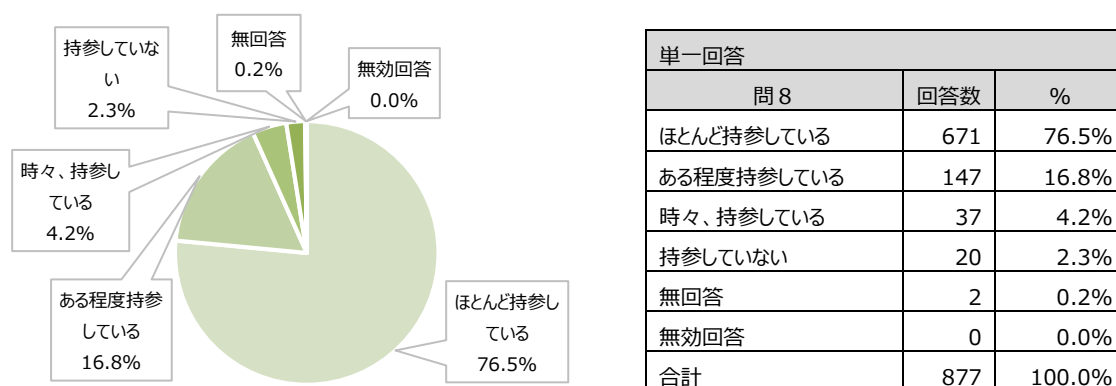
問7 1回あたりに、どの程度のごみを排出していますか。(あてはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。)

「指定ごみ袋1個程度」(68.3%)が最も多く、次いで「指定ごみ袋2個程度」(25.5%)、「指定ごみ袋3～5個程度」(4.6%)、「その他」(0.8%)、「指定ごみ袋5個以上」(0.3%)の順になっています。なお「その他」については、「指定ごみ袋小1個」や「指定ごみ1/3程度」といった回答が寄せられました。



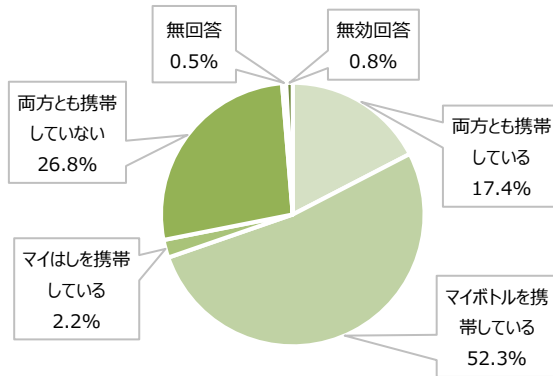
問8 ごみを減らすために、マイバッグなどの買い物袋を持参していますか。(あてはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。)

「ほとんど持参している」(76.5%)が最も多く、次いで「ある程度持参している」(16.8%)が多くなっており、大半について持参していると見受けられます。



問9 ご自分の水筒等（マイボトル）や、はし（マイはし）を携帯していますか。（あてはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。）

「マイボトルを携帯している」(52.3%)が最も多く、次いで「両方とも携帯していない」(26.8%)、「両方とも携帯している」(17.4%)、「マイはしを携帯している」(2.2%)、の順になっています。

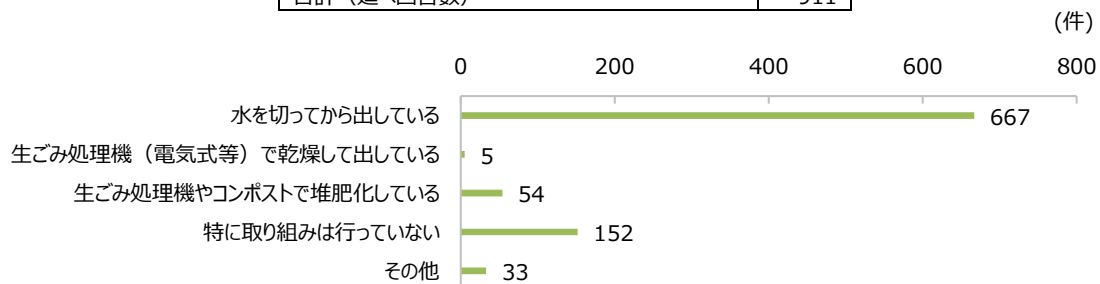


単一回答		
問9	回答数	%
両方とも携帯している	153	17.4%
マイボトルを携帯している	459	52.3%
マイはしを携帯している	19	2.2%
両方とも携帯していない	235	26.8%
無回答	4	0.5%
無効回答	7	0.8%
合計	877	100.0%

問10 生ごみを減らすために行っている取り組みはありますか。（あてはまる番号をすべて○で囲んで下さい。）

「水を切ってから出している」(667件)が最も多く、次いで「特に取り組みは行っていない」(152件)、「生ごみ処理機やコンポストで堆肥化している」(54件)、「その他」(33件)、「生ごみ処理機（電気式等）で乾燥して出している」(5件)の順になっています。なお「その他」については、「生ごみが出ないようにしている」や「必要な分だけ購入する」といった回答が多く寄せられました。

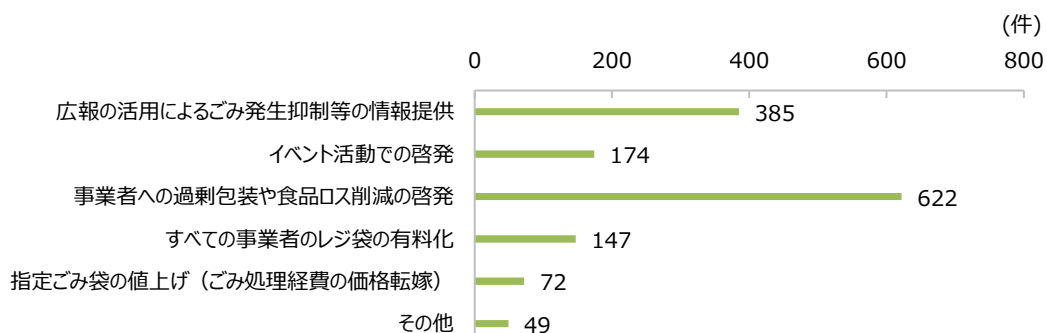
複数回答	
問10	回答数
水を切ってから出している	667
生ごみ処理機（電気式等）で乾燥して出している	5
生ごみ処理機やコンポストで堆肥化している	54
特に取り組みは行っていない	152
その他	33
合計（延べ回答数）	911



問 1 1 ごみの発生をおさえるためには、どのような施策が最も有効と考えますか。（あてはまる番号をすべて○で囲んで下さい。）

「事業者への過剰包装や食品ロス削減の啓発」（622件）が最も多く、次いで「広報の活用によるごみ発生抑制等の情報提供」（385件）、「イベント活動での啓発」（174件）、「すべての事業者のレジ袋の有料化」（147件）、「指定ごみ袋の値上げ（ごみ処理経費の価格転嫁）」（72件）、「その他」（49件）の順になっています。なお「その他」については、「生ごみが出ないようにしている」や「必要な分だけ購入する」といった回答が多く寄せられました。

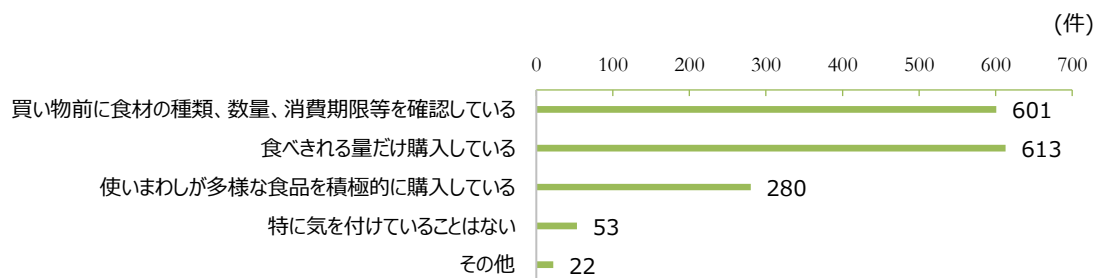
複数回答	
問 1 1	回答数
広報の活用によるごみ発生抑制等の情報提供	385
イベント活動での啓発	174
事業者への過剰包装や食品ロス削減の啓発	622
すべての事業者のレジ袋の有料化	147
指定ごみ袋の値上げ（ごみ処理経費の価格転嫁）	72
その他	49
合計（延べ回答数）	1449



問 1 2 食品を購入する際に気を付けていることはありますか。(あてはまる番号をすべて○で囲んで下さい。)

「食べられる量だけ購入している」(613件)が最も多く、次いで「買い物前に食材の種類、数量、消費期限等を確認している」(601件)、「使いまわしが多様な食品を積極的に購入している」(280件)、「特に気を付けていることはない」(53件)、「その他」(22件)の順になっています。なお「その他」については、「すぐに食べるものは賞味期限が近いものを買う」や「食べる」といった回答が寄せられました。

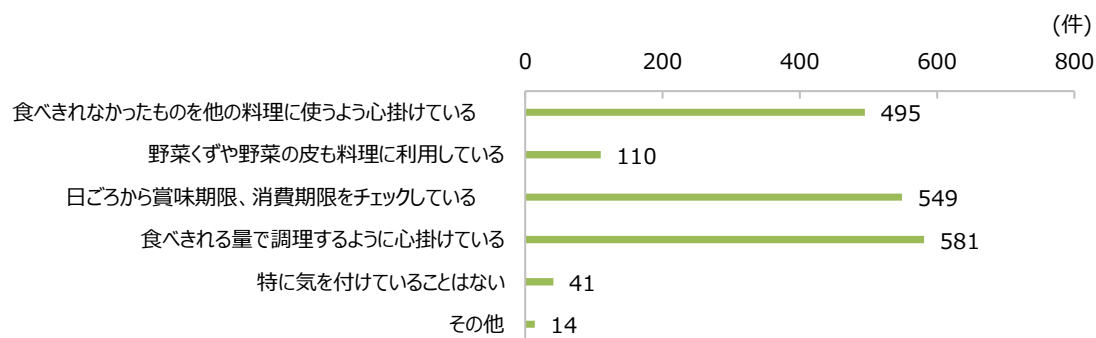
複数回答	
問 1 2	回答数
買い物前に食材の種類、数量、消費期限等を確認している	601
食べられる量だけ購入している	613
使いまわしが多様な食品を積極的に購入している	280
特に気を付けていることはない	53
その他	22
合計 (延べ回答数)	1569



問 1 3 調理などをする際に気を付けていることはありますか。(あてはまる番号をすべて○で囲んで下さい。)

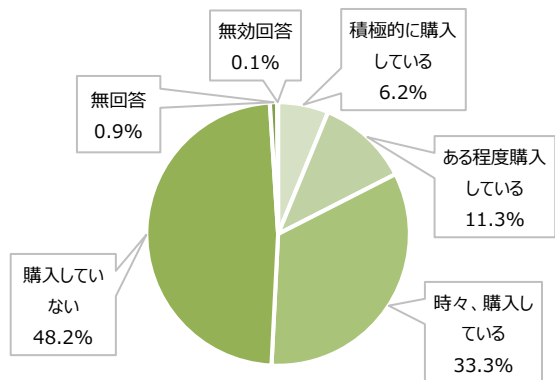
「食べきれる量で調理するように心掛けている」(581件)が最も多く、次いで「日ごろから賞味期限、消費期限をチェックしている」(549件)、「食べきれなかったものを他の料理に使うよう心掛けている」(495件)、「野菜くずや野菜の皮も料理に利用している」(110件)、「特に気を付けていることはない」(41件)、「その他」(14件)の順になっています。なお「その他」については、「冷凍保存の活用」や「食べきる」といった回答が寄せられました。

複数回答	
問 1 3	回答数
食べきれなかったものを他の料理に使うよう心掛けている	495
野菜くずや野菜の皮も料理に利用している	110
日ごろから賞味期限、消費期限をチェックしている	549
食べきれる量で調理するように心掛けている	581
特に気を付けていることはない	41
その他	14
合計 (延べ回答数)	1790



問 1 4 リユース品（中古品・古着等）の購入をしていますか。（あてはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。）

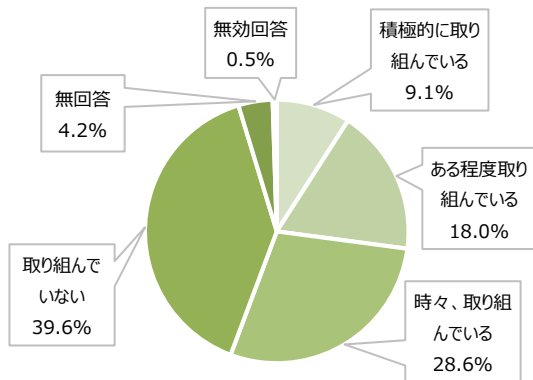
「購入していない」（48.2%）が最も多く、次いで「時々、購入している」（33.3%）、「ある程度購入している」（11.3%）、「積極的に購入している」（6.2%）の順に多くなっており、約半数は購入をしていると見受けられます。



単一回答		
問 1 4	回答数	%
積極的に購入している	54	6.2%
ある程度購入している	99	11.3%
時々、購入している	292	33.3%
購入していない	423	48.2%
無回答	8	0.9%
無効回答	1	0.1%
合計	877	100.0%

問 1 5 古着などは捨てずに、リサイクルショップやフリーマーケットに出したり、知人・友人に譲るなどリユースやリサイクルに取り組んでいますか。（あてはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。）

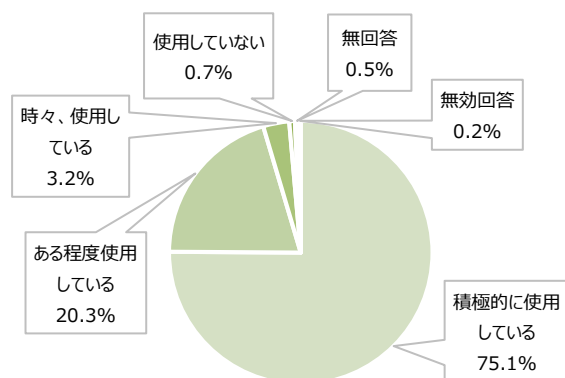
「取り組んでいない」（39.6%）が最も多く、次いで「時々、取り組んでいる」（28.6%）、「ある程度取り組んでいる」（18.0%）、「積極的に取り組んでいる」（9.1%）の順に多くなっており、約半数はリユース・リサイクルに取り組んでいることが見受けられます。



単一回答		
問 1 5	回答数	%
積極的に取り組んでいる	80	9.1%
ある程度取り組んでいる	158	18.0%
時々、取り組んでいる	251	28.6%
取り組んでいない	347	39.6%
無回答	37	4.2%
無効回答	4	0.5%
合計	877	100.0%

問 1 6 洗剤やシャンプーなどは中味を詰め替えられる商品を選択し、容器の再使用（リユース）をしていますか。（あてはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。）

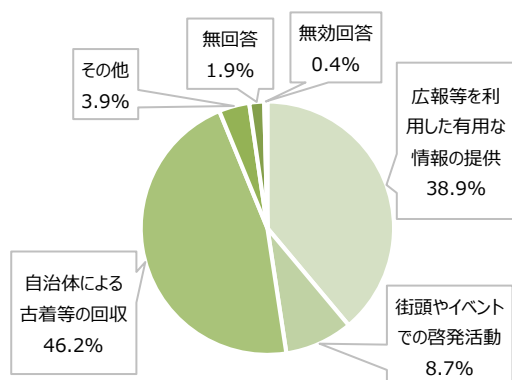
「積極的に使用している」（75.1%）が最も多く、次いで「ある程度使用している」（20.3%）、「時々、使用している」（3.2%）、「使用していない」（0.7%）の順に多くなっており、大多数が容器の再使用をしていることが見受けられます。



単一回答		
問 1 6	回答数	%
積極的に使用している	659	75.1%
ある程度使用している	178	20.3%
時々、使用している	28	3.2%
使用していない	6	0.7%
無回答	4	0.5%
無効回答	2	0.2%
合計	877	100.0%

問 1 7 再使用（リユース）の取り組みを促進するためには、どのような行政施策が最も有効と考えますか。（あてはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。）

「自治体による古着等の回収」（46.2%）が最も多く、次いで「広報等を利用した有用な情報の提供」（38.9%）、「街頭やイベントでの啓発活動」（8.7%）、「その他」（3.9%）の順になっています。なお「その他」については、「バザー（回収会、配布会）の開催」、「学校等での子どもへの教育」といった回答が多く寄せられました。

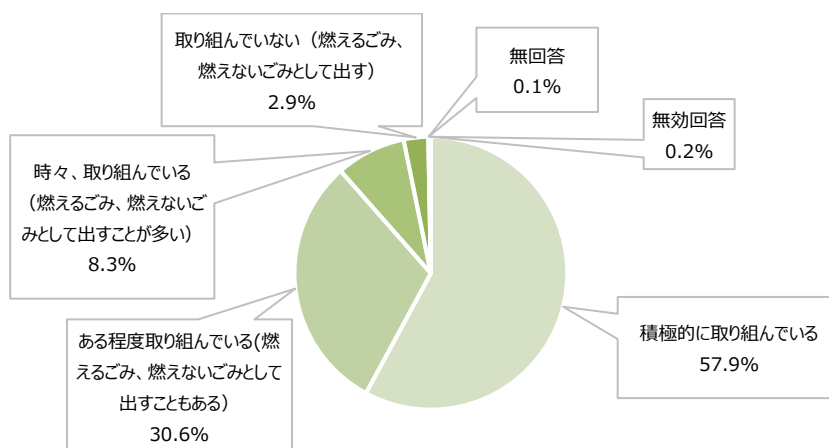


単一回答		
問 1 7	回答数	%
広報等を利用した有用な情報の提供	341	38.9%
街頭やイベントでの啓発活動	76	8.7%
自治体による古着等の回収	405	46.2%
その他	34	3.9%
無回答	17	1.9%
無効回答	4	0.4%
合計	877	100.0%

問 1 8 ごみ減量化のため、紙類、缶、ビン、ペットボトルなどのリサイクルに取り組んでいますか。
(あてはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。)

「積極的に取り組んでいる」(57.9%)が最も多く、次いで「ある程度取り組んでいる(燃えるごみ、燃えないごみとして出すこともある)」(30.6%)、「時々、取り組んでいる(燃えるごみ、燃えないごみとして出すことが多い)」(8.3%)、「取り組んでいない(燃えるごみ、燃えないごみとして出す)」(2.9%)の順になっています。大多数が、ごみ減量化のためのリサイクルに取り組んでいることが見受けられます。

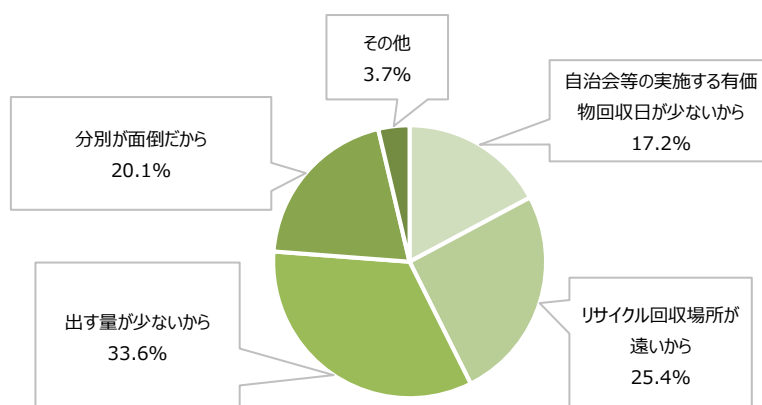
単一回答		
問 1 8	回答数	%
積極的に取り組んでいる	508	57.9%
ある程度取り組んでいる(燃えるごみ、燃えないごみとして出すこともある)	268	30.6%
時々、取り組んでいる(燃えるごみ、燃えないごみとして出すことが多い)	73	8.3%
取り組んでいない(燃えるごみ、燃えないごみとして出す)	25	2.9%
無回答	1	0.1%
無効回答	2	0.2%
合計	877	100.0%



問19 問18で、「時々、取り組んでいる（燃えるごみ、燃えないごみとして出すことが多い）」及び「取り組んでいない（燃えるごみ、燃えないごみとして出す）」とお答えの方にお伺いします。リサイクルではなく、燃えるごみ、燃えないごみとして出している主な理由をお答え下さい。（あてはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。）

「出す量が少ないから」（33.6%）が最も多く、次いで「リサイクル回収場所が遠いから」（25.4%）、「分別が面倒だから」（20.1%）、「自治会等の実施する有価物回収日が少ないから」（17.2%）、「その他」（3.7%）の順になっています。なお「その他」については、「分別保管する場所がないため」や「リサイクルステーションへ持って行く時間がない」といった回答が寄せられました。

単一回答		
問19	回答数	%
自治会等の実施する有価物回収日が少ないから	23	17.2%
リサイクル回収場所が遠いから	34	25.4%
出す量が少ないから	45	33.6%
分別が面倒だから	27	20.1%
その他	5	3.7%
合計（問18で、「時々、取り組んでいる（燃えるごみ、燃えないごみとして出すことが多い）」及び「取り組んでいない（燃えるごみ、燃えないごみとして出す）」と回答された方）	134	100.0%



問20 次のリサイクル品について、もっとも多く出している排出先はどこですか。(あてはまるものの中から1つだけ○で囲んで下さい。その他の場合は、具体的に排出先をご記入下さい。)

空きビン、空きカン、新聞・チラシ、雑誌、ペットボトルの5品目に関しては、大半が「市のリサイクルステーション」や「自治会等が実施する有価物回収」、「スーパー等で設置しているリサイクルボックス」などへ持ち込まれていることが見受けられます。なお、ペットボトルの搬出先に関しては、最も多い「市のリサイクルステーション」(45.7%)に次いで、「スーパー等で設置しているリサイクルボックス」(20.6%)が、「自治会等が実施する有価物回収」(16.0%)を上回っています。

一方で、紙パック、ミックス紙、プラ製容器・包装、白色トレーの4品目に関しては、「燃えるごみ、燃えないごみで出している」が最も多く、いずれの品目も4割前後を占めています。

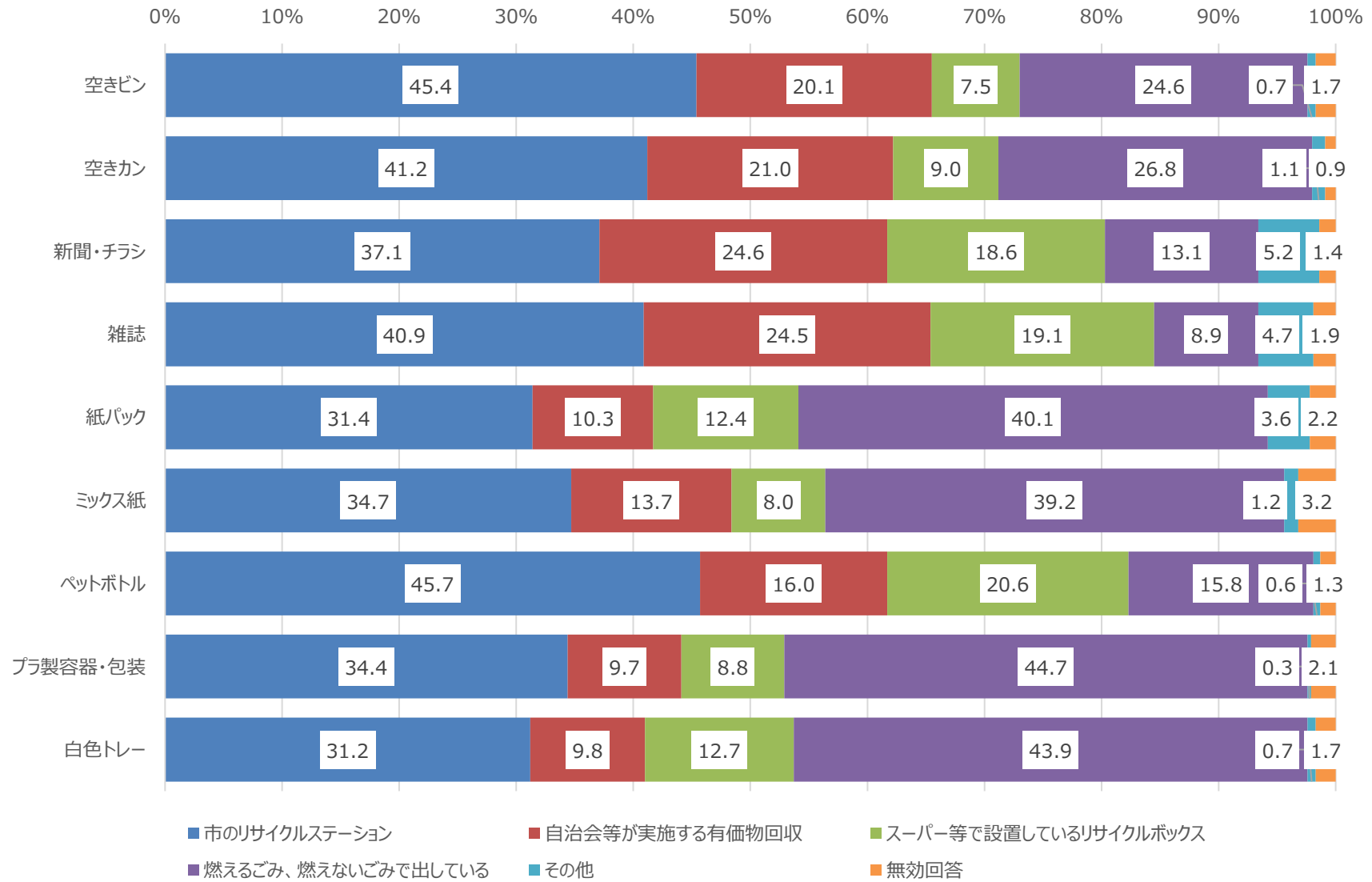
単一回答						
問20	市のリサイクルステーション	自治会等が実施する有価物回収	スーパー等で設置しているリサイクルボックス	燃えるごみ、燃えないごみで出している	その他	無効回答
品目	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数
空きビン	398	176	66	216	6	15
空きカン	361	184	79	235	10	8
新聞・チラシ	325	216	163	115	46	12
雑誌	359	215	167	78	41	17
紙パック ※1	275	90	109	352	32	19
ミックス紙 ※2	304	120	70	344	11	28
ペットボトル	401	140	181	139	5	11
プラ製容器・包装 ※3	302	85	77	392	3	18
白色トレー	274	86	111	385	6	15

※1：牛乳、ジュースのパック

※2：封筒、カレンダー、包装紙、空き箱、画用紙、ラップの芯、ポスター、コピー用紙、ダイレクトメール、ノート、紙袋など（紙マークのあるものも含む）

ただし、使用済みティッシュや汚れたもの、紙製品でないものは除く

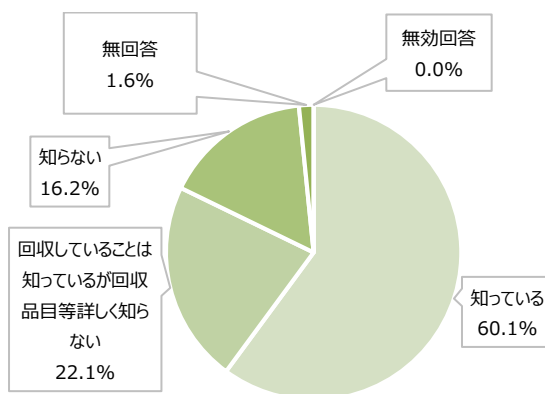
※3：プラマークの入っているもの



問 2 1 市のリサイクルステーション3箇所において、家電リサイクル法に基づく家電4品目（テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機）を除く家電を、「使用済小型家電」として回収していることをご存じですか。（あてはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。）

「知っている」(60.1%)が最も多く、次いで「回収していることは知っているが回収品目等詳しく知らない」(22.1%)、「知らない」(16.2%)の順になっており、大半は回収していることは知っていると見受けられます。

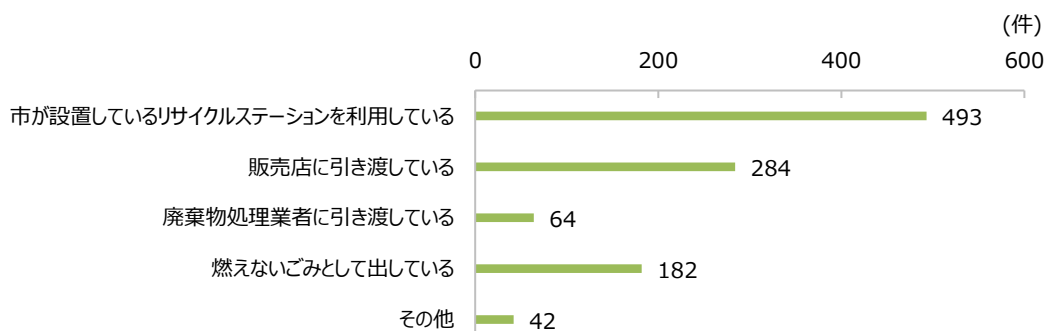
単一回答		
問 2 1	回答数	%
知っている	527	60.1%
回収していることは知っているが回収品目等詳しく知らない	194	22.1%
知らない	142	16.2%
無回答	14	1.6%
無効回答	0	0.0%
合計	877	100.0%



問 2 2 小型家電の廃棄はどのように行っていますか。(あてはまる番号をすべて○で囲んで下さい。)

「市が設置しているリサイクルステーションを利用している」(493件)が最も多く、次いで「販売店に引き渡している」(284件)、「燃えないごみとして出している」(182件)、「廃棄物処理業者に引き渡している」(64件)、「その他」(42件)の順になっています。なお「その他」については、「リサイクルショップ」や「粗大ごみとして」、「出したことがない」といった回答が寄せられました。

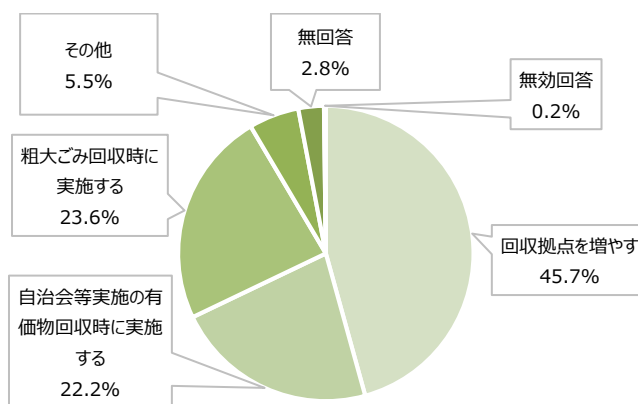
複数回答	
問 2 2	回答数
市が設置しているリサイクルステーションを利用している	493
販売店に引き渡している	284
廃棄物処理業者に引き渡している	64
燃えないごみとして出している	182
その他	42
合計(延べ回答数)	1065



問 2 3 市が小型家電を回収するにあたり、どのような方法が一番協力しやすいですか。(あてはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。)

「回収拠点を増やす」(45.7%)が最も多く、次いで「粗大ごみ回収時に実施する」(23.6%)、「自治会等実施の有価物回収時に実施する」(22.2%)、「その他」(5.5%)の順になっています。なお「その他」については、「現状のままで良い」や「使用済み小型家電の回収日を設ける」といった回答が寄せられました。

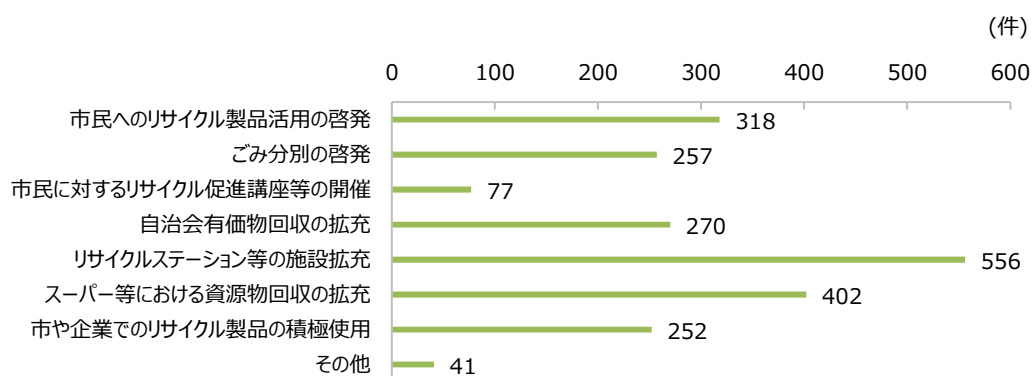
単一回答		
問 2 3	回答数	%
回収拠点を増やす	401	45.7%
自治会等実施の有価物回収時に実施する	195	22.2%
粗大ごみ回収時に実施する	207	23.6%
その他	48	5.5%
無回答	24	2.8%
無効回答	2	0.2%
合計	877	100.0%



問 2 4 リサイクルの取り組みを促進するためには、どのような施策が最も有効だと考えますか。（あてはまる番号をすべて○で囲んで下さい。）

「リサイクルステーション等の施設拡充」(556件)が最も多く、次いで「スーパー等における資源物回収の拡充」(402件)、「市民へのリサイクル製品活用の啓発」(318件)、「自治会有価物回収の拡充」(270件)、「ごみ分別の啓発」(257件)、「市や企業でのリサイクル製品の積極使用」(252件)、「市民に対するリサイクル促進講座等の開催」(77件)、「その他」(41件)の順になっています。なお「その他」については、「ポイント制度の導入」や「市民の意識改革が必要」といった回答が寄せられました。

複数回答	
問 2 4	回答数
市民へのリサイクル製品活用の啓発	318
ごみ分別の啓発	257
市民に対するリサイクル促進講座等の開催	77
自治会有価物回収の拡充	270
リサイクルステーション等の施設拡充	556
スーパー等における資源物回収の拡充	402
市や企業でのリサイクル製品の積極使用	252
その他	41
合計（延べ回答数）	2173



資料2 事業所アンケート結果

1. 調査概要

1. 1 調査の目的

事業者のごみの分別や減量化・リサイクルに対する関心、実際に取り組んでいる内容等を把握するために、調査を行いました。調査結果は、本市の一般廃棄物処理基本計画を策定するための基礎資料とします。

1. 2 調査対象、調査期間

市内の事業者50社（無作為抽出）を対象とし、郵送により調査しました。また調査票の発送後、お礼状兼督促ハガキを発送しました。

調査期間は以下のとおりです。

調査開始日：令和4年9月 6日(火)

回答締切日：令和4年9月20日(火)

1. 3 回収率

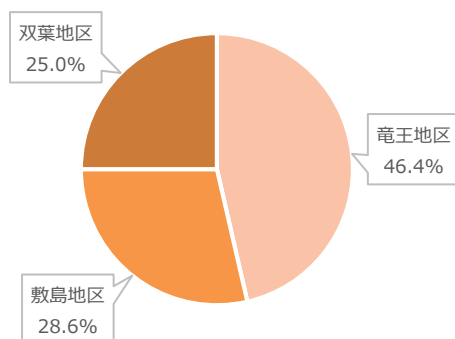
調査対象50社に対して28件の回答をいただき、回収率は56.0%となりました。

2. 調査結果

2. 1 属性

(1) 所在地区

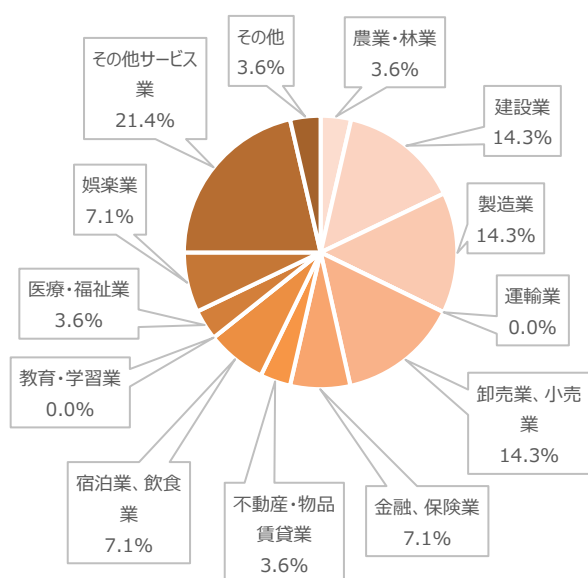
回答事業者の地区は、「竜王地区」が46.4%、「敷島地区」が28.6%、「双葉地区」が25.0%となっており、「竜王地区」が5割近くを占めています。



単一回答		
所在地区	回答数	%
竜王	13	46.4%
敷島	8	28.6%
双葉	7	25.0%
合計	28	100.0%

(2) 業種

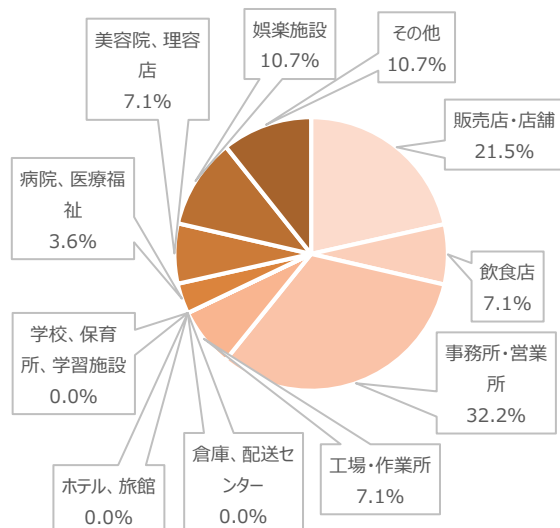
回答事業者の業種は、「その他サービス業」(21.4%)と最も多く、「建設業」「製造業」「卸売業、小売業」(各14.3%)が続いています。



単一回答		
業種	回答数	%
農業・林業	1	3.6%
建設業	4	14.3%
製造業	4	14.3%
運輸業	0	0.0%
卸売業、小売業	4	14.3%
金融、保険業	2	7.1%
不動産・物品賃貸業	1	3.6%
宿泊業、飲食業	2	7.1%
教育・学習業	0	0.0%
医療・福祉業	1	3.6%
娯楽業	2	7.1%
その他サービス業	6	21.4%
その他	1	3.6%
合計	28	100.0%

(3) 事業形態

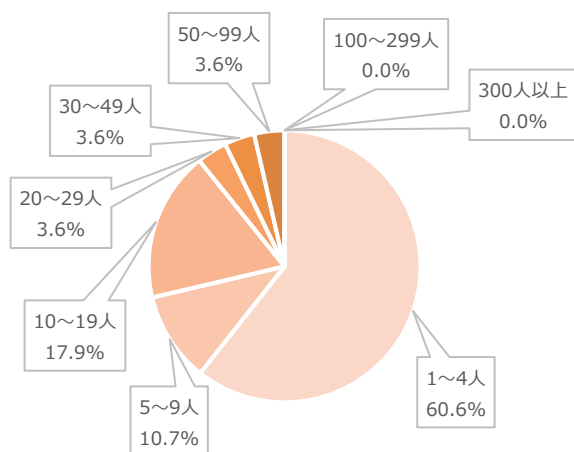
回答事業者の事業形態は、「事務所・営業所」(32.2%)が最も多く、「販売店・店舗」(21.5%)、「娯楽施設」「その他」(10.7%)の順となっています。



単一回答		
事業形態	回答数	%
販売店・店舗	6	21.5%
飲食店	2	7.1%
事務所・営業所	9	32.2%
工場・作業所	2	7.1%
倉庫、配送センター	0	0.0%
ホテル、旅館	0	0.0%
学校、保育所、学習施設	0	0.0%
病院、医療福祉	1	3.6%
美容院、理容店	2	7.1%
娯楽施設	3	10.7%
その他	3	10.7%
合計	28	100.0%

(4) 従業員数

回答事業者の従業員数は、「1～4人」(60.6%)が最も多く、「10～19人」(17.9%)、「5～9人」(10.7%)と続いています。



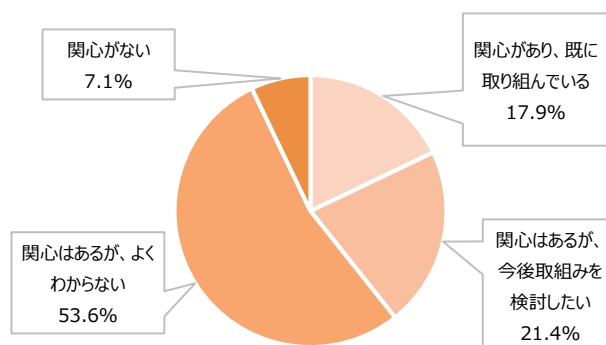
単一回答		
従業員数	回答数	%
1～4人	17	60.6%
5～9人	3	10.7%
10～19人	5	17.9%
20～29人	1	3.6%
30～49人	1	3.6%
50～99人	1	3.6%
100～299人	0	0.0%
300人以上	0	0.0%
合計	28	100.0%

2. 2 ごみ問題に対する関心度について

問1 貴事業所では、SDGsについて関心がありますか。(あてはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。)

「関心はあるが、よくわからない」(53.6%)が最も多く、次いで「関心はあるが、今後取組みを検討したい」(21.4%)、「関心があり、既に取り組んでいる」(17.9%)、「関心がない」(7.1%)の順となっています。

問1	回答数	%
関心があり、既に取り組んでいる	5	17.9%
関心はあるが、今後取組みを検討したい	6	21.4%
関心はあるが、よくわからない	15	53.6%
関心がない	2	7.1%
合計	28	100.0%

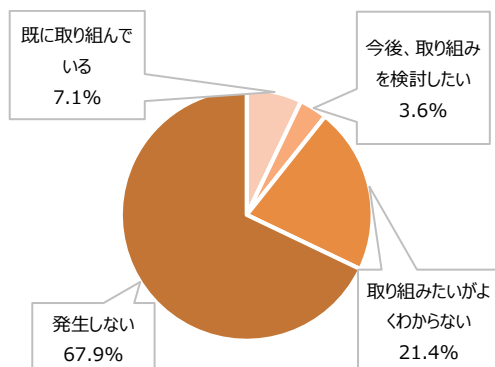


問2 SDGsの取組みについて「関心があり、既に取り組んでいる」と「関心はあるが、今後取組みを検討したい」を選択した貴事業所に伺います。どのような活動に取り組んでいますか。または、取り組もうと考えていますか。簡単に活動内容をご記入下さい。

記述
問2 (記入)
森林資源の利用にかかわる取組。化石燃料の代替。
太陽光発電の設置。
ペットボトルのリサイクル(エコキャップ)。
対応の仕方を検討中。
薬剤のパッケージやボトルなどをしっかりリサイクルしている。
プラスチック、ペットボトルの分別、段ボール等をリサイクルステーションへリサイクル可能なものは処理するように努めている。
LED、太陽光発電。
廃棄物の対応(保管、管理) 低炭素への対応方法を今後の課題として情報収集中。
再生品の利用。
各種書類の紙ベースを廃止し、データによる保存。
環境負荷低減に向けた推進。

問3 貴事業所では、発生する食品系廃棄物への取り組みをしていますか。（あてはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。）

「発生しない」(67.9%)が最も多く、次いで「取り組みたいがよくわからない」(21.4%)、「既に取り組んでいる」(7.1%)、「今後、取り組みを検討したい」(3.6%)の順となっています。



単一回答		
問3	回答数	%
既に取り組んでいる	2	7.1%
今後、取り組みを検討したい	1	3.6%
取り組みたいがよくわからない	6	21.4%
発生しない	19	67.9%
合計	28	100.0%

問4 食品ロスへの取り組みについて、「既に取り組んでいる」と「今後、取り組みを検討したい」を選択した貴事業所に伺います。どのような活動に取り組んでいますか。または、取り組もうと考えていますか。簡単に活動内容をご記入下さい。

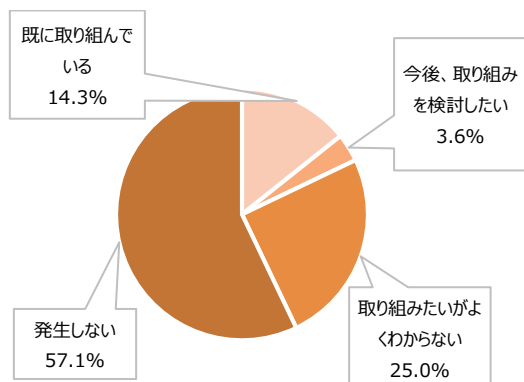
記述

問4（記入）

仕入れを必要分のみとして在庫を減らす。

問5 貴事業所では、廃プラスチックへの取り組みをしていますか。(あてはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。)

「発生しない」(57.1%)が最も多く、次いで「取り組みたいがよくわからない」(25.0%)、「既に取り組んでいる」(14.3%)、「今後、取り組みを検討したい」(3.6%)の順となっています。



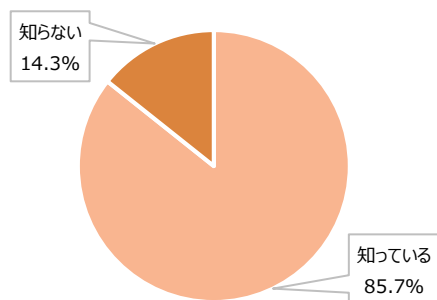
単一回答		
問5	回答数	%
既に取り組んでいる	4	14.3%
今後、取り組みを検討したい	1	3.6%
取り組みたいがよくわからない	7	25.0%
発生しない	16	57.1%
合計	28	100.0%

問6 廃プラ汚染問題への取り組みについて、「既に取り組んでいる」と「今後、取り組みを検討したい」を選択した貴事業所に伺います。どのような活動に取り組んでいますか。または、取り組もうと考えていますか。簡単に活動内容をご記入下さい。

記述
問6 (記入)
ペットボトル、エコキャップのリサイクル。
社内的にはごく微量であるが、混合廃棄物として適正に処理している。
インクカートリッジは特定の場所に廃棄している。

問7 事業系活動に伴って排出されるごみは、産業廃棄物と事業系一般廃棄物とに分類され、排出事業所が、自ら適正に処理する責任があります。このことをご存じでしょうか。（あてはまる番号を一つだけ○で囲んで下さい。）

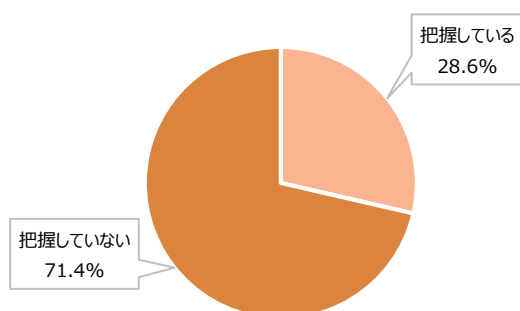
「知っている」(85.7%)、「知らない」(14.3%)となっています。全事業者が認識出来てはいないことが見受けられます。



単一回答		
問7	回答数	%
知っている	24	85.7%
知らない	4	14.3%
合計	28	100.0%

問8 貴事業所では、1ヶ月間のごみの排出量を把握していますか。（あてはまる番号を一つだけ○で囲んで下さい。把握している場合は1か月間のごみの排出量（数量）をご記入下さい。）

「把握している」(28.6%)、「把握していない」(71.4%)となっています。



単一回答		
問8	回答数	%
把握している	8	28.6%
把握していない	20	71.4%
合計	28	100.0%

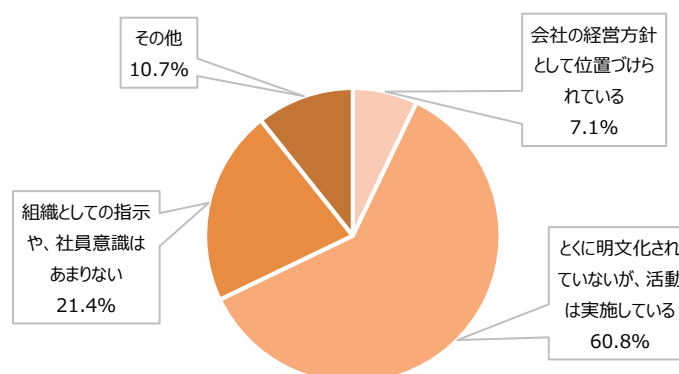
記述
問8 -排出量 kg
400 kg
5 kg
10kg~12kg
250t
20kg

※未回答：3件

問9 貴事業所における、ごみの減量化、リサイクルに対する考え方について（あてはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。）

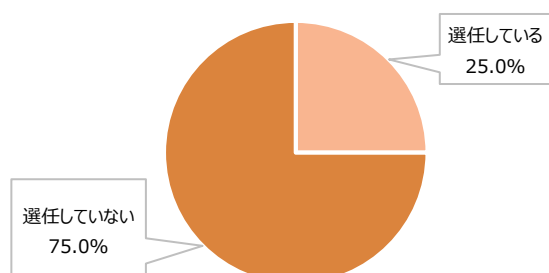
「とくに明文化されていないが、活動は実施している」(60.7%)が最も多く、次いで「組織としての指示や、社員意識はあまりない」(21.4%)、「その他」(10.7%)、「会社の経営方針として位置づけられている」(7.1%)、なお「その他」については、「ごみの分別には気を付けている」といった回答が寄せられました。

単一回答		
問9	回答数	%
会社の経営方針として位置づけられている	2	7.1%
とくに明文化されていないが、活動は実施している	17	60.8%
組織としての指示や、社員意識はあまりない	6	21.4%
その他	3	10.7%
合計	28	100.0%



問10 貴事業所では、廃棄物の管理責任者（担当者）を選任していますか。（あてはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。）

「選任していない」(75.0%)、「選任している」(25.0%)となっており、大半について「選任していない」ことが見受けられます。

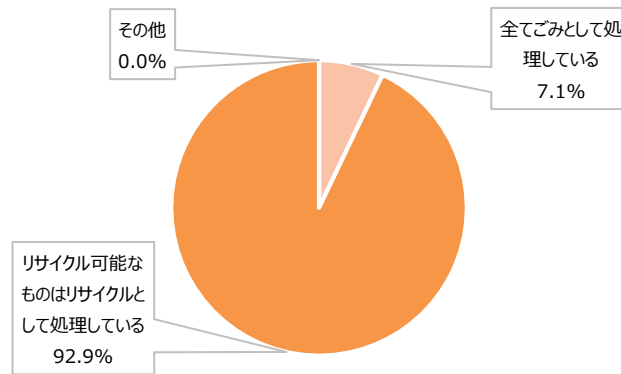


単一回答		
問10	回答数	%
選任している	7	25.0%
選任していない	21	75.0%
合計	28	100.0%

問 1 1 現状の排出処理についてお伺いいたします。(あてはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。)

「リサイクル可能なものはリサイクルとして処理している」(92.9%)が最も多く、次いで「全てごみとして処理している」(7.1%)、の順になっており、大半がリサイクルに努めていることが見受けられます。

単一回答		
問 1 1	回答数	%
全てごみとして処理している	2	7.1%
リサイクル可能なものはリサイクルとして処理している	26	92.9%
その他	0	0.0%
合計	28	100.0%



問 1 2 貴事業所では、事業活動に伴い発生するごみや資源物を、具体的にどのように処理していますか。（ごみの種類ごと、最も多い処理方法を番号 1～9の中から1つだけ○で囲んで下さい。その他の場合は、具体的に排出先をご記入下さい。）

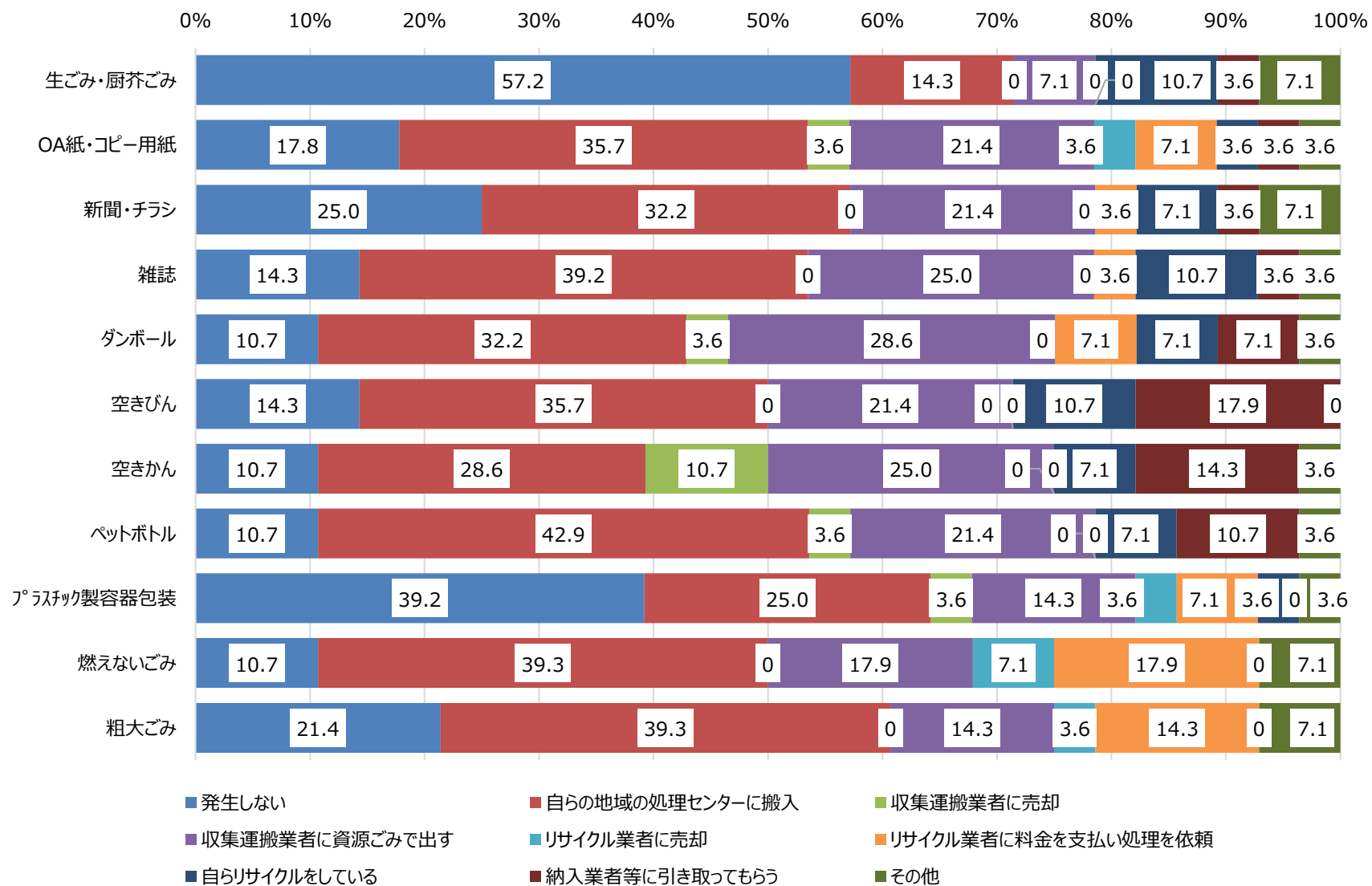
11品目に関して大半が「自らの地域の処理センターに搬入」にて処理していることが見受けられます。また「生ごみ・厨芥ごみ」を除いた10品目については「収集運搬業者に資源ごみで出す」にて処理しており、資源物としての排出に努めていることも見受けられます。

なお、ダンボール、空きびん、空きかん、ペットボトルなどに関しては、「納入業者等に引き取ってもらう」にて処理しているケースも見受けられます。

一方で、生ごみ・厨芥ごみ、雑誌、空きびん、燃えないごみ、粗大ごみなどを「自らリサイクル」にて処理しているケースも見られました。

単一回答									
問 1 2	発生しない	自らの地域の処理センターに搬入	収集運搬業者に売却	収集運搬業者に資源ごみで出す	リサイクル業者に売却	リサイクル業者に料金を支払い処理を依頼	自らリサイクルをしている	納入業者等に引き取ってもらう	その他
品目	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数
生ごみ・厨芥ごみ	16	4	0	2	0	0	3	1	2
OA紙・コピー用紙	5	10	1	6	1	2	1	1	1
新聞・チラシ	7	9	0	6	0	1	2	1	2
雑誌	4	11	0	7	0	1	3	1	1
ダンボール	3	9	1	8	0	2	2	2	1
空きびん	4	10	0	6	0	0	3	5	0
空きかん	3	8	3	7	0	0	2	4	1
ペットボトル	3	12	1	6	0	0	2	3	1
プラスチック製容器包	11	7	1	4	1	2	1	0	1
燃えないごみ	3	11	0	5	2	5	0	0	2
粗大ごみ	6	11	0	4	1	4	0	0	2

資料編

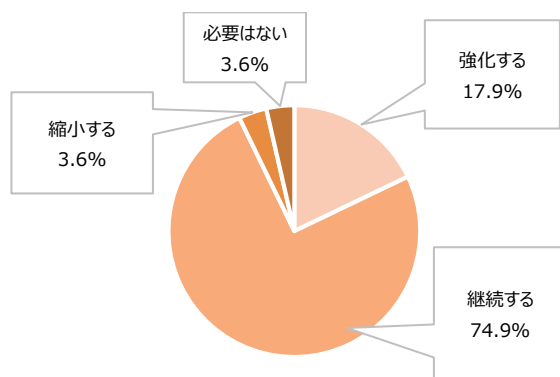


問 1 3 貴事業所で、取り組んでいるごみの減量、リサイクル行動がありましたら、ご記入下さい。

記述
問 1 3 (記入)
コピー用紙を両面使用している。
分別を呼びかける。
DX 導入によるペーパーレス化。
ペットボトル、キャップのリサイクル。
貴金属のパキュームダスト、石膏くずなどを回収業者に出している。
分けられるものは分別し、業者に処理依頼をしている。
分別を確り行い、リサイクルの意識も持つ事。
資源ごみはできるだけ分別して、リサイクルをする。
ごみの分別。
コピー用紙は裏紙で使ったあとリサイクルしている。
ペーパーレス化。

問 1 4 貴事業所で発生するごみについて、今後の減量化をどのように進めようと考えていますか。
(あてはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。)

「継続する」(74.9%)が最も多く、次いで「強化する」(17.9%)、「縮小する」「必要はない」(ともに3.6%)の順になっています。大半がごみの減量化に引き続き努めていくことが見受けられます。



単一回答		
問 1 4	回答数	%
強化する	5	17.9%
継続する	21	74.9%
縮小する	1	3.6%
必要はない	1	3.6%
合計	28	100.0%

問 1 5 貴事業所で発生するごみの減量化、リサイクル化を進めるうえでの課題は何ですか。(あてはまる番号をすべて○で囲んで下さい。)

「減量するものがほとんどない」(12件)が最も多く、次いで「リサイクル化できるだけの量がない」(9件)、「企業秘密に関わるもののため処理が難しい」「経費がかかる」(ともに3件)、「リサイクル品の保管場所がない」(2件)、「仕事が忙しく手間や時間が取れない」「その他」(ともに1件)の順になっています。なお「その他」については、「このアンケートも封筒が勿体ないので、オンラインにするべき。」や「未だにゴミの分別されていないため、家庭、学校などで子供のころからゴミ分別の教育が必要。」といった回答が寄せられました。

複数回答	
問 1 5	回答数
減量するものがほとんどない	12
リサイクル化できるだけの量がない	9
リサイクル品の保管場所がない	2
企業秘密に関わるもののため処理が難しい	3
仕事が忙しく手間や時間が取れない	1
経費がかかる	3
関連会社や取引先との調整が難しい	0
費用対効果ははっきりしない、経済的メリットが得られない	0
資源物の回収業者がわからない	0
その他	1
合計	31





第2次
甲斐市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）

令和5年3月発行

甲斐市 生活環境部 環境課

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地

TEL : 055-278-1760

FAX : 055-278-2046